



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



行

政

上

14

652

日本行政法上卷 目次

緒論

第一章 行政法ノ意義

第一節 行政法ノ觀念

第二節 行政法ハ公法ナリ

第二章 行政ノ淵源

第一節 法源ノ概論

第二節 内地ノ行政法規

第三節 殖民地ノ行政法規



第一編 總則

第一章 法律關係ノ主体

第一節 國家

一 二 〇 六 六 一 八 〇 三 九 三 九

大正 7. 10. 14 購求

第二節	國家機關殊二行政官廳	五一
第三節	公法人	七五
第四節	臣民	一三四
第二章	公法上、法律原因	一四九
第一節	公法的法律行為、概論	一五二
第二節	行政処分公法上、契約及協定	一六二
第一款	行政処分	一六三
第二款	公法上、契約	一七八
第三款	公法上、協定	一八三
第三節	行政行為、成立	一八七
第四節	行政行為、瑕疵及取消	一九三
第一款	國家行為、瑕疵概論	一九四
第二款	行政行為、無效	二〇四
第三款	行政行為、取消	二一七

第二編 行政組織法

第一章 中央官制

第一節 概說

第二節 各省大臣

第三節 內閣及內閣總理大臣

第二章 地方制度

第一節 市町村

第一款 市町村、性質

第二款 市町村、構成

第三款 市町村、機關

第四款 市町村、事務

第五款 市町村、財政

第六款 市町村、監督

二三五
二三五
二三七
二四二
二四九
二五〇
二五〇
二五〇
二五三
二六二
二七四
二八二
二八九

第七款	市町村内、區及市町村組合	二九八
第二節	府縣及郡	三〇三
第一款	府 縣	三〇四
第二款	郡	三一六
第三節	北海道	三一八
第三章	殖民地	三二一
第一節	朝鮮	三二一
第二節	台灣樺太及關東州	三二六
第四章	官吏及公吏	三二八
第一節	官吏、性質	三二八
第二節	官吏、任命	三三九
第三節	官吏、義務	三四八
第四節	官吏、權利	三六〇
第五節	官吏、責任	三七一

第一款	懲戒処分	三七一
第二款	官吏、刑法上、責任	三八〇
第三款	官吏、國家ニ対スル賠償責任	三八四
第四款	官吏、第三者ニ対スル賠償責任	三八八
第六節	官吏關係、終了及ヒ辭職	三九一
第七節	公 吏	三九六

日本行政法 上巻



緒論

第一章 行政法ノ意義

行政法ハ行政ニ関スル公法ナリ。其ノ行政ニ関スル法ナルコトニ於テ司法ニ関スル法ナル刑法及ヒ訴訟法並ニ主トシテ立法権ノ組織作用ヲ論ジ併セテ國法ノ全体ニ道スル基礎原則ヲ研究スルモノタル憲法ト區別ス。其ノ公法タルコトニ於テ民法其他ノ私法ト區別セラレ。行政法ノ定義ヲ明ニスル爲メニ此ノニ對テ付テ説明スルヲ要ス。

第一節 行政法ノ觀念

行政法ハ行政ニ関スル法ナリ、其ノ觀念ハ以テ立法司法ニ對ス、
國家ノ作用カ立法、司法及ヒ行政ノ三種ニ大別セラル、コトハ憲法
ノ諸義ニ於テ已ニ知ラル、カ如シ、
立法、司法及ヒ行政ノ三種ノ觀念ハ其ノ實質ノ意味ト形式ノ意味
トニ區別スルコトヲ要ス、實質ノ意味ニ於ケル立法トハ法規ヲ制定
スルノ作用ナリ、司法トハ犯罪者ニ對シテ罰ヲ科シ及ヒ人民間ノ私
利ノ争ヲ裁決スルノ作用ナリ、而シテ行政トハ立法司法ノ外國家及
國民ノ利益ヲ全フスルカ爲メニ存スル知ノ國家ノ一切ノ活動ヲ意味
ス、立憲國ニ於テハ之等三種ノ作用ハ各別種ノ機關ヲシテ行ハレム
ルヲ原則トス、立法ノ爲メニハ立法機關アリ、司法ノ爲メニハ司法
機關アリ、而シテ行政ノ爲メニハ行政機關アリ、之レ立憲國ニ於

ケル所謂三權分立主義ナリ、各立憲國ヲ通シテ普ク行ハル、所也、
三權分立主義トハ敢テ國法ヲ三權ノ獨立ノ權力ニ分ル、コトヲ意
味スルモノニアラス、國權ヲ三分スルハ國權ノ統一ヲ破壊ス、國家
カ統一の団体タルノ性質ト相容レザルモノナリ、
三權分立トハ又テ立法司法及ヒ行政ノ三種ノ作用ヲ原則トシテ別
種ノ機關ヲシテ行ハレムルコトヲ意味スルニスキス、各種ノ機關ハ
又必ラス其ノ全然分離スルコトヲ必要トスルニアラス、又タ全ク全
一ノ機關ヲ此等ノ別種ノ作用ヲ併セヨルモノナラザルヲ要ス、
此ノ意味ニ於テハ三權分立主義ハ我憲法ノ下ニ於テモ亦行ハル、所
ナリ、憲法ハ第五條ニ於テ立法權ハ天皇議會、收贖ヲ以テ之ヲ行フ
コトヲ定メ、第七條ハ司法權ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之ヲ行フコ
トヲ定ム、行政法ニ付テハ憲法ハ別ニ明言スルコトナシト雖モ之レ
國憲ノ凡テノ作用ハ特ニ憲法ニ關係セラルトモ、外天皇カ總攬シ給
フ如ナルカ故ニシテ行政法ハ天皇ノ總攬シ給フヲ意味スルモノナ

リ、換言スレハ、我國ニ於テモ立法機關トシテハ天皇及議會アリ、議會ノ授權ヲ以テ天皇之ヲ行フヲ原則トス、司法機關トシテハ裁判所アリ、天皇ノ名ニ於テ行フヲ原則トス、天皇ノ名ニ於テト云フコトハ司法權ノ本末ハ天皇ノ大權ニ屬ス、而シテ裁判所カ天皇ニ代リテ之ヲ行フモノナルコトヲ表明スルモノナリ、行政機關トシテハ天皇ヲ中根トシテ天皇ハ或ハ國務大臣ノ補濟ヲ以テ親裁シテ之ヲ行ヒ、或ハ天皇ノ下ニ於ケル各種ノ機關ニ委任シテ之レヲ行ハシム。

近來ノ立憲國、殊ニ我國ニ於テ実行セラル、三權分立ノ要旨トスル如ハ畧以上ノ如シ、然レハ此原則ハ夫シテ例外ナク貫徹セラル、モノニアラス、立法カ立法機關ニ屬シ、行政カ行政機關ニ屬スルトスルハ只々大體ノ原則ナルニ止マリ、憲法自身ニ於テ已ニ之カダラシノ例外ヲ認ム、立法ノ性質ヲ有スル作用ニシテ行政官ノ權限ニ屬シ、シテラシ、モノ頗ル多ク、一方ニ於テハ行政ノ性質ヲ有スル作用ニ

ニシテ議會ノ授權ヲ必要トスルモノアリ

命令ヲ發スル權ハ性質上立法ニ屬シ、而モ行政機關ノ權限ニ屬スルモノナリ、議會カ予備ノ授權又ハ權限ヲ有スルハ性質上ハ行政ニ屬シテ而モ立法機關ノ權限ニ屬スルモノナリ、司法權カ裁判所ニ屬スルノ原則ニ付テハ例外ナルモノ、斯如ニ多カラストモ尚モ法律ニヨリテ其例外ヲ認ムルモノ必ラスシモ少ナカラス、所謂分立ノ原則ハ如斯多ク、例外ヲ有スルヲ以テ立法機關ノ權限ニ屬スルモノト雖モ必ラスシモ皆性質上ノ立法ト云フヲ得ス、行政及モ司法機關ノ權限ニ屬スルモノト雖モ必ラスシモ實質上ノ司法行政ナリト云フヲ得ス。

各種ノ機關ノ權限ハ如斯相錯綜セハ、故ニ立法司法及モ行政ノ觀念ハ其ノ實質ノ意味ノ外ニ別ニ形式上ノ意味ヲ生シタリ、形式ノ意味ニ於テハ專ラ之ヲ管掌スル機關ニ重ヲ置フモノニシテ敢テ其ノ作用ノ性質ヲ向ハス、立法機關ノ權限ニ屬スルモノヲ形式的立法ト云

行政機関ノ権限ニ屬スルモノヲ形式の行政ト云ヒ、司法機關
ノ権限ニ屬スルモノヲ形式の司法ト云フ。要之行政トハ法規ヲ制定
シ民事及ヒ刑事ニ關シテ法規ノ適用ヲ規定スル以外、國家及ヒ國民
ノ利益ヲ達スル爲トニスル一切ノ國家ノ作用ヲ云ヒ、其ノ形式ノ意
味ニ於テハ帝國議會ノ決議ヲ經テ行ハレ又司法裁判所ノ権限ニヨリ
テ行ハル、モノノ外或ハ天皇ノ大権ニヨリ或ハ天皇ノ下ニ於ケル各
種ノ機關ニ委任シテ行ハレムル國家ノ一切ノ作用ヲ云フナリ。
以上述フル如ク專ラ國家ノ作用トシテノ行政ニテス。
行政ノ觀念ハ國家ノ作用ノ外又國家内ニ於ケル公共団体ノ作用ヲ
モ包含ス。公共団体トハ國家ノ下ニ於テ國家的目的ヲ達スルカ爲メ
ニ存在スル団体ニシテ、府県市町村等ハ其ノ重ナルモノナリ。之等
ノ公共団体ノ作用ニ付キテモ立法ト行政トヲ別ツコトヲ得ヘシ。司
法權ハ近代ノ國家ニ於テハ專ラ國家ノミノ権限ニ屬シ公共団体ニモ
屬スルコトナシト雖モ法規ヲ制定スル權ハ或範圍ニ於テ公共団体ニ

ニ許サル、モノアリ。此ノ場合ニ於テハ實質ノ意味ニ於ケル立法權
ヲ有スルモノニシテ之ヲ自治立法權又ハ自主權ト云フ。自治立法權
ノ外公共団体ノ行フ如ク一切ノ作用ハ實質ノ意味ニ於ケル行政ニ屬
スルモノニシテ即チ自治行政權ナリ。
公共団体ノ作用ノ如ク實質ノ意味ニ於ケル立法ト行政トヲ区
別スルコトヲ得ヘシト雖モ形式ノ意味ニ於テハ兩者ノ區別ナク其
一切ノ作用カ行政ニ屬スルモノトセラレ、公共団体其物カ一ツノ行
政機關ト見做ル、其ノ行テノ作用ハ行政機關ノ權力ニ屬シ、以テ其
全体カ形式ノ意味ニ於ケル行政ニ屬スルモノトセラル。換言スレハ
形式ノ意味ニ於ケル自治行政ハ實質的ノ意味ニ於ケル自治立法ト自
治行政トノ双方ヲ包含スルモノナリ。
行政法ハ行政ニ關スル法ナリト云フコトハ形式ノ意義ニ於ケル行
政ノ觀念ヲ具シ基礎トナスモノニシテ行政機關ノ権限ニ屬スル一切
ノ作用及ヒ國家ノ公共団体ノ権限ニ屬スル作用ハ其ヲ行政法ノ範圍

ニ属スルナリ。立法機関ノ組織及ヒ権限ニ属スル作用ハ憲法ノ論スル如クニ属シ。司法裁判所ノ組織及ヒ権限ニ属スル作用ハ刑法訴訟法民法等所謂司法法ノ研究スルニ属ス。行政法ノ研究範圍ニ属スルモノハ專ラ行政機関及ヒ公共団体ノ組織及ヒ之等ノモノノ権限ニ属スルモノノ作用ナリ。

此故ニ行政法ノ論スヘキ事項ハ之ヲ二種ニ大別スルゴトヲ得。

(1) 國家ノ行政機関及ヒ公共団体ノ組織ニ關スル法ナリ。

(2) 行政機関及ヒ公共団体ノ具ノ権限ヲ行フニ當リテ其ノ準則タルヘキ法ナリ。

前者ハ行政法ヲ行使スル機関ノ組織ヲ定メ、後者ハ行政法ノ行使ニ關スル國家又ハ公共団体ト臣民トノ間ノ法律關係ヲ定ムルモノナリ。

第一ノ種類ノ法規ニ付キテハ如何ナル國家ニ於テモ存セサルナシ。苟モ國家ナレハ行政機関ナカルヘカラス。行政機関ノアルトコロハ

必ラス其ノ組織ヲ定ムルノ法ナカルヘカラス。反之第一ノ種類ニ属スルモノ即チ行政法ノ主体トシテノ國家又ハ公共団体ト臣民トノ關係ヲ定ムルノ法ハ其ノ發達極テ近古ノコトニ属ス。專制政治ノ時代ニ於テハ行政作用ハ只々權力者ノ便宜ノ知分ニヨリテ行ハレ之レヲ規律スル一定ノ法則ノ行スルモノナク臣民ハ只々權利者ノ命令ニ服従スルヲ要シタルニシ、其ノ權力カ一定ノ法則ニ依テ行ハルヘキコトヲ要求スル權利ヲ有セザリシナリ。近古ノ立憲政治國ハ之ニ反シ行政權ノ行使ハ必ラス法規ニ依テヘキコトヲ要求ス。若シ法規ニ依テ行政法ヲ行フコトアラハ之レ臣民ノ權利ヲ毀損スルモノナリ。臣民カ行政權カ只々法規ニ依テノミ行使セラルヘキコトヲ要求スルノ權利ヲ有スルナリ。行政法ノ行使カ斯ノ如ク法規ニヨリテ拘束セラレハニヨリテ始テ行政ノ區域ニ於ケル國家又ハ公共団体ト臣民トノ關係ニ付キテモ何人相互間ノ關係ト全ク締結ナレ法規ヲ生シ、行政法ハ始テ近代ノ如キ形態ヲナスニ至ルモノナリ。就中近代ニ於テ

行政法ノ發達ヲ促シタルモノハ行政裁判制度ノ發達ナリ、行政裁判
制度ノ行ハレサル以前ニ於テハ行政作用ハ命令表而上ノ法規ニ依リ
テ拘束セラレタリトスルモ其ノ法規ノ違反ハ以テ行政機關ニ於テ之
ヲ監督スルニ止マリ裁判所ニ於テ其違反ヲ矯正スルノ途ヲ存セザリ
シカ行政裁判制度ノ設ケラレ、ニ至リテ始テ臣民ハ法規ニ違反スル
行政ノ作用ニ對シテ之ヲ裁判所ニ出訴スルノ權利ヲ得、公ニ其ノ法
規違反ヲ主張スルコトヲ得ルニ至リタルヲ以テ行政ノ作用ニ對スル
法規ノ拘束ハ始テ實際ノ意味ヲ有スルニ至リタルモノナリ

第二節 行政法ハ公法ナリ

行政法ハ行政ニ關スル公法ナリ、行政作用ノ準則ヲ定ムルハ法ハ
必ラスレモ皆公法ナルニアラス、國家ハ統治団体タルト共ニ一方ニ

ニハ經濟団体タルノ性質ヲ有シ、而シテ其ノ經濟的活動ニ付テハ
全ク一人ト全様ノ地位ニ立テ全權ノ活動ヲナス場合少カラス、國
家カ物ヲ購入シ人支ヲ雇傭シ土地ヲ賃貸シ工事ノ請負ヲナシム
ルカ如キ此等ノ行爲ハ私人相互ノ關係ニ於テモ等シク行ハル、如ニ
シテ其ノ間ニ甚モ性質ノ差異ノ存スルコトナシ、而シテ全様ノ性質
ヲ有スル關係ハ全様ノ法規ニ依リテ支配セラレ、ヲ以テ社會ノ秩序
ヲ維持スルニ適当ナリトスヘキカ故ニ國家カ之等ノ行爲ヲナス場合
ニ於テ國家ト臣民トノ關係ヲ私人相互ノ關係トシテ民法其他ノ私
法規定ニ依リテ支配セラレ、モノトモナラズ、之ニ對スルコトハ行政
裁判所ニ屬セスレテ司法裁判所ノ管轄ニ屬セシメラル、也、
國家ト臣民トノ關係カ斯ノ如ク私法ニ依リテ支配セラレ、場合ニ
ハ之ヲ國家ノ私經濟的活動トス、私經濟的活動モ亦行政作用ニ外
ナラスト最モ之ニ關スル法ハ公法ニアラスレテ私法ナリ、行政法ハ
之ヲ包含セス、專ラ公法ニ屬スルモノノミヲ云フナリ、

公法ト私法トノ區別ハ必ラスシモ判明ナラス、大體ニ付キテ云ハ
公法ハ国家又ハ公共団体ノ組織及ニ国家又ハ公共団体ト臣民トノ
關係ヲ定ムル法ニシテ私法ハ私人相互ノ關係ヲ定ムルノ法ナリト云
フヲ得ヘシトモ、一方ニ於テハ国家ト臣民トノ關係トモ、國家
ノ私經濟的活動ニ關スルモノハ私法ニ屬スルト同時ニ方ニ於テハ個
人相互ノ關係トモ、其ノ個人ノ國家ノ一員タル地位ニ於テハ他ノ國
家ノ一員タル個人ニ對スル關係ハ公法タルコトヲ失ハス、而シテ如
何ナル場合ニ國家ノ作用ヲ私經濟的作用ト認ムヘキカ、如何ナル場
合ニ個人相互ノ關係カ國家ノ一員タル地位ニ基クモノト認ムヘキカ
ハ必ラスシモ判明ナラサルヲ以テ公法ト私法トノ區別ハ往々ニシテ
不明瞭ナルモ、アルヲ免レサルナリ

公法ト私法トノ區別ハ只タ國家又ハ公共団体カ私人トノ間ニ如何
ナル異リタル特質存スルカニヨリテノミ之ヲホムルコトヲ得ヘシ
公法ト私法トヲ區別スルノ必要ハ只タ國家又ハ公共団体ト臣民トノ

關係カ私人相互ノ關係ト其ノ特質ヲ異ニスルモノアルコト外ナラス
若シ之等ノ關係ニシテ全ク法律上ノ性質ヲ全シマスルモノトセハ國
ヨリ斯ノ如ク區別ヲ認ムル必要ナシ、而シテ國家又ハ公法人カ私人
トノ法律上ノ性質ヲ異ニスルノ性質ハニツノ點ニノミ之ヲ求ムル
コトヲ得

以上ノ觀念ニ於テ凡テノ法律現象ノ中心ナルモノハ權利ニシテ
而シテ權利ハ意思ト利益トノ二要素ヲ包含スルモノナルヲ以テ國家
又ハ公共団体ト私人トノ法律上ノ差異モ亦意思ト利益トノ二要素ニ付
キテノミ之ヲホムヘキナリ、其ノ意思ノ要素ニ於テハ國家又ハ公共
団体ハ統治權ノ主体タルコトニ於テ私人ト異ル、其ノ利益ノ要素ニ
於テハ國家又ハ公共団体ハ公益ヲ目的トスル主体タルコトニ於テ私
人ト異ル、此ニ要素ノ何レカノ表ハル、場合ハ即チ公法ノ特質ヲナ
スモノナリ、國家臣民ノ關係ナレトモ統治權ノ發動ヲ認ムルコトヲ
得スニテ只單ニ國家ノ財產的私益ノ爲メニシテ直接公益

ノ為トニスルモノニアラサル場合ニ於テハ私益ニ屬スルモノナリ
公法的關係タルコトノ最モ明瞭ナル場合ハ國家又ハ公共団体カ一
方のニ命令シ臣民カ之ニ服従スル義務ヲ負フ場合ナリ、近來ノ
國家ニ於テハ國家ト臣民トノ關係ハ絶対ノ權力服従關係ニアラス、
國家自ラ國法ヲ定テ其ノ統治者ヲ制限シ國法ノ認ムル範圍ニ於テ統
治權ヲ行使シ得ヘキモノニシテ臣民ハ只其範圍ニ於テノミ之ニ服従
スルノ義務ヲ負フモノナリ、此点ニ於テハ國家ト臣民トノ關係モ何
人相互ノ關係ト異ル如ク二者等シク法律・定ムル如ク、稅テ互ニ權
利ヲ有シ義務ヲ負フノ關係タルナリ、然レモ國家カ臣民ニ對シテ有
スル權利ハ私人相互間ノ權利トハ著シク異ニ性質ヲ異ニスルモノナ
リ、就中國家ハ一方的ニ臣民ニ命令シ臣民ノ意思ヲ拘束スル權利ヲ
有ス、警察權、裁判權、課稅權ノ如キハ其ノ著シキモノナリ、而シ
テ如斯權利ハ私人間ニ於テハ有スルヲ得ス、專ラ國家又ハ公共団体
ニ屬ス、斯ノ如キ權利ノ發動スヘキ場合ニハ其ノ公法タルコトノ最

明ナル場合ナリ

國家カ一方的ニ命令シ強制シ、而シテ臣民カ之ニ服従スルコトニ
アラサル場合ニ於テハ國家ト臣民トノ關係ト私人相互間關係トハ其
區別前ノ如クニ明瞭ナラスト云モ此ノ場合ニ於テモ國家カ公益ノ主
體トシテ公益ノ爲メニ活動スル場合ハ等シク公法ニ屬スルモノナリ
國家カ何人ノ兼請ヲ得テ之ヲ官吏ニ任命シ、之ニ奉給ヲ給與シ、奉
給ヲ設テ奉生ヲ教育シ、道路ヲ管理シ河川ヲ修理シ汽船会社ニ補助
金ヲ給與スルカ如キ何レモ權力ヲ以テ命令強制スルモノニ非サレト
モ專ラ主トシテ公益ノ爲メニ行ハル、作用ナルカ故ニ等シク公法ニ
屬ス、官吏カ俸給ヲ受ケルノ權利ハ財産上ノ請求權ナレバ公法上ノ
權利ナリ、奉生ノ奉給ニ對スル關係、道路河川ノ管理權等シク公
法上ノ法律關係タル性質ヲ有ス、

反之國家カ一方的權力ヲ行使スルニアラス、又公益ノ爲メニス
モノニモアラシテ、專ラ又主トシテ國家ノ財産的利益ノ爲メニス

ルモノハ私法關係ニ屬ス、所謂國家ノ私經濟的活動トハ此ノ場合ヲ意味ス

第二章 行政法ノ淵源 第一節 法源ノ概論

法ノ淵源トハ法カ如何ニシテ生スルカヲ論スルモノナリ
法ハ言語、宗教、風俗、道德其ノ他、多クノ社会現象ト等シク社会心意ニヨリテ生ス、社会心意トハ社会生活ヲ為セル一般人ニ共通ナル意識ナリ、其ノ意識カ社会生活ヲナセル人類ノ行爲ノ法則ニ關シ且ツ社会ノ各質カ必ラス之ヲ從フコトヲ要スルトノ意識ナルトキハ之レヲ社会ノ法律意識ト云フ、社会ノ法律意識ハ即チ法ノ發生ノ淵

源ナリ

社会ノ法律意識ハ社会ノ人類ノ心理作用ニヨリテ生スルモノニシテ其ノ心理作用ノ詳細ハ社会心理学ノ研究ニ俟タズルヘカラスト虽モ其著シキモノ凡三ナリ、

一 服従心也

服従心トハ权力者ノ命スル如キ從ハサルヘカラストスルノ意識ヲ云フ、服従心ハ或ハ罰戒ニ對スル畏怖心ヨリ生スルコトナリト虽モ必ラスシモ罰戒ヲ從フ、單ニ权力者ヲ权力者トシテ意識スルコトニヨリテ生スルニ充分ナリ、罰戒ハ只服従心ヲ一層強固ナラシムルノ力アルノミ、道德上ノ法則ニ付キテモ服従心ハ其ノ發生淵源ノ著シキ一ナリ、児童ニ對スル父兄ノ訓誡、宗教信者ニ對スル宗教上ノ訓誡、生徒ニ對スル教師ノ訓戒、如キ皆服従心ヲ以テ其ノ効力ヲ生スルノ根柢トナスモノナリ、然レモ服従心ノ表ハル、ゴト最モ顯著ナルモノハ法律的法則ニナリ、殊ニ近代ニ於

テハ国内法ハ成文表現ヲ以テ其ノ大部分ヲ占メ、而シテ成文表現
カ莫ク効力ヲ生スル根拠ハ專ラ社会ノ一般ノ命令ニ服セ
サルヘカラサルコトヲ意識スルニ基クモノナリ。

II. 慣習性及模倣性

習慣性トハ永ク実行シ来ルル知又ハ永ク見聞シ来ルル知ハ当然之
ニ従ハサルヘカラストスルノ意識ヲ云ヒ、模倣性トハ他人ノ実行
スル知又自ラ之ニ倣ハントスルノ影況ヲ云フナリ。
習慣性及模倣性ハ固ヨリ心理ノ作用ヲ異ニスルトモ永ク同ノ事
実上ノ実行カ其ノ根拠ヲナスモノナルコトニ於テハ共通ノ性類ヲ
有ス。

習慣性及模倣性ハ人類ノ性素有スルノ天性ニシテ風俗習慣流行
等ハ大部分ハ此ノ天性ニ基キテ生スルモノナリ、法律意識モ亦此
ノ人類ノ天性ニ基キテ生スルコト頗ル多シ、殊ニ文化尙未幼
稚ニシテ立法技術尙未ヲ發達セザル時代ニ於テハ此ノ人類ノ天

性カ法律意識ヲ生スルノ最も主要ノ淵源タリシモノナリ。

III. 正義心ナリ

正義心トハ社会ノ道德意識ニ於テ人類ノ守ラサルヘカラサル法
則ナリトスルノ意識ヲ云フ、古来格言ニ於テ法ハ正義ナリト云フ
ハ即チ此ノ正義心カ法律意識ヲ生スル一ツノ重要ナル淵源ナルコ
トヲ表明スルモノナリ、社会ノ各人ハ皆ニ国家ノ命令ニ服従スルコ
トヲ要スルヲ意識シ、又ハ多年ノ慣習ニ従フヲ要スルコトヲ意識
スルノミナラス、命令又ハ習慣ヲ離レテ單ニ正義ノ觀念ニ基キ人
類行爲ノ法則カ斯クアラサルヘカラサルコトヲ意識ス、而シテ法
律意識ハ之ニ基キテ生ス。

法律意識ヲ發生スルノ淵源タル心理作用ノ異ルニ従ヒテ法ハス
之ヲ三種ニ分ツコトヲ得ヘシ。

服従心ヲ以テ其ノ成立ノ根拠トナスノ法ハ国家ノ制定スル知ノ
法ナリ、之ヲ制定法ト云ヒ又ハ成文法ト云フ、法ハ主権者ノ命令

ナリト云ヒスハ国家ノ意思ニヨリテ成ルト云フハ專ラ此種法ノ法
ヲノミ眼中ニ於ケモノニシテ、又々法ノ一部ヲ見テ其ノ全部ヲ見
ザルノ誤ヲナスモノ也
習慣性及ヒ模倣性ニ其ノ成立ノ根拠ヲ有スルノ法ハ之レヲ習慣法
ト云フ

而シテ其ノ專ラ正義心ニ其ノ根拠ヲ有スル法ハ之ヲ正義法又ハ
条理法ト云フコトヲ得ヘシ

習慣法及ヒ条理法ハ之ヲ併テ非制定法又ハ不文法ト云フ、迄去
ノ成文法主義ノ時代ニ於テハ法ハ制定法ヲ以テ大部分ヲ占メ、習
慣法及ヒ条理法ハ單ニ制定法ノ不備ヲ補フノ効カマルニスギス、
制定法ノ効力ハ裁判所及ヒ行政官庁ノ通用ニヨリテ保障セラレ、
習慣法及ヒ条理法ハ之ヲ旧時代ニ比スレハ遙コ其ノ重要ノ度ヲ失
ヘルモノナリ、然レモ成文法ヲ如何ニ綿密トナルモ凡テノ法律干
係カ悉ク明文ヲ以テ定ムルコトヲ得ヘカラザルカ故ニ今日ニ於テ

モ慣習法及ヒ条理法ハ全ク其ノ存在ヲ失ヘルニ非ス、就中行政法規
ニ就テハ制定法ハ之ヲ民法刑法等ノ区域ニ比スレハ遙ニ不備ノ状態
ニアルヲ以テ習慣法殊ニ条理法ノ余地モ亦從テ大ナリ、以下各節ニ
於テ專ラ行政法ノ淵源タル制定法ニ付キテ論ゼシ

第二章 内地ノ行政法規

行政法ノ淵源モ亦他ノ凡テノ法ト公シテ制定法、習慣法及ヒ条理
法ノ三種ニ區別スルコトヲ要ス、
慣習法ハ行政法ノ淵源タルコト或ハ之ヲ否定スルノ事有アリ、其ノ
理由トスル処ハ立憲政治ノ下ニ於テハ臣民ノ自由ヲ制限スルニハ必
ラス法律ノ根拠ヲ要ス、法律ニヨルニイラサレハ臣民ノ自由、財産
ヲ侵シテ臣民ニ義務ヲ命スルコトヲ得ズルハ憲法ノ明ニ保障スル所

ナリ、而シテ行政法規ハ常ニ臣民ニ義務ヲ命スルモノナルヲ以テ必
ラス法律ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス、慣習法ヲ以テ定ムラハ、ヲ
得ス、若シ成文法ノ規定ナレハ之レ全ク臣民ニ義務ヲ課スルヲ得
サルヲ意味スト云フニアリ、

然レモ慣習法カ法タルノ力ヲ有スルハ專ニ其ノ永ク実行セラレタ
ル事實ニ基クモノニシテ其ノ効力ノ根拠ハ一ニ事實ノ力ニアリ、此
事實ノ力ハ制定ノ明文ヲ以テモ必ラスシモ之ヲ禁遏スルコトヲ得ハ
キモノニアラス、憲法ハ法律ニイテサレハ臣民ノ自由ヲ侵スヲ得テ
ルコトヲ原則トセルハ爭ヲ容レサル知アリトモ法律ノ具ハラサル
場合ニ於テ多年実行セラレタル慣習法ヲ自ラ社会ノ法律意識ヲ生ス
ル一ハ禁テハカラサル知ナリ、殊ニ我國ニ於テハ之ヲ制定法ノ明文
ニ付キテ見ルモ法例ニハ明ニ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セリハ慣
習ハ法例ノ規定ニヨリテ認めタルモノ、及ヒ、法例ニ規定ナキ事項
ニ于スルモノニ限リ法律ト全ヘノ効力ヲ有スルコトヲ明言セリ、此

ノ法令ノ規定ハ單ニ私法ノミニ適用スヘキニアラズシテ、公法ニモ
其ノ適用アルハ言ヲ俟ヌス即チ慣習法カ法律ト全ヘノ効力ヲ有シ得
ヘキコトアルハ其ノ明ニ認めタルナリ、サレハ行政法ノ区域ニ
於テモ全ク慣習法ノ存在スルヲ否定スルハ正当ニアラス、只チ私法
ノ区域ニ於テハ慣習法ハ主トシテ人民間ノ慣習ヲヨリテ生スルニ反シ
テ行政法ノ区域ニ於ケル慣習法ハ主トシテ行政官庁ノ先例ニヨリテ
生スルニ差アリ、

兼理ニ至リテハ從來ノ通説ハ其ノ法ノ淵源タルコトヲ會テ認メテ
ルコトヲ通常トナストモ制定法モ備ハラス慣習モ存セサル区域ニ
於テハ只チ兼理ニヨリテ何カ法タルカヲ判断スルノ外ナキコトハ疑
ヲ容レサル知ナリト信ス、殊ニ行政法ニ付キテハ民法ノ如キ統一の
法典ノ存スルモノナク、其ノ法律千係ノ全般ニ通スル通則ニ付キテ
モ民法總則ノ如キ規定ハ全ク備ラサルヲ以テ行政法ニ付キテハ殊ニ
重要ノ地位ヲ占ムルモノナリ、

行政法ノ淵源タル制定法ハ内地ト殖民地トニヨリテ異ル。内地ニ於ケル制定法規ハ以下ノ各種ナリ

工、帝國憲法

主トシテ國家法ノ淵源タルモノナレトモ行政權ノ組織及ニ作用ニ付キテモ其ノ基礎タル法則ハ憲法中ニ規定セラレ、稅ニ此ノ限度ニ於テハ憲法モ亦行政法ノ淵源ナリ。又之皇室典範及ニ皇室令ハ國家法ニ付キテハ重要ナル淵源ヲナスモノナレトモ行政法ニハ直接ノ關係ヲ有セス。

II、憲法施行前ノ法令

憲法施行前ニ發布セラレタル法令ハ右ニ廢止セラレズハ右ノ法規ニ抵触スルカ爲メニ自ラ消滅シタルモノノ外ハ今日モ尙其ノ効力ヲ有スルモノナリ。
憲法施行前ノ法令ノ形式ハ明治拾弍年ノ公文式ノ發布前右ニヨリ異リ公文式前ニ於テハ法令ハ概シテ布告スハ布達ノ名ヲ以テ公

布セラレシカ公文式ニヨリ始テ法律ト命令トノ名稱ヲ分チ、命令ハ更ニ勅令、閣令、省令等ノ種類ヲ分チテリ。然レモ憲法發布前ニ於テハ法律モ勅令モ等シク勅令ニヨリテ發布セラレタルモノニシテ、其ノ制定ノ手續ニ何等ノ差異ナク其ノ規定ノ内容又ハソノ効力ニ於テモ法律上ノ差異ナク單ニ名稱ノ區別ニスキナリナリ、サレハ憲法ニヨリテ法律ヲ以テ定ムルヲ必要トスル事項ト雖モ其ノ施行前ニハ或ハ勅令ニヨリ、或ハ其ノ他ノ命令ニヨリテ定メラレタルモノノ少カラズ、憲法ニ於ケル法律ト命令トノ區別ハ憲法施行前ニ始テ効力ヲ生シタルモノニシテ其ノ以前ニハ適用スルコトヲ得ヌ。サレハ憲法ニヨリ法律ヲ必要トスル事項ヲ定メタル命令ト雖モソノ憲法施行前ニ係ルモノノ之ヲ違憲ト云テテ得ザルハ勿論ニシテ尙本引統キソノ効力ヲ保有スルナリ。

II、憲法施行前ノ法律命令

之レ現行々政法ノ尤モ重要ナル淵源ナリ。法律ハ議會ノ決議ヲ

經テ定メラレタル法規ニシテ、命令ハ其ノ議ヲ經スルヲ定メラ
 ル、各種ノ法規ヲ總稱スルモノナリ、法律命令ノ形式ニ付キテハ、
 憲法施行法モ尚ホ欠レテ明治拾九年ノ公文式ヲ引続キ適用セラレ
 タリシカ、明治四十年一月特ニ公文式ヲ定メテ公文式ニ代ヘタリ
 其ノ他地方官庁ノ命令ニ付キテハ則チ明治二十六年勅令第一九九
 号ノ規定アリ、是等ノ規定ニヨレハ茲カ今日ノ規定法規ハ憲法、
 皇室典範、皇室令、法律及ヒ條約ノ外以下ノ各種ニ分ル、

- (イ) 勅令
- (1) 勅令ノ形式ニハ更ニ五種アリ
 - (1) 法律ニ代ル勅令 (憲八條)
 - (2) 緊急ノ必要ニヨリ財産上ノ処分ヲナス勅令 (憲七〇條)
 - (3) 貴族院ノ議決又ハ諮詢ヲ經クル勅令、貴族院令一三條及ヒ
 八條)
 - (4) 枢密顧問ノ諮詢ヲ經クル勅令 (枢府官制六)

- (5) 其他一般ノ勅令
 - (ロ) 閣令、内閣總理大臣之ヲ發ス、
 - (ハ) 省令、各省大臣之ヲ發ス、
 - (ニ) 地方官廳ノ命令、警視庁令、北海道廳令、府縣令、廳廳令、
 及ヒ郡令
- 以上ノ外ニ軍令、宮内省令アレトモ、軍令ハ專ラ陸海軍ノ統帥
 ニ關スル規定ニシテ又タ軍隊ノ内部ニ効力ヲ有スルニ止マリ、行政ニ
 法ニ關係ナシ、宮内有令又專ラ皇室ノ事務又ハ宮内官ノ監督ニ干
 スルモノニシテ行政法規ニアラス、

IV. 國際條約

條約ハ其ノ本來ノ性質ニ於テハ國家ト國家トノ約束ニシテ此ノ性
 質ニ於テハ只ク國際法上ノ効力ヲ有スルニ止マリ國內法ノ淵源タ
 ルモノニアラスト雖モ國家ハ其ノ臣民及ヒ其ノ領域内ニ於ケル外
 國人ヲ統治スルノ權利ヲ有シ、臣民及ヒ外國人ノ權利義務ニ付キ

テハ自己ノ單意ヲ以テ之ヲ拘束スルコトヲ得ヘキヲ以テ國家ハ條約ヲ以テ單ニ國家自身ノ權利義務ヲ定ムルノミナラス、時トシテハ條約ヲ以テ自國ノ臣民スハ自國內ニ於テハ外國人ノ權利義務ヲ定ムルコトヲカラス、條約ニシテ專ラ國家自身ノ權利義務ヲ定ムルニ止マントキハ其ノ條約ハ專ラ國家自身ヲ拘束スルニ止マリ國內ニ向ヒテハ直接ニ何等ノ効力ヲ有スルコトナク從テ國內法規、拘束タルヲ得サルハ勿論ナリ、攻守同盟條約、陸戰海戰ニ干スル條約、英之ナリ、之ニ反シテ條約ノ内容ハ臣民ノ權利義務ヲ定メ若シクハ國內ニ於ケル外國人ノ權利義務ヲ定ムルモノナルトキハ其ノ條約ハ一面ニハ國家ト國家トノ約束タルト共ニ一面ニハ國家カ臣民若シクハ國內ノ外國人ノ權利義務ヲ其ノ規約ニ從テ拘束スヘキ意思ヲ表示スルモノニシテ此ノ第一ノ性項ニ於テハ條約ハ全時ニ國內法規ノ性質ヲ有ス、此種ノ條約ニ付キテハ條約ノ批准ハ全時ニソノ意思ヲ包含スルモノニシテ一ツハ相手國ニ向ヒテ

之ト約束スル意思ナリ、一ハ國內ノ臣民ニ向ヒテ法規ヲ制定スルノ意思ナリ、此ノ意思ノニ様ナルニ從テ其ノ意思ヲ表示スル方法モ亦ニ様ニ分ル、其ノ外國ニ對スル意思表示ハ批准交換ニヨリテ行ハレ、其ノ國民ニ對スル意思表示ハ公布ニヨリテ行ハル、條約ノ公布ハ即チ條約ヲシテ國內法規トシテ國家ノ臣民ニ對スル拘束力ヲ實現セシムル所以ナリ、此種ノ條約ハ例ハ著作權條約、工業所有權條約、關稅條約、通商條約ノ如シ。

▽ 地方団体ノ法規

國家制定法規ノ外種タル法源トシテ地方団体ノ制定スル法規アリ、地方団体ハ其ノ區域内ニ効力ヲ有スル法規ヲ制定スルノ權ヲ認メラル、モノアリ、之ヲ地方団体ノ自主權 (Autonomy) ト云フ、市町村令ハ其ノ最モ著シキモノナレトモ府県及ニ郡亦一定ノ事項ニ付キテハ自ら法規ヲ定ムルノ權ヲ與ヘラル、其ノ制定スヘキ内容ハ又々法律ニ許サレタル事項ニ限ルモノナリ。

第三節 殖民地行政法規

茲ニ殖民地ト云フハ朝鮮、台灣、樺太皮ニ關東州ヲ意味ス。
關東州ハ租借地タルコトニ於テ完全ナル領土ト其ノ性質ヲ異ニス
ルト雖モ其ノ之ト異ル如ハ只租借ノ期限付キナル一皮ニ帝國統治権
ノ實行ニ支那ノ統治権ヲ潛在的効力ヲ有シ 帝國統治権ノ消滅ト共
ニ消ニ其ノ完全ナル効力ヲ回復シ得ヘキ状態ニアルコトニアルニ
其ノ租借期間中ハ專ニ其ノ帝國ノ統治権ノミカ完全ニ行ハル、モ
ナルコトニ於テハ完全ナル領土ト異ルコトナク等シク之ヲ殖民地ノ
一ツト稱スルコトヲ得。
此等ノ殖民地ハ内地トハ各持別ノ法域ヲナシ、原則トシテ其ノ行
ハル、必ノ法令ヲ異ニス。内地ノ法規ハ原則トシテハ之レ等殖民地
ニ行ハル、コトナク、各殖民地ハ各々其ノ持別ナル法規ヲ有スルナ

帝國憲法モ亦他ノ法規ト全シク之等殖民地ニ其ノ効力ヲ有スルコ
トナシ、憲法カ當然新領土ニ其ノ効力ヲ反スヤ否ヤハ台灣及ヒ朝鮮
ノ取得ニ際シテ屢ニ爭トナリタル向題ナリト雖モ、今日ニ於テハ憲
法カ之等殖民地ニ當然効力ヲ有スルモノニアラズル一畧一徹ノ義
認ヲ得ザルナリ如シ、凡テ法規ハ社会生活ヲ規程スルニ爲メニ存ス、
社会ニ伴フテ存在スルモノニシテ新ナル社会カ加ハリタル場合ニ於
テ從來ノ社会ニ行ハレタル法規カ當然新社会ニ其ノ効力ヲ反スヘキ
モノニアラザレハナリ、憲法カ殖民地ニ行ハレザル結果トシテ殖民
地ニ於ケル行政法ハ内地ニ於ケルモノト其ノ基礎法則ヲ異ニス。内
地ニ於テハ立法ト行政トノ分立ハ憲法上ノ最重要ノ法則ニシテ、行
政法ノ基礎ヲナスモノナルニ反シテ殖民地ニ於テハ立法權ト行政
權トハ全ク分離セス、等シク全一ノ機關ニ屬ス。内地ニ於テハ憲法
ハ臣民ノ自由權ヲ保障シテ、法律ニヨラスレテ其ノ自由ヲ侵スヲ得

三二
サルモノトナセルニ反シテ、殖民地ニ於テハ斯ノ如キ自由権ノ保障
ナク、行政法ニヨリテ臣民ノ自由ヲ侵害スルノ命令知分ヲ出スコト
ヲ得ヘシ。

内地ニ於テハ遠法ナル行政知分ニ対シテハ行政裁判所ノ制度アリ
遠法又ハ不当ノ知分ニ対シテハ訴訟ノ制度アルニ及シテ殖民地ニ於
テハ訴訟ノ行政訴訟ヲ未ダ全ク認メラル、ニ至ラス、要之殖民地ニ
於テハ尚本國政治ノ状態ニアルモノナリ、
殖民地ニ於ケル制度法規ノ種類ヲ形式ニヨリテ區別スルトキハ以
下ノ如シ。

工 朝鮮

(1) 持ニ朝鮮ニ施行セラル、法律
法律ノ原則トシテ殖民地ニ行ハル、コトナント虽モ只勅令ヲ以
テ持ニ全部又ハ一部ヲ之レニ施行スヘキコトヲ定メタルトキ、又

ハ殖民地ニ施行スル為メニ制定セラレタル法律ハ殖民地ニモ其ノ
効力ヲ有ス、殖民地ニ施行セスルカ為メニ制定セラレタル法律ト
ハ例ハ朝鮮總督府ノ特別會計法ノ如シ。

以上ノ外尚本國令ニヨリテ特ニ内地ノ法律ヲ朝鮮ニ施行スル
ヲ定メタルモノアリト虽モ此ノ場合ハ只其ノ規定ノ内容カ内地
ノ法律ト全一ナリト云フニ止マリ法律カ法律トシテ朝鮮ニ其ノ効
力ヲ有スルニアラス、勅令ヲ以テ内地ノ法律ト全様ノ内容ヲ規定
シタルニ外ナラザル也。

又法律カ屬人的性質ヲ有スルモノニアリテハ等シク朝鮮ニ在住
スル人民ニモ適用セラル、モノアリ例ハ官吏恩給法ハ朝鮮ノ官
吏ニモ適用セラレ、徴税法ハ朝鮮ニ在住スル内地人ニモ適用セラ
ル、カ如シ、然レモ之レ法律ノ屬人的性質ニ基クモノニシテ特ニ
朝鮮ニ施行セラル、カ為メニアラス。

2 勅令

勅令モ原則トシテ尺々内地ノミ効力ヲ有シ朝鮮ニ施行セラル
コトナシ

只法律ニ付キテハ特ニ朝鮮ニ施行セズヘキコトヲ定メタルモノ
ノ外朝鮮ニハ其ノ効力ヲ及サ、ルコトヲ明文ヲ以テ規定セラレタ
ルニ反シテ勅令ニ付キテハ斯ノ如キ明文ヲモ以テ或ハ之ヲ疑フ
モノアリト虽モ朝鮮ハ他ノ殖民地トシテ内地トハ特別ノ法規ヲ
ナスモノナルヲ以テ勅令カ原則トシテ朝鮮ニ施行セラレタルコト
ハ明文ヲ俟タザルニ当然ノ事理ナリ。勅令ノ持ニ朝鮮ニ施行セラ
ルコトヲ定メラレタルモノモ又殆ント其例ナシ。勅令ノ朝鮮ニシ
ノ効力ヲ有スルモノハ尺々其ノ規定ノ性質上当然朝鮮ニ行ハル
モノノミニ止マル、持ニ官制ハ朝鮮ニ付キテモ帝ニ勅令ヲ以テ
之ヲ定ムルヲ原則トナセルヲ以テ之等ノ勅令ハ当然朝鮮ニ行ハル
朝鮮總督府官制、及ヒ總督府ニ屬スル各種ノ官制ノ官制ハ之也、
其ノ他官吏服務規律、大官任用令、大官懲戒令等ハ屬人的勅令カ

朝鮮在任ノ者ニ通用セラレ、コトハ法律ニ於ケルト全シ

(3) 朝鮮ニ固有ナル法令

旧韓国時代ニ於ケル法令ト 朝鮮併合ノ后ニ制定セラレタル法
令トニ區別スルヲ要ス

朝鮮併合當時ニ於テ効力ヲ有シタム旧韓国時代ノ法令ハ其ノ特
持ニ発止変更セラレタルモノノ外ハ尚木列統ヲ具ノ効力ヲ有スル
モノトセラレ、今日モ尚木有効ニ存続スルモノ少カラズ、如斯法
令ニハ更ニ二種アリ、一ハ旧韓国政府ノ發表シタル法令ニシテ一
ハ帝國ノ統監府及ヒ理事府ノ發シタル命令ナリ、
旧韓国時代ニ於テハ帝國臣民ハ韓国ニ於テ治外法権ノ特權ヲ有
シ、韓国ノ法令ニ服従セズ、統監府令及ヒ理事府令ニヨリテ支配
セラレタルモノニシテ之等ノ統監府令及ヒ理事府令ハ旧韓国政府
ノ法令ト異ニ尚木有効ニ存置セラレ、モノアルナリ、
朝鮮併合后ニ制定アリシ法令ハ勅令、朝鮮總督府令、警務總監

部令、道令、警務部令、各種アリ。部令ハ内地ノ法律ニ相当スヘキ命令ニシテ朝鮮總督カ勅裁ヲ經テ之ヲ定ム。若シ臨時緊急ノ必要アリトキハ勅裁ヲ經スニテ直ニ之ヲ定ムルヲ得トモ此場合ハ其ノ發布ノ旨直ニ勅裁ヲ仰ケコトヲ要ス。若シ勅裁ヲ至ラルトキハ將來ニ伺テ具ノ効力ヲ失フコトヲ公布スルヲ要ス。朝鮮總督カ如斯命令ヲ發スル權ヲ有スルコトニ付テハ屢々其ノ憲法違反ナラシムヤヲ疑ヘルモノアリトモ憲法ハ朝鮮ニ其ノ効力ヲ及ボササルヲ以テ初メヨリ憲法違反ノ問題ヲ生スルニ余地ナキナリ。朝鮮總督府令ハ内地ノ勅令、閣令、省令ニ相当スヘキ命令ニシテ朝鮮總督之ヲ發ス。警務總監部令ハ警務總長之ヲ發ス。道令ハ道庁官、警務部令ハ各道警務部長之ヲ發ス。何レモ總督府令ノ下ニ其効力ヲ有スルモノナリ。

II. 台湾

台湾ニ施行セラル、制定法規モ亦其ノ形式ニ於テハ殆ント全ク朝鮮ニ依ケルト全シ。即チ内地ノ法律ノ持ニ台湾ニ施行セラル、モノ外台湾總督ハ勅裁ヲ經テ法律ニ代ルヘキ命令ヲ發スルノ權ヲ有シ。緊急ノ場合ニハ其右ニ勅裁ヲ至ルノ條件ヲ以テ勅裁ヲ至スニテ之ヲ發スルノ權ヲ有ス。此ノ命令ヲ部令ト稱ス。其ノ地總督ハ總督府令ヲ發スルノ權ヲ有シ。其下ニ於テ各廳長官ハ庁令ヲ發スルノ權ヲ有ス。

III. 樺太

樺太ハ各殖民地中其ノ法律制度ノ比較的最近キモノナリ。樺太ニ於テモ内地ノ法令ハ持ニ樺太ニ施行スルコトヲ定メラレタレモノ外ハ当然ニハ其ノ効力ヲ及ボスモノニヤラストモ内地ノ法律勅令ノ持ニ樺太ニ施行セラレタルコトヲ定メラレタルモノハ甚々多ク、殊ニ司法制度ニ付キテハ樺太モ全ク内地ト統一セラル、内地ノ

裁判所構成法ニ基テ地方裁判所樺太ヲ管轄シ。民刑商法其他司法々規ハ殆ント皆其樺太ニ施行セラレ。行政法規ニ付テモ内地ノ法令ノ樺太ニ行ハル。モノ頗ル多シ。然レモ行政法規ニ付キテハ内地法ニ依ルコトヲ得アルモノ尙木少カラサルヲ以テ樺太ニ特別ナル法令、存スルモノモ亦少カラズ。
樺太ニ於テハ法律ニ相違スヘキ命令ハ樺太長官之ヲ定ムルノ权ヲ有スルコトヲ勅令ヲ以テ定メラレ。其ノ下ニ於テ樺太長官カ勅令ヲ発スルノ权ヲ有ス。

IV. 関東州

関東州ニ於テモ内地ノ法令カ原則トシテ施行セラレサルハ勿論。関東都督ハ法律ニ代ルヘキ命令ヲ発スルノ权ヲ賦ヘラレ。コトナク、法律ニ代ルヘキ命令ハ勅令ヲ以テ定メラレ。其下ニ於テ都督ハ関東都督令ヲ発スルノ权ヲ有ス。

第一編 總則

第一章 法律關係ノ主体

公法上ノ法律關係ハ國際法上ノ關係。外或ハ國家ト公法人トノ間又ハ公法人相互間ニ存シ。或ハ國家又ハ公法人ト臣民トノ間ニ存ス。時トシテハ個人相互間ニモ亦公法上ノ關係ヲ生スルコトナシトセズ。故ニ公法關係ノ主体ハ、國家、公法人、及ヒ臣民ノ三種トナスヲ得。

第一節 國家

國家ノ性質ニ于スル詳細ノ説明ハ國法亦又ハ國家學ノ範圍ニ屬シ

今詳述スヘキ也ニアラス。

近古ノ法卒ニ於テ国家モ法律上ノ人格者トシテ觀念スルコトハ昔人ノ知ルカ如シ。国家カ法律上ノ人格者ナリト云フハ国家カ法律上ノ見地ニ於テ目的ノ主体タリ意思カ、主体タルコトヲ意味ス。国家ノ意思カハ之ヲ国权ト云フ。

国家ノ意思カハ其ノ最高独立ナルコトニ於テ他ノ凡テノ人格者ノ意思カト區別セラレ。国家ノ意思カカ最新独立ナリト云フハ国家カ自己ノ意思ニ反シテ何者ノ制限ヲモ受ケサルコトヲ意味ス。国家ノ意思カハ其ノ自ラ制限スルノ外ハ広ク反ハサル知ナク、自己ノ意思ニ反シテハ如何ナル力カニヨリテモ制限ヲ受ケルコトナキナリ。

此ノ国权ノ性質ハ之ヲ対外及ヒ対内ノ二ツニ分ツコトヲ得。外ニ対シテハ国家ハ外国ヨリ自己ノ意思ニ反スル制限ヲ受ケルコトナシ之ヲ国家ノ独立性ト云フ。普通ニ対外主權ト云フハ此ノ性質ヲ云フナリ。

内ニ対シテハ国家ニ於ケル凡テノ人格者ハ皆国家ノ意思カノ下ニ服シ国家ハ国家内ノ何人ニヨリテモ自己ノ意思ニ反スル制限ヲ受ケルコトナシ。之ヲ国权ノ最高性ト云フ。普通ニ対内主權ト云フハ此ノ性質ヲ云フ。

対内主權及ヒ対外主權ハ二種ノ独立ナル性質ニアラス。此ヲ只ク全一ノ性質ヲニツノ方面ニ發現セルモノニ外ナラス。二者共ニ国权カ自己ノ意思ニ反スル他ノ者ノ制限ヲ受ケサルコトノ唯一ノ性質ヨリ生スル結果ナリ。故ニ対外主權及ヒ対内主權ハ之ヲ總稱シテ国权ノ最高性ト云フコトヲ得ヘシ。主權ノ語ハ其ノ本来ノ意味ニ於テハ此ノ国权ノ最高性ヲ意味スルモノナリ。

国家ノ意思カカ最新独立ナリト云フハ未ダ国家カ現ニ如何ナル権利ヲ享有スルカヲ表明スルモノニアラス。国家ノ享有スル権利ハ国法及ヒ國際法ノ規定ニヨリテ定マレモ、之ヲ各國各時代ニヨリテ異ル。然レモ国家ノ意思カカ最新独立ニシテ自ラ制限スルノ外広ク

シテ及ハカニ知ナキノ結果トシテ國家ノ現ニ享有スル知ノ権利モ亦
他ノ人格者ノ権利トハ著シク異レムモノアリ。他ノ人格者ハ只々國
家ノ兼認スル範圍ニ於テノミ其ノ能力ヲ享有ス。其ノ能力ノ範
圍ハ初メヨリ限ラレタルヲ以テ其ノ現ニ享有スル權利モ亦從テ限ラ
ル。國家ノ能力カハ之ニ反シテ其ノ自ラ制限スルノ外ハ及ハサル
知ナク、從テ其ノ現ニ享有スル權利モ亦他ノ人格者ニ比スレハソノ
範圍ニ廣シ。

國家ノ權利ハ固ニヨリ時代ニヨリテ全シカラスト雖モ其ノ凡テノ
權利ハノ因テ發生スル基礎タル權利ハ凡ソ之ヲ四トナスコトヲ稱
第一、國家ハ自己ノ任意ニ自國ノ政体ヲ定メ其ノ組織ヲ全クナスル
ノ權利ヲ有ス。

之ヲ國家ノ組織高權ト(Organisationshoheit)ト云フ。
第二、國家ハ一定ノ地域ヲ自國ノ領土ト定メ、領土内ニ於ケル凡テ
ノ土地及ビ人民ヲ支配シ得ルヲ独占的權利ヲ有ス。

之ヲ國家ノ領土高權ト云フ。(Territoriale Hoheit)

第三、國家ハ一定ノ人民ヲ自國ノ臣民ト定メ臣民ニ對シテ之ヲ支配
シ得ルヲ独占的權利ヲ有ス。

之ヲ國家ノ臣民高權ト(Personal Hoheit)ト稱ス。

第四、國家ハ外國ニ對シテ對等ナル國際団体ノ一員トシテ之レト交
通スルノ權利ヲ有ス。之ヲ國家ノ外交權ト云フ。又ハ國際交通權ト稱
ス。

之等各種ノ權利ハ必ラスシモ皆國家ノミニ特有ナルモノニアラス。
國家内ノ人格者ト雖モ國家ノ許容ノ下ニ之等ノ權利ノ一部ヲ享有ス
ルモノアリ。右述スル公法人ハ即チ國家ノ下ニ於テ之等ノ權利ノ一
部ヲ代表スル団体ナリ。然レモ公法人カ之等ノ權利ヲ享有スルハ只
國家ノ許容ニ基クモノニシテ單ニ自己ノ意思ニ基キテノミ之ヲ有ス
ルニアラス。之ニ反シテ國家ハ他ノ者ノ許容ニ基クニアラスシテ單
ニ自己ノ意思カニ基キテノミ之ヲ享有ス。

組織高権、領土高権及び臣民公権、全体ヲ總稱シテ國家ノ統治權ト云フ、換言スレハ統治權トハ國家カ自己ノ組織ヲ全クシ、ソノ自ラ定メダシテ領土内ニ於テ凡テ、土地及び人民ヲ支配シ及ヒ領土外ニ於テモ自國ノ臣民ヲ支配シ得ヘキ独占權ナリ、統治權ハ独占的權利ナルヲ以テ國內法上及ヒ國際法上ノ双方ノ方面ニ具シ、効果ヲ有ス、國內ニ於テ土地及び人民ヲ支配シ得ヘキコトカ統治權ノ効果タルト全シテ外國ニ對シテ其ノ統治權ヲ妨テラレザルコトヲ要求スルカモ亦全一統治權ノ効果ナリ、單一ナル權利カ一面ニハ國內法上ノ權利タルト共ニ一面ニハ國際法上ノ權利タルナリ

國權ノ觀念ト統治權ノ觀念トハ全シカラス、國權ハ國家ノ意思力ナリ、統治權ハ此ノ意思力ニ基キテ國家ノ享有スル權利ナリ、ニツテ觀念ノ相異ルコトハ尙ホ民法上ニ於テ權利能力ト權利トノ觀念ノ異ルカ如シ、國家ノ意思力トハ民法ノ諸ヲ以テ云ヘハ國家ノ權利能力ト全シ、自己ノ目的ノ爲メニ活動シテ各種ノ權利ヲ享有シ得ヘキ

ノ力ナリ、國家ハ此ノ意思力ニ基キテ各種ノ權利ヲ享有ス、統治權ハ此ノ國家ノ權利ノ集合ナリ、

國權ト統治權トハ斯ノ如ク互ニ異レル觀念ナルヲ以テ概テ亦種々ノ矣ニ於テ其ノ性質ヲ異ニス、

(1) 國權ハ唯一不可分ナリト云モ統治權ハ分割シ得ヘキ、國權ハ國家ノ意思力ナリ、而シテ意思ノ力ハ之ヲ分割シ得ヘキニアラス、單一ノ人格者ハ法人ニモセヨ一個人ニモセヨ必ラス單一ノ意思力ヲ有ス、意思ノ分割ハ人格ノ分割ニ外ナラザルナリ、反之權利ハ其ノ國法ニヨリテ特ニ分割シ得ヘカラザルヲ定メタルモノノ外ハ常ニ分割シ得ケン、統治權カ分割シ得ヘント云モ亦凡テノ權利ニ共通ナル性質ニ外ナラス、普通ニ統治權ハ唯一不可分ナリト云フハ統治權ト國家ノ意思力トヲ混全スルノ誤リニ出ツ、領土ノ割讓ハ統治權ノ分割ナリ、國內ノ公法人ノ成立ヲ認メテ統治權ノ一部ヲ之ニ賦與スルモ亦統治權ノ分割

2. 国権ハ国家ニ固有ナレトモ統治権ハ必ラスシモ国家ニ固有ナラズ。各種ノ法律原因ニ基キテ取得シ得ヘキモノナリ。普通ニ統治権ヲ国家ニ固有ナリト云フモ亦国家ノ権利ト意思カトテ混全スルモノナリ。意思カハ凡テノ人格者ニ固有ナルモノニシテ、凡テノ人格者ハ其ノ人格者トシテ存立スルト共ニ自己ノ意思カヲ固有スル之ニ反シテ権利ハ其ノ人格者トシテ存立ト共ニ必然ニ固有スルモノニシテハアラス。国家ノ統治権モ亦之ト全シテ各種ノ法律原因ニ基キテ取得スルモノニシテ、領土ノ取得、外国人ノ帰化、新ナル臣民出生ハ皆統治権取得ノ原因タル也。

13. 国権ハ国家其モノト終始ス。之ヲ譲渡スルコトヲ得サルニ反シテ統治権ハ譲渡シ或ハ相統スルヲ得ヘシ。

国家ノ意思カハ即チ国家ノ人格ノ発現スル如ナルヲ以テ国家ニシテ消滅スレハ国権モ亦消滅ス。国家ニシテ存続スル限りハ国権

モ亦永久ニ存続スト雖モ国家ノ権利ハ之ニ反シテ必ラスシモ国家ト相終始スルモノニアラス。領土ノ割譲ハ統治権ノ一部ヲ割キテ他国ニ譲渡スルモノナリ。他国ノ割譲ヲ受ケルハ統治権ノ継受的取得ニシテ其ノ原始取得ニアラス。他ノ国家ヲ併合スルハ其ノ統治権ヲ相統スルモノナリ。日本カ韓国ヲ併合シタルハ韓国ノ統治権カ日本ニ継業セラレタルモノニ外ナラス。韓国ノ国権ハ国家ト共ニ消滅スルモ其権利ハ日本ニ継業セラレタルモノナリ。

4. 国権ハ自ラ制限スルノ外無制限ナレトモ統治権ハ国法反ニ國際法ノ制限ノ下ニ存ス。本邦既ハ統治権ヲ以テ絶対無制限ノ権力ナリトナスモノアルハ又國權ト統治権トヲ混全スルモノニ外ナラス。国家ノ意思カハ其ノ自ラ制限スルノ外ハ何者ノ制限ヲモ受ケルコトナク苟クモ美カノ反ニ得ヘキ限リハ如何ナル活動ヲモナシ得ハレト雖モ国家ノ権力ハ斯ノ如ク無制限ナルモノニアラス。国家ハ又自國ノ領土内又ハ自國ノ臣民ニ対シテノ支配権ヲ有ス。外國ニ

在ル外国人ニ対シテハ全ク統治ノ権カヲ有スルコトナシ。国内ニ於ケル人民ニ対シテモ、国家ハ只ク国法ノ定ムル如クニ従テ、ミニ之レヲ支配スルノ権利ヲ有ス。国家ハ刑罰アルニアラサレハ刑罰権ヲ行フコトヲ得ス。租税法ニヨルニアラサレハ課税スルノ権利ヲ有セス。国家権利ノ制限セラレタルモノナルハ固ヨリ争ヲ入レサルナリ。

国権ノ概念ト統治権ノ概念ト相異ルル以上、如シト虽モ從來ノ本間上ノ用語ニ於テ此ニソノ概念ハ常ニ相混全セラレ思想ノ紛交ヲ生スルコト多シ。區別シテ混全セサランコトヲ要ス。此他主権ト云フトモ亦屢々此ノ二種ノ概念ト相混全シテ用ヒラル、主権ノ語

Sovereignty ノ語ニ出ス

Sovereignty ハ其ノ語源ニ於テハ仏語 *Souverain* ヨリ出テ、

而シテ *Souverain* ニ英語、*Supremacy* ト云ハ *Sovereignty* ハ之ヲ名詞ニシタルモノニシテ即チ *Supremacy* ノ意味ナ

之ヲ主権ト訳スルハ水未適当ノ訳語ニアラス。寧ろ最高性ト訳スルヲ當レリトナスヘシ。

国権カ *Sovereign* ナリト云フハ国権カ最高独立ナルコトヲ意味スルモノナリ。然レニ *Sovereignty* ノ語ハ之ヨリ転化シテ屢他ノ意味ニ混用セラル。或ハ国家意思カノ意ニ用ヒラルコトアリ。主権カ唯一不可分ナリト云ヒ、主権ハ譲渡スルヲ得スト云フカ如キ場合ハ即チ国家意思カノ不可分ナリ、譲渡スヘカラサルコトヲ意味スルモノニシテ、主権ナリト云フハ即チ国権ト全意味ニ用ヒタルモノナリ。或ハ又国家ノ権利ヲ意味スルカ高クニ用ヒラルコトアリ。立法ハ主権ノ作用ナリト云ヒ、領土ノ割譲ハ主権ノ割譲ナリト云フカ如キ場合ハ此ノ意味ニ用ヒラル、モノニシテ主権ノ語ヲ統治権ノ意ニ混用スルモノナリ。時トシテハ又主権ノ語ハ内國ニ於ケル最高権限ヲ意味スルカ高クニ用ヒラルコトアリ。主権君主ニ屬スト云ヒ、又ハ主権臣民ニアリト云フカ如キ場合モ主権ハ即チ此ノ意ニ用ヒル

五〇
モノナリ、主権君主ニアリト云フハ統治権ヲ行使スル最高権限カ君
主ニ屬スルコトヲ意味ス。主権國民ニアリト云フハ其ノ最高権限カ
全國民ノ意思ニ出ツルコトヲ意味ス。主権ノ語カ如斯種々ノ意ニ混
合セラレ、コトハ西洋ニ於テモ普通見ル所ニシテ、國家ノ法律の
研究ノ尚木幼稚ナルニ基クモノナリ。國家ノ意思カト國家ノ権利ト
混同スルコトラサルト全シテ、國家ノ意思カト屬スル一性質ト、意思
カ其ノモノトモ亦觀念ニ於テハ區別シテ混同セザラシクコトヲ要
ス。主権本末ノ意義ハ、國家ノ意思カニ屬スル一性質ヲ表明
スルニアリ。國家ノ意思カ其ノモノニアラス。國家ノ権利ニアラ
ス。又況ンテ統治権ヲ行使スル最高ノ権限ヲ云フモノニモアラサル
ナリ。

第二章 國家機關殊ニ行政官廳

第一 國家機干ノ性質

國家ハ意思能カヲ有スル人格者ナリ。然レモ凡テノ意思ハ人類ノ
意思ナルヲ以テ國家ノ意思モ亦必ラス人類ヨリ出ツルモノナラザル
ヘカラス。國家意思ヲ作成スル人類ハ其ノ此ヲ作成スル地位ニ於
テ之ヲ國家ノ機關(Staats organ)ト稱ス。凡テノ団体ハ必
ラス其ノ機關ヲ存ス。団体ハ其ノ機關ニヨリテ始テ其ノ意思能カヲ
有スルナリ。機關ナクハ団体ノ活動力ナク、從テ又団体ナシ。
國家ノ機關タル地位ニ當ルモノハ云フ迄モナク人類ナリ。人類カ
法ノ定ムル所ニ從テ國家ノ斷トニ其ノ意思ヲ表示シテ此ノ意思カ國
家ノ意思タル効力ヲ有スルナリ。然レモ此之等ノ人類ハ國家ノ機關

トシテハ人格ヲ有スルモノニアラス。之ヲ機關ト云フハ其ノ独立ノ
 人格者ニアラサルヲ表明ス。機關地位ニ當ルモノハ固ヨリ個人ト
 シテ権利主体タルナリト雖モ、機關トシテハ又國家ノ権利ヲ行フニ
 止マリ如何ナル場合ニ於テモ自ら権利ノ主体タルモノニアラス。國
 家ノ機關ハ常ニ國家ノ人格ヲ代表スルモノニシテ其ノ意思ハ法律上
 國家ノ意思タル効力ヲ有シ。其ノ行フ知ノ権利ハ國家ノ利益ノ高メ
 ニスルノ権利ニシテ之ヲ行フ知ノモノハ個人的ノ権利ニアラス。國
 家ノ人格カ其ノ機關ヲ通シテ發動スルナリ。

國家ノ機關ニハ直接機關ト間接機關トノ別アリ。
 直接機關ハ他ノ國家機關ノ委任ニヨリテ其ノ地位ニツクニアラス
 一定ノ法律草案ノ發生ニヨリ憲法上當然國家機關ノ地位ニ付キ當然
 其ノ權限ヲ有スルモノナリ。
 間接機關ハ之ニ反シテ國家機關ヨリ其ノ權限ヲ委任セラレ、ニヨ
 リテ始テ國家機關タルノ地位ヲ得ルモノニシテ其ノ機關タルノ地位ニ

就クニハ特別ノ委任行爲ヲ必要トス。

直接機關ハ他ノ國家機關ヲ代表スルモノニアラスシテ直接ニ國家
 ヲ代表ス。從テ又其ノ權限ノ行使ニ付キテ他ノ國家機關ノ指揮命令
 ヲ受ケルコトナシ。間接機關ハ之ニ反シテ直接ニ他ノ國家機關ヲ
 代表シ。間接ニ國家ヲ代表ス。從テ亦其ノ權限ノ行使ニ付キテモ通
 常他ノ國家機關ノ指揮命令ノ下ニ服スルモノナリ。

立憲君主國ニ於テハ國家ノ直接機關ノ地位ニアルモノハ君主及ヒ
 議會ナリ。

君主カ其ノ直接機關ノ地位ニアルコトニ付テハ固ヨリ多言ヲ俟タ
 サル知タルノミナラス。議會モ亦他ノ機關ノ委任ニヨリテ其ノ權限
 ヲ得ルニアラス。議會ハ固ヨリ選舉ニヨリテ組織セラレト雖モ、選
 舉ハ權限ヲ委任スルノ行爲ニアラスシテ、單ニ議會ヲ形成スルノ行
 爲タルニスルキナルナリ。即チ君主ト議會トハ共ニ國家ノ直接機關タ
 ルナリ。

君主ノ下ニアル他ノ凡テノ機関ハ之ニ及ビテ只君主ノ委任ニ基キテ其ノ地位ニ就キ其ノ権限ヲ得んモノニシテ直接ニハ只君主ノ機関ナリ。 間接ニ國家ノ機関タルノミ、何レモ君主ヨリ其ノ大権ノ一部ヲ委任セラレ君主ノ名ニ於テ其ノ権限ヲ行フモノニシテ即チ國家ノ間接機関ノ地位ニアリ、凡テノ行政官廳及ヒ裁判所ハ皆此ノ意義ニ於ケル間接機関ナリ

第二、行政官廳ノ觀念

行政官廳トハ君主ノ下ニ隸屬シ、行政事務ノ一部ニ付キ國家ノ意思ヲ決定スルノ權ヲ委任セラレタル國家ノ機関ナリ。 然レモ行政官廳ハ立憲君主國ニ於テハ君主ノ總攬スル知ニ屬ス。 然レモ行政事務ノ全部ヲ悉ク君主ノ親裁ニヨルヲ得ルハ勿論ナルヲ以テ君主ノ下ニ數多ノ下級機関ヲ置キテ各行政事務ノ一部ヲ担任セシム。 君主ノ下ニ於テ行政事務ノ一部ヲ行フコトヲ委任セラレタル國家ノ

機関ハ即チ行政官庁ナリ。

官廳カ國家機関ノ地位ニ就キ國家事務ヲ行フノ權ヲ有スルハ常ニ君主ノ委任ニヨルモノナリ。 換言スレハ凡ヘテノ官廳ハ皆間接機関ノ性質ヲ有ス、君主ノ大権ノ一部分カ各官廳ニ委任セラレ、也。

行政官廳ハ行政事務ノ一部ニ付キ意思ヲ決定權ヲ有スルノ機関ナリ。 此ノ點ニ於テ官廳ハ國家意思ヲ決定スル權ナキ機干ト區別スルヲ要ス

君主ノ下ニ屬シテ行政事務ヲ行フカ爲メニ存スル凡テノ國家機干カ皆官廳ナルニトアラス。 行政機関ノ一大部分ハ自ラ國家ノ意思ヲ決定スル權ナキ單ニ内部ニ於テ其ノ意思ヲ決定ニ至ル迄ノ準備ヲナスノ任務ヲ有スルニシキモノナリ。 之ハ只官廳ノ補助機関タルニ止マリ官廳ノ地位ヲ有スルモノニアラス。 例ヘハ行省大臣ハ官廳ナレモ次官、局長以下ノ下ニ屬スル官吏ハ持テ大臣ノ代理トシテ職權ヲ行使スル場合ノ外ハ官廳タルモノニアラス。

教官、技術官ノ如キ單ニ學術的ノ任務ヲ有スルニ止マリ法律上ノ
行爲ヲ爲スノ権利ヲ有セザルモノモ亦官廳ニアラズ。
官廳ハ君主ノ下ニ隸屬スル機干ナリ、或ハ直接ニ君主ニ隸屬シ、
或ハ君主ノ下ニ於テ更ニ他ノ官廳ニ屬ス、何レニシテモ上ニ一矣ノ
監督者ヲ有シ、其ノ下ニ隸屬スルモノナルコトハ官廳ノ觀念ノ欠ク
ハカラサル一要素ナリ。

第三 官廳ノ权限

凡テノ國家機關ハ各々一定ノ職分ヲ有シ、各種ノ機干ハ其ノ職分
ニ應ジテ國家人格ヲ代表ス、其ノ職分内ニ於テノミ國家機干トシテ
活動スルコトヲ稱。

國家機干カ其ノ職分トシテ処理スヘキ國家事務ノ範圍ヲ稱シテ機
干ノ權限ト稱ス。機干ノ權限ハ權利トハ其ノ性質ヲ異ニス、權利ハ
其モノノ利益ノ爲メニ認メラレ其者ノ意思トシテ法律上ノ効力ヲ有

ヲ有ス。機干ノ權限ハ國家ノ利益ノ爲メニ認メラル、モノニシテ、
機干ノ地位ニ當ルモノノ利益ノ爲メニ存スルモノニアラス、其ノ權
限行使ハ法律上國家ノ意思トシテ効力ヲ有シ、機干ノ地位ニ當ル
モノノ意思トシテ効力ヲ有スルモノハアラス、通常ノ用語ニ於テハ
權限ハ常ニ權利ト混合セラレ、君主ハ統治權ノ主体ナリト云ヒ、議
會ハ法律起草ヲ議決スルノ利権ヲ有スト云ヒテ怪マスト虽モ之レ等
凡テ權限ニシテ權利ニアラス、君主ハ統治ノ權限ヲ有スルモ統治ノ
權利ヲ有セス、議會ハ法律ヲ議決スル權限ヲ有スレトモ其ノ權利
ノ主体タルニアラサルナリ。

官廳ノ權限ハ第一事務ノ性質ニヨリテ限ラル、裁判所構成法ニ事
物ノ管轄ト云ハルハ之ヲ云フナリ、行政官廳、司法官廳ノ區別ハ、
其ノ權限ニ屬スル事務ノ性質ニヨリテ生スルノ區別ナリ、行政官廳
ハ更ニ行政各部ニ應ジテ各省ニ分タル、各省ノ下ニ之ニ隸屬スル下
級官廳アリ、以テ官廳組織ノ系統ヲナス、各省ノ外ニ之ト独立シタ

ル特別ノ官庁アリ、直接ニ天皇ニ隷屬ス、行政裁判所及ニ會計検査院ハ之ナリ、

官廳ノ权限ハ出芽ニシテ地ノ区域ニヨリテ限ラル、モノアリ、裁判所構成法ニ出地ノ管轄ト云ヘルハ即チ之ヲ意味ス、

官庁管轄区域カ一地方ノミニ限ラル、ハ之ヲ地方官廳ト云ヒ、其管轄区域、全國ニ及ブモノヲハ之ヲ中央官廳ト稱ス、

官廳ノ权限ハ其ノ权限ノ及ブヘキ人ニヨリテ限ラル、コトアリ、之ヲ人ノ管轄ト云フヲ得ヘシ、例ヘハ大卒ノ総長ハ大卒ノ職責及ニ學生ニ対シテ权力ヲ行フヲ得ヘク、軍司令官ハ軍隊ニ対シテノ命令權ヲ有スルノ意義ナリ、

第四 官廳ノ組織

行政官廳ハ立法議會及ニ司法裁判所トハ異リ合議体ノ組織ヲナスハムシロ例外ナリ、大多數ハ独任制ノ組織ヲナス、蓋シ責任ノ所在

在ヲ明ニシ、事務ノ敏活ヲ期スルカ爲メハ合議体ヨリモ独任制ヲ優レリトナスニ因ルナリ、只行政裁判所、會計検査院ノ如キ事務ノ敏速ナルヨリモ公平ニシテ誤リナキコトヲ必要トナスモノニアリテハ司法裁判所ト全シテ合議体ノ組織ヲ成ス、

独任制ノ官廳ト虽モ只法律上ノ決定權カ一人ニ存スルト云フニ止マリ其ノ事務ヲ補助シ、準備シ又ハ之ヲ執行スルカ爲メハ多數ノ補助官吏カ之ニ附屬スルヲ通常トス、某省、某局、某院、某廳等ノ名稱ハ概官廳及ニ其ノ補助官ノ全体ヲ指セタルモノヲ一體トシテ指示スルノ名稱ニ外ナラス、厳正ナル意味ニ於テ官方ト云フハ只法律上ノ決定權ヲ有スルモノノミニヲ意味スルモノナレトモ、普通ニハ其補助官ノ全体ヲ指テ某省、某局ノ類ヲ官廳ト稱スルヲ通常トス、蓋シ法律上ノ決定權ハ一人ノミニ存スルト虽モ、其ノ权限ノ全部カ一人ニヨリテ行ハル、コトハアラスシテ其ノ凡テノ補助官ハ皆ソノ事務ヲ処理スルカ爲メニ存シ、官廳ノ权限ハ其全体ニヨリテ行ハル、モ

ナルヲ以テ其ノ全体ヲ單一ト見做シ之ヲ以テ其ノ权限ヲ委任セ
ラレタル概テ即チ官廳ト稱スルモ敢テ不当ニアラサルナリ、只々
独任制、合議制ト異ルルハ合議制ニアリテハ之ヲ組織スル各員カ法
律ニニ國家意思ノ作成ニ參與スルノ権アルニ反シテ、独任制ニアリ
テハ補助官ノ意見ハ直接ニ法律上ノ初カヲ有スルコトナク、只々長
官ノ決定ノ参考トナルニスギヤルコトニアリ、

第五 官制

官廳ノ組織、权限ヲ定ムル規定ヲ官制ト稱ス。

司法裁判所ノ組織、权限ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要スルニ反シテ行政
官廳ノ組織、权限ヲ定ムルノ権ハ原則トシテ天皇ノ大権ニ屬ス、只々
行政裁判所及ヒ会計検査院ニ付キテハ憲法ハ法律ヲ以テ定ムルコ
トヲ必要トス。

官制ヲ定ムルノ権ハ天皇ノ大権ニ屬スト雖モ、之レハ官制ヲ定ム

ルニハ法律ヲ以テスルコトヲ要セスト云フコト止マリ、法律ヲ以テ
之ヲ定ムルヲ得スト云フニアラス、我國ノ憲法中有中ニハ憲法カ天
皇ノ大権ニ屬スル事項トシテ列記スル事項ヲ憲法上ノ大権事項ト稱
シテ、大権事項ニ付キテハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルヲ許サストナスモ
ノアリト雖モ理由アル説ト云フヲ得、憲法ノ規定ハ以テ天皇ノ大権
ニ屬スル主要ノ事項ヲ列示セルニ止マリ之ヲ以テ並立法権ヲ制限ス
ルノ主義ナリト認ムハカラス、天皇ノ大権ハ亦ク國家統治権ノ全部
ニ反シテ特ニ憲法ノ制限アルモノ、外ハ之クシテ反ハサル也ナシ、敢
テ憲法ニ列記セザレタル事項ニミ限ルニアラサルナリ、且ツ法律
モ亦天皇ノ裁可ニヨリテ成立スルモノニシテ等シク天皇ノ命令ナリ
假令法律ヲ以テ官制ヲ定ムルコトアルモ等シク天皇ノ定メ給フ也ニ
シテ之ヲ以テ憲法違反ナリト云フヘカテアルハ当然ナリ、法律ヲ以
テ行政官廳ノ組織、权限ヲ定ムルニハ斯ノ如ク敢テ違憲ヲ以テ目スヘ
カラス、而シテ命令ヲ以テハ法律ヲ廢止變更スル能ハサルハ勿論ナ

ルヲ以テ君主ノ官制大権ハ法律ニヨリ多少ノ制限ヲ受ケルヲ免レシ
法律ヲ以テ直接ニ官制ヲ定ムルコトハ未ダ其ノ例ヲ見スト虽モ、法
律ニヨリ間接ニ官制大権ニ制限ヲ加フルコトハ實際ニモ其例ニ乏シカ
シス、其ノ尤モ著シキモノハ地方自治団体ノ構成ヲ定ムル法律ニ於
テ行政官廳ヲ以テ全時ニ自治団体ノ機干トナスコトヲ定ムル場合ナ
リ、例ヘハ府県制ニ於テ府県知事及ニ府県官吏ヲ以テ地方団体タル
府県ノ機干トナシ、郡制ニヨリ郡長及ニ郡ノ官吏ヲ以テ郡ノ機干ト
ナセルノ類ナリ、之等ノ場合ニ於テハ法律ノ趣旨トスル知ハ行政区
劃タル府県及ニ郡ノ区域ト地方団体タル府県郡ノ区域ト全ナラシメ
府県郡ニ於ケル國ノ行政ヲ管轄スル最高地方官廳ヲシテ全時ニ地方
自治団体ノ機干ヲラシムルコトヲ定メタムモノナリコトハ明瞭ナル
ヲ以テ此点ニ於テハ最早勅令ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得ス、其ノ限
度ニ於テハ官制大権ハ法律ニヨリテ制限セラレ、ナリ、
然レモ法律カ行政官廳ニ或ル权限ヲ委任スルニ止マム場合ニ於テ

ハ官制大権ハ法律ノ制限ヲ受ケルモノニアラス、法律カ官廳ニ
特定ノ权限ヲ委任スルハ只タ兵ノ種類ノ事務ニ付テ官制ニヨリ一
般权限ヲ有スル官廳ニ之ヲ委任セント欲スルニ止マル、例ヘハ法律
カ文部大臣ニ特別ノ权限ヲ委任スル場合ニ於テハ法律ハ教育行政ニ
干スル最高官廳ニ其ノ权限ヲ委任セント欲スルニ止マリ必ラスレモ
其ノ官廳カ今日ノ官制ニ於ケル文部大臣タルコトヲ要ストスルノ趣
旨ニアラス、故ニ例ヘハ勅令ニヨリテ文部省官制ヲ廢シテ文部大臣
ノ权限ヲ例ヘハ内務大臣ニ併セ又ハ文部大臣ノ名称ヲ改テ例ヘハ弁
務大臣ト云フカ如クハ何レモ法律ニ抵触スルモノト云フヲ得ス、
官制大権ハ法律ニヨリテ制限ヲ受ケルコトアルノ外予彙ニヨリテ
間接ノ制限ヲ受ケルコトアルヲ免レシ、憲法ニハ憲法上ノ大権ニ基
ク既定ノ歳出ハ政府ノ全意ナクシテ議會カ豫算削減スルヲ得サルヲ
既定スト虽モ所謂既定ノ歳出トハ前年度ノ予彙ニ於テ已ニ一度議會
ノ協賛ヲ受ケル金額ヲ云フモノニシテ、新ニ官制ヲ定ムルコトニヨ

リテ新ナル費用、支出又ハ増額ヲ要スル場合ニ於テハ議會ハ其ノ手
業ノ協賛ヲ拒ムル権ヲ有シ、而シテ手業ニシテ成立セザル時ハ官制
ハ實際ニ実行シ得サルコトアルヘシ、

官制ハ法律ナルヤ否ヤノ問題ニ付キテハ人民ニ對シテ國權ヲ行使
スル、職權アル官廳ノ組織權限ヲ定ムルモノト感テサルモノトヲ区
別スルコトヲ要ス、前ノ種類ニ依リテハ之ニヨリ人民ニ對シテ一定ノ
範圍ニ於テ其ノ官廳ノ命ニ服スルノ義務ヲ負ハシムルモノニシテ
即チ國家ト人民トノ間ニ新ナル法律ヲ係ラ定ムルモノトテテ法規
ノ性質ヲ有ス、

右ノ種類ニ依リテハ人民ニ對シテ法律上ノ干係ヲ生スルコトナク
單ニ行政組織ノ内部ニ於ケル組織行動ヲ定ムルモノニスギサルヲ以
テ法規ノ性質ヲ有スルモノニアラス、

第六 官廳ノ代理及委任

凡テノ官廳ハ天皇ヨリ大權ノ一部ヲ委任セラレ天皇ノ名ニ於テ行
政權ヲ行使スルモノニシテ民法ノ諸ヲ以テ云ハハ官廳ハ天皇ノ代理
者トシテ天皇ノ委任ヲ受ケタル事務ヲ行フナリ、官廳ト天皇トハ斯
ノ如ク代理ノ干係アルト共ニ官廳相互ニ於テモ委任及代理ノ干係ヲ
生スルコトアリ、官廳ノ代理トハ官廳ノ地位ニ當ルモノニアラサル
モノカ一時ノ官廳ノ名ニ於テ其ノ權限ノ全部又ハ一部ヲ行ヒ、而
シテ其ノ行爲カ恰モ官廳ノ自ラナシタル行爲ト会一ノ法律上ノ効力
ヲ有スル干係ヲ云フ、官廳ノ代理ニハ民法上ノ代理ト会シテ法定代
理ト委任代理トヲ區別スルコトヲ要ス、委任代理トハ被代理者タル
官廳カ自ラ其ノ權限ノ一部ヲ他ノ者ニ委任スルコトニ基キテ生スル
代理ノ干係ヲ云セ、法定代理トハ直接ニ法令ノ規定ニ基キ、若シクハ
上級官廳ノ命令ニ基キテ生スル代理ノ干係ヲ云フ、ソノ干係カ被代理
者タル官廳自身ノ意思ニ基クモノニアラサルコトニ於テ委任代理ト
異ル、

官廳自身ノ委任ニ基キ生スル代理ハ或ハ法令カ持ニ之ヲ許スコトヲ規定セルモノアリ、例ハハ地方官制ニハ地方長官カソノ权限ノ一部ヲ臨時ニ部下ノ官吏ニ代理セシムルヲ稱ヘキコトヲ規定ス、斯ノ如キ特別ノ規定ナキ場合ニ於テモ特ニ反対ノ明文アルカ又ハ反対ノ意思ヲ推測シ得ヘキ場合ノ外ハ臨時部下ノ官吏ヲシテ事務ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ妨ケス、實際ニモ次官、司長、書記官、秘書官等カ大臣ノ权限ノ一部ヲ代理スルコトハ普通ニ見ルトコロノ実例ナリ、凡テ官廳ノ委任ニ基テ代理ハ、其ノ官廳ノ指揮監督ノ下ニ行ハレ、ソノ行爲ニ付キテハ官廳カ自ラ其ノ責ニ任スルコトヲ要スルナリ。

法定代理ニハ更ニニツノ場合ヲ分ツコトヲ要ス。

(1) 一定ノ法律事實ノ発生ニヨリテ法律上当然ニ代理干係ヲ生スル場合ナリ、例ハハ大臣故障アルトキハ次官ハ当然大臣ヲ代理ス、知事故障アルトキハ内務部長当然其ノ職務ヲ代理スルカ如キハソ

ノ例ナリ。

(2) 特別ノ授権行爲ニヨリテ代理干係ヲ生スル場合ナリ、只其ノ授权ハ官廳自身ノ意思ニ基クニマテスニテ勅令若シクハ上級官廳ノ命ニヨルモノナルコトニ於テ委任代理ト區別セラル、大臣故障アル場合ニ於テ勅令ニヨリテ他ノ大臣カ臨時ソノ職ヲ代理スルカ如キハ其例ナリ。

何レノ場合ニモ法定代理ハ官廳自身ノ意思ニ基クニマテサルヲ以テ官廳ハ之ヲ指揮監督スルノ权ナリ、従テ又代理者ノ行爲ニ付キテ責任ヲ負ハス、又委任代理ハ常に权限ノ一部ニ付キテ行ハル、ニ及シテ法定代理ハ時トシテ权限ノ全部ニ付キテ行ハル、コトナリ、代理干係カ委任ニヨリテ生スル場合ノ外ニ上級官廳ハ又其ノ权限ノ一部ヲ下級官廳ニ委任スルコトヲ許セル、コトヨリ凡テ官廳ハ其法令ニヨリテ其ヘラレタル权限ヲ自ラ知理スルコトヲ法律上ノ通常ノ要件トナスモノナリト雖モ法令ハ時トシテハ明文ヲ以テ其ノ权限

一部ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ許スコトアリ。例ハ地方官マ制ニ府県知事ハ其ノ权限ノ一部ヲ郡長、崎司ニ委任スルコトヲ得ト規定スル如キ其ノ例ナリ。此等ノ場合ニ於ケル权限ノ委任ハ部下ノ官現ニ权限ノ一部ヲ代理セシムル場合トハ異リ、权限ノ一部カ他ノ官廳ニ移転セルモノニシテ、其ノ委任ヲ受ケタル官廳ハ自己ノ权限トシテ行フヲ得ルナリ。一時的ノ代理關係ハ只タ官廳ト其ノ部下ノ補助官トノ間ニシテ生スルヲ通常トナスニ反シテ永久的ノ权限ノ委任ハ上級官廳ト下級官廳トノ間ニ生スルノミニシテ、例ハ内務大臣ノ权限中其ノ輕易ナルモノカ府県知事ニ委任セラレ、府県知事ノ权限中其ノ輕易ナルモノカ郡長ニ委任セラル、ノ類ナリ。

第七 上級官廳ト下級官廳トノ關係

行政官廳ニハ上級ト下級トノ別アリ。下級官廳ハ上級官廳ノ指揮監督ノ下ニ服シ以テ行政ノ統一ヲ保持

ス。各省大臣ハ天皇ノ下ニ於テハ最上級ノ^{行政}官廳トシ、各地方官廳ハ之カ下級官吏トシテ其下ニ屬ス。

上級官廳ハ下級官廳ニ對シテ指揮權及監督權ヲ有ス。指揮權トハ下級官廳ノ权限ニ關シテ之ヲ指揮命令スルノ權ヲ云フ。下級官廳ノ权限ヲ指揮スル爲メニ發スル命令ヲ訓令 (Instructions) ト云フ。訓令ハ法規トハ異リ國民ニ對シテハ法律上ノ拘束力ヲ有スルモノニアラス。官吏ニ對シテハ其ノ拘束力ヲ有スルナリ。官廳ハ其ノ訓令ニ従ヒテ其ノ权限ヲ行使スルコトヲ要シ、之ニ對スル違反ハ職務違反ノ責ヲ生スル原因トナルトモ國民ニ對シテハ之ニ運由スルト否トハ直接ノ法律上ノ關係ヲ有セス。之カ違反ニ對シテモ人^民ハ行政訴訟ヲ提起スルノ權ナク、權利ノ侵害ヲ許サズルヲ得サルナリ。

訓令ハ或ハ一般的ノ法則ヲ定メザルモノアリ。或ハ特定ノ一事件ニ干スルモノナルコトアリ。特定ノ一事件ニ干スルモノニシテ下級

官吏ノ何ヒニ対シテ発セザル、モノヲ通常指令ト稱ス、訓令ハ一級
法則ヲ定ムルモノナルト、一事件ニ干スルモノナルトハ其ノ効力ニ
於テ差異ナシ、

訓令ノ形式ハ一定セス、其ノ一般法則ヲ定ムルモノハ通常法規令
令ヲ定ムルト同様ノ手續ヲ以テ公布セラントモ之レ其ノ必要條件
ニテラス、訓令ノ公布ハ只之ヲ下級官廳ニ告知スルノ手致タルニミ
公布ノ手續ニヨラスト雖モ適當ノ方法ヲ以テ下級官廳ニ告知スルヲ
以テ其ノ効力ヲ生スルニ充分ナリ、場合ニヨリテハ必ラスシモ骨面
ヲ以テスルコトヲ要セス、口頭ヲ以テ之ヲナスコトヲ得、ハシ、訓令
ノ有効要件トシテハ只正當ノ指揮監督権ヲ有スル上級官廳ヨリ發セ
ラレタルモノナルコト、上級官廳ノ一級权限内ノ事項ニ干スルモノ
ナルコト、其ノ訓令ヲ受ケル官庁ノ权限内ノ事項ニ干スルモノナ
ルコト、下級官廳ニ告知セラレハコト、要件ヲ要スルノミ、
監督権ハ公益ニ於テハ指揮ヲモ包含スルノ意ニ用ヒラント雖モ、

指揮権ニ対シテ用ユルトキハ監督権トハ下級官廳ノ权限ノ行使ヲ監
視シ、其ノ行爲カ法規ニ違反シ又ハ公益ニ違反スル場合ニ於テ之ヲ
取消シ又ハ停止シ、下級官廳相互間ニ权限ノ争アル場合ニ之ヲ決定
スルノ権ヲ包含ス、下級官廳ノ权限行使ヲ監視スル斷ヤニハ其ノ事
務ヲ檢閲シ報告ヲ行ハシメ、又ハ官吏ヲ派遣シテ事務ノ實況ヲ觀察
セシムルノ必要アリ、上級官廳ノ監督権ハ當然之等ノ权限ヲ包含ス、
下級官廳ノ行爲カ法規ニ違反シ、又ハ公益ヲ害スル場合ニ於テハ上
級官廳ハ又當然之ヲ取消又ハ停止ス、以テ法規ヲ維持シ公益ヲ保護
スルコトヲ得サルハカラス、各省官制通則ニハ各省大臣カ地方長官
ノ發スル命令又ハ処分ニ対シテ此ノ权限ヲ有スルコトヲ規定シ、地方
官制等ニハ府県知事ノ他地方長官カ郡長其他下級地方官廳ノ命令
又ハ処分ニ対シテ此ノ权限ヲ有スルコトヲ規定スト雖モ、斯ノ如キ
規定ナキ場合ニ於テモ上級官廳ハ其ノ監督権ノ效果トシテ當然此ノ
权限ヲ有スルモノナリ、

下級官廳相互間ニ权限ノ争アル場合ニ於テモ其事ハ双方ノ官廳ニ
 共通ナル上級官廳ニ於テ之ヲ決定スルノ权アリコトハ当然ナリ、
 之等ノ外下級官廳ノ知分ニ対シテ訴訟ノ提起セラレタル場合ニ於
 テ其ノ訴訟ヲ裁決スル权モ亦通常上級官廳ニ屬ス、
 上級官庁ハ下級官廳ニ対シテ通常以上ノ如キ权限ヲ有ストモ之
 ニ対スル一ノ大ナル例外ハ官廳ノ特ニ权限ノ独立ヲ認メラハ、場合
 ナリ、

权限ノ独立ノ尤モ顯著ナルモノハ司法裁判所ナリ、裁判所ハ其ノ
 裁判权ノ行使ニ于テハ自己ノ独立ノ权限ヲ以テ之ヲ行フノ权ヲ有
 シ何人ノ指揮ヲモ受ケルコトナシ、從テ裁判权ノ行使ニ于テハ訓
 令ヲ受ケルコトナク、又其ノ判決カ法規ニ反シ公益ヲ害スル場合ニ
 於テモ訴訟手続ニヨリテ之ヲ破棄スルノ外ニハ之ヲ取消スノ途ナシ
 行政官庁中ニモ行政裁判所、会計検査院ハ之レトモ同様ナル权限ノ
 独立ヲ有ス、ソノ他凡テ合議組織ヲナセル官廳ハ其ノ議決ニ付キテ

ハ独立ノ权限ヲ有シ訓令ニヨリテ拘束セラル、コトナキヲ原則トス
 何トナレハ國法カ合議ノ組織ヲナセルハ自由ノ審議ニヨリ以テ公平
 ノ結果ヲ得ルコトヲ目的トスルモノナレハナリ、上級官廳ノ下級官
 廳ニ対スル關係ハ之ヲ本屬長官ノ部下ノ官吏ニ対スル干係ト區別ス
 ルコトヲ要ス、本屬長官ハ部下ノ官吏ニ対シテ監督权ヲ有ストモ
 此ノ監督权ハ官吏ノ職務上及ニ身分上ノ義務ニ干スル監督ニシテ、
 官吏ハ一ノ人格者トシテ此ノ監督ニ服スルモノナリ、之レニ干スル
 説明ハ官吏法ノ章ニ於テ述フヘキ所ニ屬ス、上級官廳ノ下級官廳ニ
 対スル監督ハ之レニ反シテ國家ノ統制トシテノ权限ノ行使ニ干スル
 監督ナリ、

前者ノ干係ハ例ハ内務大臣ト内務省内ノ官吏トノ間ニ存ス、
 右者ノ干係ハ例ハ内務大臣ト府県知事トノ間ニ存ス、固ヨリ
 府県知事モ亦官吏トシテモノノ職務上及ニ身分上ノ義務ニ干シテ内
 務大臣ノ監督ヲ受ケトモ、此ノ監督ノ外ニ尚本國家ノ統制トシ

テ其ノ权限ノ行使ニ于テ内務大臣ノ指揮監督ニ服スルナリ。
 長官ノ部下ニ対スル監督ハ官吏ノ義務履行ヲ保障スルカ爲メニ存
 ス。上級官職ノ下級官職ニ対スル監督ハ國家秩序相互間ノ連絡ヲ保
 テ國家意思ノ統一ヲ保ツコトヲ目的トスルモノナリ。
 前者ノ干係ニ基ク命令ハ、权利主体トシテノ官吏ニ対スル命令ニ
 シテ前者ノ干係ニ基ク命令ハ、國家秩序ヲ拘束スルヲメニスルノ旨
 令ナリ。從テ又前者ニ基ク命令ハソノ一徹的法則ヲ定ムルモノ、又
 ハ將來ソノ地位ニ来ルヘキモノヲモ拘束スルカ爲メニ発セラレタル
 場合ノ外ハ又々官吏自身ニ対シテノ効力ヲ有シ。其ノ官吏ニシテ
 其ノ地位ヲ去ルトキハ当然ソノ权力ヲ失フ。例ヘハ某地ニ出張シ命
 スルノ命令、如シ。上級官職ノ下級官職ニ対スル訓令ハ之ニ及ビテ
 官吏ニ対スルモノニアラザルヲ以テ、其ノ命令ヲ受ケタル官吏ソノ
 地位ヲ去ルコトアルモ、ソノ効力ハ之レカ爲メニ影況セラレ、コト
 ナク、行ニソノ地位ニ来ルモノモ当然其ノ拘束ヲ受ケルモノ也。

官吏・監督ト官職ノ監督トハ斯ノ如ク其ノ性質ヲ異ニスルヲ以テ
 其ノ監督権ヲ有スルモノハ時トシテハ相合シカヲナルモノナリ。例
 ハ、府県知事ハ官職トシテハ内務大臣ノミナラス、各省大臣ノ指揮
 監督ヲ受ケルモノナレトモ、其ノ官吏トシテハ職務上及ヒ身分上ノ
 義務ニ于テハ専ラ内務大臣ノ監督ヲ受ケルモノナリ。

第三節 公法人

第一 公法人ノ性質

國家ノ下ニ於テ國家ト等シク公ノ事務ヲ其ノ存立ノ目的トスル団
 体的人格者ヲ公法人ト稱ス。我カ法令ノ用務ニ於テハ或ハ公法人ト
 云フ代リニ公共団体ノ語ヲ用ヒルコト多シ。二者又々語ヲ異ニスル

ニ止マリ全ク其ノ意義ヲ全シケス、時トシテハ又自治団体ト云フアリ、何レモ全意義ナリ、

公法人ト私法人トノ區別ニ付キテハ本説甚ク区別ニシテ一定スル
歟ナシ、國家ノ下ニ於ケル公法人ノ最モ顯著ナルモノハ府県郡市町
村ノ如ク地方団体ニシテ之レ等カ公法人タルコトハ争ヲ入レスト虽
モ地方団体ノ外尚木社団法人ニシテ公法人タルモノ少カラス、而シ
テ社団法人ニ付キテハ公法人ト私法人トヨ區別スヘキ正確ナル標準
ヲ得ルコトハ頗ル難ク本説亦区別ナリ、多数ノ本有ハ其ノ區別カ其
ノ存立ノ目的ニ行スルコトヲ認メ、公ノ事務ヲ目的トスルモノハ公
法人ナリ、私ノ事務ヲ目的トスルモノハ私法人ナリトナスト虽モ、
何カ公ノ事務ニシテ、何カ私ノ事務タルカヲ區別スルノ標準ニ至リ
テハ之ヲ求ムルコト難ク、而シテ事務ノ公私ヲ區別シ得ルニイラザ
レハ目的ニヨリテ其ノ區別ノ標準ヲ求ムルモ只ク問題ヲ以テ問題ニ
答フルニ止マリ其ノ區別ヲ説明スルコトナキハ批准ヲ免レス、

公法人ト私法人トノ區別ニ付シテ尤モ有カナル一ノ本説ハ公法人
ノ特質ヲ以テ団体カ國家ニ對シテ負フ知ノ義務ニ求メラルヘカラス
トナス、公法人トハ公法ニヨリ國家ニ對シテ自己ノ目的ヲ達スヘキ義
務ヲ負ハレタレタル団体ナリト云フ説ナリ、(Radin) ソノ説ノ
理由トスル知ハ、公ノ事務ト私ノ事務トハ事務ノ性質ニヨリテハ區
別スルコトヲ得ス、只ク公ノ事務ハ國家的ノ事務ナルカ故ニ団体カ
若シ公ノ事務ヲ目的トスルモノナリトシテハ國家ハ之ヲ自由ニ放任ス
ルコトヲ得ス、必ラス其ノ目的タル事務ヲ遂行スヘキ義務ハシメラル
ヘカラス、何トナレハ若シ其ノ目的達セラレザル時ハ之レ國家ノ目
的カ達セラレザルモノナレハナリ、之ニ反シテ若シ団体カ私ノ事務
ヲ目的トスルモノナリトキハ、其ノ事務ノ事ハト事ラザルトハ直接
ニ國家ノ目的トナスル知ナリ、後テ私法人ハ其ノ目的タル事務ヲ行
フヘキ公法上ノ義務ヲ負フコトナリト云フニイリ、
此ノ説ハ一見正当ナルカ如シト虽モ余ハ之レニ同意スルヲ得ス、

國家カ団体ヲシテ其ノ目的トスル事務ヲ行フ義務ヲ負ハシメタルト
キハ之レ國家カ其ノ事務ヲ以テ公益ニ通スト認メタル証據トナシ得
ヘシト雖モ未ダ之ヲ以テ國家的ノ事務ト認メタルノ証據トナヌヲ得
ス、私法人ト雖モ國家ノ利益ト密接ノ關係アル事務ヲ目的トスルモ
ハ少カラズ、而シテ若シ國家カ其ノ事務ヲ行フハキ公益上ノ義務ヲ負
合スト認ムルトキハ之ヲシテ其ノ事務ヲ行フハキ公益上ノ義務ヲ負
ハシムルコトアルモ敢テ怪シムニ足ラス、例ハ私設ノ鐵道会社ハ
其ノ鐵道事業ヲ官ムノ義務ヲ負ハシメラル、私立学校ハ一定ノ教育
ヲ行フノ義務ヲ負ハシメタルト雖モ、之レカ爲メニ私立鐵道会社、
私立学校カ公法人タルモノト云フヲ得ス、一方ニ於テハ公法人ト雖
モ必ラスシモ常ニ國家ニ對シテ其ノ目的タル事務ヲ行フノ義務ヲ負
フモノニアラス、公法人カ常ニ國家ニ對シテソノ目的タル事務ヲ行
フノ義務ヲ負担スト云フハ主トシテ自治制度ノ本旨ニ反スルモノナ
リ、自治制度ハ公法人ヲシテ自己ノ自由意思ヲ以テ公ノ目的ヲ進行

セシムルヲ其ノ本旨トスルモノニシテ公法人ハ常ニ或ハ範圍ニ於テ
ハ國家ノ干渉ヲ受クルコトナクシテ自己ノ自由ニ其ノ事務ヲ行フト
否トヲ決定スヘキ権利ヲ有スルモノナリ、公法人ノ事務ニ隨意事務
ト必要事務トノ區別アルハ此ノ理由ニヨルモノニシテ隨意事務ニ付
テハ公法人ハ國家ニ對シテ之ヲ行フノ義務ヲ負担スルモノニアラ
ザルナリ、

公法人ノ持領ヲ以テ其カ団体ナリトスル説モ亦多クノ學者ノ主張
スル如クシテ我國ニモ広ク行ハルル知ナリ (Georg Meyer
Jellinek)

然レモ其カト云フハ法律上ノ意義ニテハ自己ノ一方的意志ヲ以テ
他人ニ命令シ得ルカヲ云フモノニ外ナラス、而シテ凡テノ団体ハ公
法人ニセヨ私法人ニセヨ皆或ハ範圍ニ於テ団体員ニ對シテ命令權ヲ
有セルモノナリ、私法人ト雖モ凡テ社員ハ法人ノ一方的ニ決定セル
所ニ服従セサルヘカラス、例ハ株式會社ニ於テ株主ニ株金ノ払込

ヲ命シタルトキハ株主ハ自ラ之ニ同意スルト否トヲ向ハスニニ服従
スルノ義務ヲ負フ。固ヨリ株主ハ何時ニテモ退社ノ自由ヲ許スト虽
モ此点ニ於テハ公法人ト虽モ或ル制限ノ下ニハ等シク其ノ自由ヲ有
スルモノスレバ國家ノ臣民スラモ現時ノ國法ニテハ外國ニ帰化スル
ヲ認メラルハナリ。サレト団体ト団体員トノ關係ハ如何ナル団体
ルトヲ向ハス帝ニ或程度ニ於テ權力服従ノ干係ニシテ凡テノ団体ハ
其ノ団体員ニ對シテ所謂団体権 (Verbandsgewalt) ヲ有ス
ルカノ有無ヲ以テ公法人ト私法人トヲ區別スルヲ得ザルナリ
之等ノ外公法人ト私法人トノ區別ニ于テ種々ノ學說ヲ唱フルモ
ノアリト虽モ一トシテ正鵠ヲ得ザリト認ムヘキモノナシ。余ハ公法
人ト私法人トノ區別ハ帝ニ程度ノ差ニシテ性質ノ差ニテラスルモノ
ナルコトヲ疑フ。公法人ハ公ノ目的ヲ有スル団体ナリ。公ノ目的ヲ
有スルトハ國家カ自己ト公様ノ目的ヲ有スルモノトシテ認定シタル
団体ヲ云フ。然レ凡テノ団体ハ公法人ニモモセヨ。私法人ニモモセヨ

皆多少ノ範圍ニ於テ公ノ目的ヲ有セザルモノナラザルナリ。一個人
ニテモ單ニ其ノ個人的生存ヲ全フスルコトノミヲ以テ其ノ生存ノ目
的トスルモノニテラスシテ、國家ノ一員トシテ國家ノ隆昌及ニ國運
ノ發展ヲ計ルコトトハ實ニ個人ノ重要ナル生存目的ノ一ヲナスモノナ
リ。抑言スレハ個人ハ單ニ私ノ目的ヲ有スルノミナラス公ニ又公
ノ目的ヲ以テ生存スル人格者ナリ。法人ニ至リテハ法人ハ帝ニ多數
人類ノ集合ヨリナルモノナルヲ以テ其ノ國家ニ利益スルコトハ一個
人ヨリモ多ク、目的トスル知ハ第一ニハ団体員各自ノ独立ヲ計ルニ
アリトスルモ、団体員全体ノ独立ヲ計ルコトハ公時ニ國家ノ利益ニ
適合スル所以ニシテ、從テ凡テ法人ハ皆或ル程度ニ於テハ公ノ目的
ヲ有スルモノト云フヲ得ヘシ

公法人ト私法人トノ區別ハ一ハ公ノ目的ヲ有シ、一ハ公ノ目的ヲ
有セザルノ區別ニアラスシテ、其ノ區別ノ存スル知ハ公法人ハ特ニ
ソノ公ノ目的ヲ有スルコト強ク、私法人ハ公ノ目的ヨリモ主トシテ

社負各自ノ独立ヲ計ルコトヲ目的トスルモノナルコトニ存スルナリ
サレハ权力ノ有無、國家ニ対スル義務ノ有無ノ如キク單一ノ標準ヲ
以テ公法人ト私法人トヲ區別スルノ標準トナスコトハ全ク不可做ナ
リ、

公法人ハ公ノ目的ヲ以テ其ノ主タル生存目的トスルモノナリ、國
家ハ団体ノ主タル目的トスル知カ、國家ノ目的ト相合ハスルコトヲ認
ムルニヨリ持ニ之ヲ保護シ、之レニ異ナル他ノ法人ノ有スル能ハ
サル特別ノ权限ヲ以テシ、之ヲシテ他ノ法人トハ異リタル特別ノ地
位ヲ有セシム、其ノ之ニ、特別ノ權利ヲ附與スル程度ハ法人ノ種類
ニヨリテ甚ダ種々ニシテ或ルハツノ权限ヲ以テ之カ明白ナル區別ノ
標準トナサントスルモ其ノ目的ヲ達シ得ルカラス、普通ニ公法人ト
云フハ其ノ特別ノ权限ヲ附與セラル、コト持ニ顯著ナルモノヲ云
フモノニ外ナラズナリ

現行法ニ所謂公共同体ト然ラサルモノトハ各何ノ法規ニヨリテ

區別シ得ルモ、理論トシ性質上公法人ト私法人トハ確然ト區別
スルコト難シ

或ハ單一ノ標準ヲ以テ公法人ト私法人トヲ區別スルコトハ斯ノ如
ク認ムヘカラサルコトナルモ、公法人ハ國家ト等シク公ノ目的ヲ有
スルモノナルノ結果トシテ其団体ノ成立、団体ノ団体實ニ対スル干
係、ソノ國家ニ対スル關係トシテ自ラ私法人ト異リタル種々ノ特
色ヲ有ス、之等ノ特色ハ其ノ全体ヲ綜合スルコトニヨリテ畧々正確
ニ或ハ団体カ公法人ト目セラルヘキヤ、私法人ト認メラルヘキヤヲ
判別スルノ標準トナスヲ得ヘシ、其ノ特色ノ主ナルモノハ次ノ諸件
ナリ、

工、団体實ニ対スル加入強制

私ノ団体ハ常ニ団体實ノ自由意思ニヨリテ組織セラレ、モノニ
シテ自己ノ任意ニ之ニ加入スルト否トヲ決定スルノ自由ヲ有スル
ニ及シテ、殊クハ公法人ニアリテハ団体實ハ自己ノ意思如何ニ拘

ラス法律ニ定ムラレタル一定ノ資格ヲ有スルモノハ法律上当然ニ
 其ノ団体ノ一員トセラレ、モノナリ。地方団体ニアリテハ其ノ地
 域内ニ居住スルモノハ当然其ノ団体ノ一員タルノミナラス公共組
 合ニアリテモ多クノ場合ニ於テハ一定ノ資格アルモノハ当然ソノ
 組合員タルヘキモノトセラル。法律カ斯ノ如ク団体員ノ意思ニ及
 シテソノ加入ヲ強制スル所以ハ、ソノ団体ノ目的トスル如ク國家
 ノ目的ニ適合スルニヨルモノニシテ以テ其ノ団体ノ公法人タル一
 標識トナスヲ得ヘキモノナリ。

此ノ標識ハ殊ニ社団法人ニ付キテ私ノ社員タルカ、公共組合ダ
 ルカヲ區別スヘキ點モ看シキ外形上ノ標準トナシ得ヘキモノナリ
 財団法人ニアリテハ一定ノ団体員ナキヲ以テ國ヨリ加入強制ノ向
 題ヲ生スルコトナク、之レヲ以テ其ノ區別ノ標準トナシ得サル
 勿論ナリ。

II. 団体内部ノ事ニ干シテ民事訴訟ニヨラス行政上ノ手続ニヨリテ

之ヲ決定シ強制シ得ヘキコト

私ノ団体ニアリテハ団体ト団体員トノ事ニ付キテハ又タ民事訴
 訟ニヨリテ其ノ決定ヲ本ムル、外國体カ自己ノ力ニヨリテ之ヲ裁
 決シ強制スルノ権力ヲ有セサルニ反シテ、公法人ニ付キテハ多ク
 ノ場合ニ於テ法人カ自ラ之ヲ決定シ強制スルノ権力ヲ有スルモノ
 トセラル。殊ニ經費ノ華納者ニ對シ民事訴訟ヲナスコトヲ要セス
 自ラ強制シテ之ヲ徴収スルノ権ヲ有シ、又ハ規約ノ違反者ニ對シ
 適宜金ヲ科シ、之ヲ強制スルノ権ヲ有スルヲ如キハ多クノ公法人
 ニ認めラル、從ニシテ又其ノ団体カ公法人タルノ一標識トナシ得
 ヘキモノナリ。

III. 団体ノ機手ノ地位ニ當ルモノカ官吏又ハ公吏タルノ待遇ヲ受ケ

ルナリ

國家カ自己ノ官吏ヲシテ団体ノ機手タラシメ、又ハ団体ノ機手
 ノ地位ニ當ルモノヲ公使トシテ官吏ニ準スヘキ待遇ヲ與フルカ如

キモ亦其ノ団体カ公法人タルコトヲ着キ一標識タリ。此ノ標識ハ殊ニ財団法人ニ付キテハ其ノ尤モ著シキ外形上ノ區別ノ標準トナスヲ得ヘキモノナリ。

IV 団体カ国家ノ概テトシテ国家ノ行政事務ヲ委任セラルコト。考テノ公法人ニ付キテハ国家ハ之ヲ自己ノ行政概テトシテ利用シ国家事務ヲ行フコトヲ委任スルコトナリ。

国家カ団体ヲ自己ノ概テトシテ利用スルコトハ其ノ団体カ自己ト全一ノ目的ヲ有スルコトヲ公認スルモノニシテ又ソノ公法人タルコトノ一標識トナスヲ得ヘシ。

以上ハ通常公法人ニノ見ルコトヲ得ヘキ特色ニシテ、之レ等ノ中何レカ一ツヲ具フルモノハ以テ其ノ或ル程度ニ於テ公ノ性質ヲ有スル知ノ法人タルコトヲ証明スルモノトナスヲ得ヘク、ソノ意味ニ於テ之レヲ公法人ト云フコトヲ得ヘシ。

然レモ凡テノ公法人ハ一面ニ於テハ私的法人タル性質ヲ有スル一

ハ国家夫レ自身ニ付キテモ其ノ公私ノ両方面ヲ區別スル要スルニヨリテ知ルコトヲ得ヘク、從テ或ハ法人カ公法人ナリト云フモ敢テ其ノ法人ノ凡テノ生活行動カ悉ク公的性質ヲ有スト云フニアラス。一面ニ於テハ公法人ハ一般臣民ト等シク私人ノ地位ニ立テテ国家ノ一般統治權ニ服従スルモノナリ。一般ニ於テハ私法人又ハ一人トシテモ、其ノ国家ノ一員トシテノ地位ニ於テハ公的性質ヲ有スルコトハ前述ノ如シ、從ツテ畢竟スルニ法人ノ公私ヲ區別スルハ只タ程度ノ差異ニシテ、判然タル區別ノ標準ヲ定ムルヲ得ヘキモノニアラザルナリ。

此故ニ各種ノ法律命令ニ於テ公法人又ハ私法人ト云ヘルモノヲ如何ナル団体ヲ指示スルカハ必ラスシモ以上述フル知ノ標準ヲ以テハ之ヲ定ムルコトヲ得ス。法律ハ通常各例ノ場合ニ於テ其ノ法律ノ所謂公共団体ハ何ヲ意味スルカヲ指示スト虽モ、斯ノ如キ指定ナキ場合ニ於テモ其ノ法律ニ所謂公共団体ノ何タルカハ各法律ノ精神ニ從

テ解スヘク多クノ場合ニハ法律ハソノ公的性質ノ持ニ顯著ナルモノ
ノミヲ意味スルヲ通常トス。

第一、公法人ノ種類

公法人ハ之ヲ通常ニ種ニ區別ス。地方団体 (Kommunalverband) 公共組合 (öffentlich-gemeinnützige Anstalt) 官公營造物法人 (öffentlich-rechtliche Anstalt mit juristischer Persönlichkeit) ナリトス。

公共組合ハ民法ニ所謂社団法人ニ該当ス。公ノ營造物法人ハ其ノ所謂財団法人ニ該当ス。故ニ或ハ之ヲ公ノ社団法人及ヒ財団法人ト云フコトヲ得ヘシ。

二、地方団体、或ハ地方自治体

地方団体ハ領土団体ノ一種タルコトニ於テ國家ト性質ヲ分シウ
ス。領土団体ノ本質ハ一定ノ地域ヲ以テ団体成立ノ基礎トナシ。

其ノ地域内ニ在ル人民ハ其ノ地域内ニ在ルコトノ事實ニヨ
リテ当然其ノ団体ノ権力ニ服従スルヲ要スルコトニアリ。領土権
ノ法律上ノ性質ニ對テハ嘗テ一語セリ。領土権ノ消極的ノ効果
ハ其ノ領土内ニ在ル人民ニ對シテ統治ノ権力ヲ有スルニ
アリ。其ノ消極的ノ効果ハ自己ノ意思ニ反シテ他ノ若シキ其
ノ地域内ニ行ハルコトヲ許サハルコトニ在リ。地方団体ハ斯ノ
如キ意味ニ於ケル領土権ヲ有スル団体タルコトニ於テ國家ト其ノ
性質ヲ合シウスルモノニシテ地方団体ハ若シキ領域ヲ有シ、其
領域内ニ於テハ自己ノ意思ニ反シテ相對立スル他ノ団体ノ権力ノ
行ハルコトヲ許サス。又其ノ領域内ニ存在スル人民ハ其
本來ノ住民タルト否トテ問ハズ其ノ存在ノ事實ニヨリテ當然ニ其
団体ノ権力ニ服従スルナリ。地方団体ノ領土権カ國家ノ領土権ト
異ル如ク國家ハ自己ノ力ニ基キテ之ヲ固有スルモノナリニ反
シテ地方団体ハ國家ノ許容ノ下ニ於テ其ノ許容セラレタル範圍内

ニ於テノミ之ヲ享有スルモノナルコトニアルノミ 即チ一ツハ本
取タリ一ハ支分取タルノ干係ニアルナリ。

II. 公共組合

公共組合ハ一定ノ人^{組合}ヨリ成ル団体ナリ。公共組合トモモ一定
ノ地域ヲ以テ其ノ限界トナスモノアリ。何某郡ノ水利組合ト云ヒ
某市ノ商業會議所ト云フカ如キ其例ナリ。然レモ公共組合ノ地域
ニ対スル干係ハ全ク地方団体カ其ノ領域ニ対スル組合トハ異リ組
合団体ニアリテハ地域ハ只々組合員タルヘキモノノ資格ヲ定ムル
原因タルニスキス。其ノ地域内ニアルレテノ人民カ当然組合ノ一
員トナリ組合ノ権力ニ服従スルニハマラス。公共組合ハ一定ノ組
合員ノミヨリ組織セラレソノ権力ハ又々組合員ニ対シテノミ行
ハルモノナリ。
組合員ハ或ハ任意ニ之レニ加入スルニヨリ、或ハ法律上ノ強制
ニヨリテ法律上当然組合員トセラレ、コトニヨリテ其ノ組合ノ一

員トナリ其ノ権力ニ服従スルモノニシテ如斯加入干係アラザレハ
其ノ団体ノ一員タル資格ヲ失スルコトナク、被テ其ノ権力ニ服従
スルコトナシ。

III. 公ノ營造物法人

公ノ營造物法人ハ民法ノ語ヲ以テ云ヘハ財団法人ノ性質ヲ有ス
ルモノナリ。財団法人トハ區別ニ対シテハ本説一ナラス。法人
擬制説ヲ取ルモノハ財団法人ハ財産ノ集合カ法ニヨリ権利主体トセラ
レタルモノトナストモ、斯ノ如キ説明ハ全ク之ヲ維持スルヲ得
ス。凡テノ法人ハ皆人類ノ団体ナラザルナク、財団法人トモモ人
類ノ団体ナルコトニ於テハ社団法人ト異ルコトナシ。法人格ヲ
認めルハ常に利益ノ主体ノ存スルヲ前提トスルモノニシテ而シテ
凡テノ利益ハ常に人類ノ利益ナラザルナク、財産ソレ自身カ利益
ノ主体ナリト云フハ全ク不通ノ論ナリ。又近時ノ學者ハ又社団法人
財団法人ノ區別ヲ以テ社団法人ニアリテハ其ノ目的ヲ遂行スルノ意思カ

団体自身ノ内部ヨリ定ムルニ及シテ財団ニアリテハ其ノ目的ハ団体以外ノモノノ意思ニヨリ定マリ、ソノ意思ニ從ヒテ其ノ事業ヲ行フモノナルコトニアリトナスモノナリ、(Purposes) 然レモ団体負ノ全体カ自ラソノ目的ヲ定メ、自ラソノ最高ノ意思概テタルコトハ只々社団ノ通常ノ性質タルニ止マリ必ラスシモ凡テノ社団ニ共通ナル性質ニハアラス、例ハ日本銀行ハ株式会社ニシテ社団ノ一種ナレトモ日本銀行ノ目的ハ社負ノ自ラ定ムル知ニアラスニテ國家カ日本銀行ヲ以テ之ヲ定メ、其ノ概テタル總裁、副總裁ハ國家カ之ヲ任命スルナリ

水利組合ノ如キモ明ニ公共組合ノ性質ヲ有シ、即チ社団法人ニ屬ストモモ、ソノ最高概テタル管理者ハ國ノ官吏タル郡長ソノ地位ニ當リ、社負自ラ其ノ最高意思ヲ決定スルニアラス、社団ト財団トノ異ル知ハ思フニ社団ハ一定ノ範圍ノ団体負ヲ有シ、法人ノ人格ハ之等ノ団体負ノ利益ノ高メニ認メラル、モノニ及シテ財団

法人ハ斯ノ如キ一定ノ団体負ヲ有セス、ソノ法人ノ人格ハ寄附者ノ永続目的ノ為メニ認メラル、コトニアリ、社団法人ニアリテハソノ人格ノ存スル所以タル人類カ何時ニ団体ヲ組織スル構成分テタルニ及シテ財団法人ノ人格ハ寄附者ノ利益ノ高メニ認メラル、而シテ寄附者ハ其ノ団体ノ組織ノ外ニ存ス、之レ兩者ノ區別ノ存スル所以ナリ、寄附者ハ特定ノ目的ノ存スルカ為メニソノ財産ヲ提供シテ之ヲ一人トシテノ自己ノ事業トハ分離シテ自己ノ死後ニ於テモ永ク全一ノ目的ニ供セラル、コトヲ担保スル高メニ自己ノ一身トハ離レタル独立ノ権利主体ヲラシムルナリ、法ハソノ独立ノ人格ヲ認ムルコトニヨリテ寄附者ノ意思ニ永続的ノ効力ヲ認メ其ノ死後ニ於テモリノ意思ノ有効ニ実行セラレコトヲ担保ス、只寄附者ハ社団法人ノ社負トハ異リテ只法人ノ事業經營ノ高メニソノ手段ヲ提供スルニ止マリ法人ノ成立ト共ニ自ラハ法人組織ノ外ニ立テ之ヲシテ独立ニソノ事業ヲ行ハシムルナリ

財団法人の目的は事業の国家的事業たるモノハ即ち公
法上の官造物法人ナリ、我國法上官造物ト云フハ通常國家又ハ地方
団体ノ事業トシテ經營セラル、モノヲ意味ス。各種ノ官立、公立奉
救、病院、鉄道、郵便、電信等、如キ何レモ^皆國家又ハ地方団体ノ事
業ニシテ之レカ爲メニ獨立ノ法人格ヲ認メラシム、コトナク、權利主
体タルモノハ常ニ國家又ハ地方団体自身ナリ、官造物法人ハ只之等
ノ事業ノ爲メニ國家又ハ地方団体ヨリ高レテ獨立ノ法人格ヲ認メラレ
タル場合ニ於テ^ミ存ス、例ハ帝國大卒カ獨立ノ法人タル資格ヲ
與ヘラレダリトセハ以テ官造物法人ノ一例トナスヲ得ヘシ、國家カ
之等ノモノニ對シテ獨立ノ法人格ヲ認ムルハ或ハ其ノ事業ノ獨立ヲ
担保シテ政府及ヒ議會ノ干渉ノ他所ニ立タシムルカ爲ナルコトアル
ヘク、或ハ一般人民ノ寄附ヲ勸誘スルカ爲メニスルコトアルヘシ、
現在ニ於テハ我國法上官造物法人ノ性質ヲ有スルモノハ殆^ト其ノ
例ヲ見ス、只々官幣社、國幣社等ノ神社ハ又ハ從來久シク權利主体

タルコトヲ認メラレ土地ノ他ノ財産ヲ所有スルコトヲ得、而シテ
其ノ事業ハ我國有ノ歴史ニ基キテ常ニ公ノ作用ト見做サレ、其ノ管
理者タル官司ハ國家ヨリ任命セラレ官吏ヲ以テ待遇セラル、モノナ
ルヲ以テ恐ラクハ公ノ官造物法人ト見ルヲ正當トナスヘシ。
第三、私公法ニ於ケル各種ノ地方団体
地方団体ハ一般行政組織ノ系統ノ一部ヲナスモノト特殊ノ目的
ノ爲メニ存立スルモノト、二種ヲ大別スルコトヲ要ス、前者ハ之ヲ
普通地方団体ト云ヒ、后者ハ之ヲ特別地方団体ト云フ、前者ニ屬ス
ルモノハ殖民地ヲ指シ一般内地ニ就キテ云ハハ府縣郡、市町村、東
京、大坂、京都、三市ニ於ケル区、北海道及ヒ北海道ニ於ケル区
町村ナリ、后者ニ屬スルモノハ郡組合、町村組合及ヒ一般市町村内
ニ於ケル区之レナリ
一、普通地方団体ハ國ノ行政組織ノ系統ヲナセルモノニシテ一般内
地ハ北海道ヲ除キテ先ツ府ト県トニ區別セラル、府縣ノ數ハ現時ニ

於テハ三府四十三県ナリ。府県ハ更ニ郡及ビ市ニ区劃セラレ。郡ハ更ニ町村ニ区劃セラレ。市及ビ町村ハ最下級ノ区劃ナルヲ通常トヤセトモ。東京々都大坂ノ三市ニ於テハ其ノ下ニ更ニ区アリ、区ヲ以テ最下級ノ行政區劃トナス。府県郡市町村及ビ区ハ何レモ國ノ行政區劃ヲタルト共ニ各独立ノ法人トシテ財産ヲ有シ。自己ノ費用ヲ以テ公共事務ヲ処理スルノ権ヲ認メラレ、モノニシテ即チ公法人ノ性質ヲ有スルモノナリ。

府県ニハ府県制ヲ施行セラル。府県ノ公法人タル性質ハ必ラスンモ府県制施行ニ始マリシモノニアラス。明治十一年ノ府県令現則ノ施行ノ后ハ府県ハ已ニ久シク独立ノ法人タル性質ヲ認メラレ、其ノ自治権ヲトシテ府県令ヲ有シタルモノニシテ府県制ハ又々法人タル性質ヲ確認シソノ組織ヲ新ニセンモノニスオス。府県制ハ明治二十三年ニ始テ制定セラレ各府県ノ準備ナルニ從テ漸次各府県ニ施行セラレ。明治三二年ニハ更ニソノ全部ヲ改正シタリ。今日ニ於テハ全國ノ

各府県ハ河レモ府県制ノ下ニ存ス。

郡ハ府県ト町村トノ中間ニアル地方団体ニシテ郡制ヲ施行セラル。郡制施行前ハ郡ハ單純ナル行政區劃ニスキナリシヲ。郡制ニヨリテ初チ法人タル性質ヲ得ケルナリ。郡制ハ府県制ト共ニ初テ制定セラレ又明治三二年ニハ府県制ト共シテ其ノ全部ヲ改正セリ。只郡制ハ今日ニ於テ沖繩県ニ施行セラレヌ。

市及ビ町村ハ一級府県ニ於ケル最下級ノ地方団体ナリ、而シテ市制ノ施行ヲ施行セラル。市制町村制ハ明治二一年四月ノ制定ニ係リ翌明治三二年ヨリ漸次ニ各地方ニ施行セラレ。明治四十四年ニハ更ニ其ノ全部ヲ改正シタリ。

市町村制施行前ニ於テ之ニ相當スヘキ最下級ノ地方區劃ハ区及ビ町村ノ名ヲ有シ。区町村ハ恰モ府県ト共シク不明瞭ナル法人タル性質ヲ認メラレ、ソノ自治権ヲトシテハ区町村会ヲ有シ居ルモノニシテ、市町村制ハ從來ノ之ヲ統合シ、或ハ変更ヲ加フヘトナヤレ

テソノ名称ヲ市ト改メ、而シテ從來ノ町村ハ之ヲ新制ノ下ニ於ケル
町村トナシケルモノナリ、今日ノ市町村ハ特ニ廢置分合ニヨリテ新
ナル市町村ノ作ヨレタル場合ノ外ハ旧法ノ下ニ於ケル市町村団体ノ
継続セルモノニ外ナラス。

市ト町村トハ若シク其制度ヲ異ニス、町村ハ郡ノ區域ノ一部ヲナ
シテ郡長監督ノ下ニ立ツニ反シテ市ハ全ク郡ノ外ニテ直接ニ府
県知事ノ監督ノ下ニ立ツ、其ノ機干ノ組織ニ付キテモ亦多少ノ差異
アリ、此實ニ村キヲハ行政組織法ノ章ニ於テ述フヘシ。

市町村制ハ北海道ノ外原則トシテ内地ノ凡テノ地方ニ施行セラレ
ルモノナレトモ、又ダ沖繩県及ヒ勅令ニヨリテ指定セラレタル島嶼
地ニハ之ヲ施行セス、沖繩県ニ於テハ沖繩県区制及ヒ沖繩県及ヒ島嶼
町村制ノ規定アリ、鹿兒島県大島、長崎県対馬ニモ之ヲ施行ス、之
等ノ区及ヒ町村ハ一般市町村トハソノ制度ヲ異ニスト虽モ、商公法
人トシテ最下級ノ地方団体ケル性質ヲ有スルコトニ於テ合シ。

之ニ反シテ沖繩県及ヒ島嶼町村制ヲモ施行セラレザル島嶼地ハ今日
ニ於テモ尚^{明治十一年}村郡区町村編成法ノ下ニ支配セラレ、モノニシテ地方団
体ケル性質ヲ有スルコトナシ。

東京京都大坂ノ三市ニ於テハ市町村制施行前ヨリ教区ニ区劃セラ
レ独立ノ法人トシテ持別ノ財産ヲ有シ公民事務ヲ処理スルモノナリ
シコ、市町村制施行ノ際之等ノ三市ニ付キテハ尚木條未ノ区ヲ有ス
ルコトヲ規定シ而シテ其ノ区ハ市ノ下ニ於テ一般公民事務ヲ処理ス
ルモノトセラレタリ、即チ之等ノ各区ハ市制施行以前ヨリ引續キ今
日ニ於テモ法人ケル性質ヲ有スルモノナリ。

北海道ニハ北海道会法及ヒ北海道地方費法ヲ施行セラレ、之等ノ
法律ハ明治三十四年ノ制定ニ係リ今年四月一日ヨリ施行セラレタル
モノニシテ之ニヨリテ北海道ハ初テ一ツノ公法人トシテ自己ノ費用
ヲ以テ其ノ公民事務ヲ処理スルノ权限ヲ得、ソノ自治機干トシテハ
道内ノ各選挙区ヨリ選挙スル北海道会ヲ有スルニ至レリ、法律ニハ

北海道ノ法人タルコトヲ明言セスト虽モ北海道地方税及ニ其ノ他北海道地方費ニ屬スル收入ヲ以テ明ニ國ノ收入ト區別シ地方費ニヨリテ支弁スル行政ヲ以テ明ニ國家ノ行政ト區別シ、之ヲ大議院干トシテ北海道会ヲ設ケルニヨリテモ其ノ獨立ノ能力ヲ認メタルモノナルコトハ疑ヲ容レズ、

北海道ノ下ニ於ケル下級地方団体ハ區及ヒ町村ナリ、區ニハ北海道區制ヲ施行セラル、略ニ一級府県ノ市ニ相当スヘキモノナリ、町村ニハ北海道一級町村制又ハ北海道二級町村制ヲ施行セラル、多少其制度ヲ異ニシ自治權ノ範圍モ亦一級府県ノ町村ヨリ狭シト虽モ等シク公法人ニシテ最下級ノ地方団体ナリ、此ノ他ニ商會公法人タル性質ヲ有セス、旧來ノ郡區町村編制法ノ下ニ支配セラル、町村モア

特別地方団体ハ國ノ行政組織ノ系統ニ屬セス、特殊ノ目的ノ爲メニ設立セラレ、モナリ、従テ又全國一律ニアラス、若地方ニ於ケ

ル特別ノ必要ニ基キテ設立セラレ、郡組合、町村組合、市町村内、區ハ之レナリ、

郡組合ハニ郡又ハ數郡ノ結合ニヨリテナル団体ニシテ、夫レ自身又一ツノ法人ナリ、ソノ組合規約ニヨリテ定メラレタル特定ノ事務ヲ公共処理スルコトヲ目的トス、郡制ニヨレハ郡組合ノ設立ハ千係アル郡参事會ノ意見ヲ徴シ、府県参事會ノ決議ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府県知事ニテ決定ス、

町村組合モ亦郡組合ト同シクニ以上ノ町村カ公共ニソノ事務ヲ処理スルカ爲メニ相結合スルコトニヨリテ成ル団体ナリ、町村組合ハ或ハ町村一切ノ事務ヲ公共処理スルコトヲ目的トスルモノアリ、通常之ヲ稱シテ町村全部組合ト稱ス、此ノ場合ニハ町村組合ハソノ目的トスル事務ヲ処理スル上ニ付キテ恰モ一町村ト異ンコトナシ、以テ町村ノ財産処分ニ付シテ恒議院ハナル爲メニ町村ノ合併ヲナスヲ得ヤル場合ニ於テ法律ハ尙ホ各町村カ各獨立ノ法人トシテ獨立ニ其

、財産ヲ有シ只々組合ニヨリテ完全ニソノ事務ヲ処理スルコトヲ許セルナリ

町村組合ノ通常ノ場合ハ只持主ノ事務ノミヲ完全処理スルコトヲ目的トスルモノニシテ之ヲ町村ノ一部組合ト称ス。町村一部組合ハ各種ノ目的ノ爲メニ行ハル、ヲ得ヘシト虽モソノ尤モ普通ナルハ小卒族ノ設立及ニ維持ニ于スル事務ヲソノ完全目的トナスモノニシテ之ヲ町村本枝組合ト称ス。

町村組合ノ外ニ新市町村制ニハ又市町村組合ヲ認ム。市町村組合ハ市ト町村トノ結合ニヨリテナルモノニシテ其ノ性質ニ於テハ町村組合ト異ル知ナシ。

市町村ハ一概ニハ最下級ノ地方団体ニシテ東京、京都、大坂、三市ノ外ハ市町村内ニ更ニ下級ノ地方団体アルヲ認メス。市町村ノ区域広キモノハ行政ノ便宜ノ爲メニ之ヲ区ニ別ツコトヲ許セリト虽モ之等ノ区ハ只市町村ノ行政区劃ニスキスレテ法人ニハアラス、区長

及ヒ其ノ代理者莫クモ他ノ吏員ハ何レモ区ノ概干ニアラスレテ市町村ノ概干タルモノナリ。然レモ市町村制ニハ之カ変例トシテ市町村内ノ区ニシテ法人ノ性質ヲ有スルモノノ存在ヲ認メタリ。法人タル区カ法律ノ認ムル知タルハ只旧來ノ歴史ニ基クモノニシテ、即チ市町村制施行ノ前ニ於テ已ニ区町村ノ一部者ニ於テ特別ノ財産ヲ所有シ慣習上权利主体トシテ認メラレタルモノアリ。又市町村併合ノ場合ニ於テ其ノ財産知分ニ付キテノ恒設整ハサルカ高クニ旧來ノ町村所有財産ニ付キテ其ノ併合後ニ於テモ尚本新市町村ノ一區トシテ財産权ノ主体ケルコトヲ認ムルノ必要アルコトアリ。

法人タル区ノ存在ヲ認ムルハ新ノ如キ必要ニ基クモノニシテ法律ハ三等ノ場合ニ於テ其ノ权利ヲ排シテ之ヲ新市町村ニ帰セシムルハ不穩当ナリトシテ尙本ニテ其ノ旧來所有シ居ケル財産及ヒ營造物ヲ維持スルノ限度ニ於テハ尙本之ヲ以テ引續キ权利主体ケラレシタルナリ。是故ニ之等ノ法人タル区ハ東京、京都、大坂三市ノ区ト

ハ着コク其ノ性質ヲ異ニシテ其ノ権利能力ノ範圍ハ又タ其ノ従未有
シタル財産及ニ營造物ヲ維持管理スル限度ニ於テノミ認テラレ

第四 我國ニ於ケル各種ノ公共組合

凡テノ地方団体ハ當然公法人ノ性質ヲ有スルニ反シテ社団法人ニ
付キテハ其ノ私法上ノ法人ナルカ又ハ公共組合ナルリハ必ラスシモ
明瞭ナラス多クノ社団法人ハ或ル程度ニ於テハ公ノ性質ヲ有シ、從
テ其ノ限度ニ於テハ之ヲ公法人ト稱スルヲ得ヘキモノアリト雖モ法
律ハ之ヲ公法人ト認ムルコトナリ、一般ニハ私法人ト會ヘテ取扱ヲ
ナセルモノアリ、我現行國法ニ於テ法律カ明ニ其ノ公法人ナルコト
ヲ明言スル社団法人ハ水利組合、北海道土巧組合、土ルノミ、庶レモ
其ノ外商業會議所、農會、耕地整理組合及ニ多クノ企業組合ハ或ル
程度ニ於テハ公的性質ヲ有シ、其ノ限度ニ於テハ公法人ト稱スルコ
ト得ヘシ

工 水利組合

水利組合ハ一定ノ地域内ニ於ケル水利土功ニ于スル事業ヲ目的ト
スル社団法人ニシテ普通水利組合及水害予防組合ノ二種ニ分タレ、
前者ハ灌漑・排水ニ于スル事業、后者ハ水害予防ニ于スル事業ヲ其
目的トシ、其ノ地域内ニ於ケル土地所有者等ヲ其ノ組合員トナスモ
ナリ、

之等ノ事業ハ元來府縣其他ノ地方団体ニ於テ行フヲ本則トスル、
モノナレトモ、其ノ利益干係ノ及フヘキ地域ハ必ラスシモ地方団体
ノ區域ト一致セリルヲ以テ場合ニヨリ特ニ此ノ目的ノ爲メニ組合ヲ
設立スルナリ、水利組合ハニ以上完全ニ事業ヲナスカ漸クニ聯合會
ヲ組織スルコトヲ得、水利組合ノ聯合モ亦公法人ナリ、(明治四十年
法律第五十号、水利組合)

II. 北海道土巧組合

北海道ニ於ケル一定ノ地域内ニ於テ農業上必要ナル道路・橋梁
用水・排水・堤防等ヲ施設維持シ、又ハ農業上ノ有害物ヲ除去シ、

スハ予防スル爲メニ設立スル組合ナリ。(明治三十五年法律第十二号
北海道土功組合)

Ⅲ. 耕地整理組合

土地ノ農業上ノ利益ヲ増進スル目的ヲ以テ一定ノ地域内ニ於ケル
土地ノ交換、分合、開墾、地目交換等ヲナスコトヲ主クシテ目的トス
ル社団法人ニシテ其ノ組合員タルモノハ其ノ地域内ニ於ケル土地所
有者ナリ。(明治四十二年法律第三十号耕地整理法)

Ⅳ. 商業會議所

市ノ区域内ニ於テ商工業ニ于テ一定ノ資格ヲ有スルモノヨリ組
織シ、商工業ノ発達ヲ計ルヲ目的トスル社団法人ナリ。(明治三十五年
法律第三十一号商業會議所法)

Ⅴ. 農會

農會ハ市町村農會、郡農會、府縣農會及北海道農會ノ各種アリ
テ市町村農會ハ其ノ区域内ノ耕地、牧場又ハ原野ノ所有者及ヒ農業

者ヲ以テ組織シ、郡農會ハ郡内ノ町村農會ヲ以テ府縣農會及北海道
道農會其ノ区域内ノ郡農會及ヒ市農會ヲ以テ組織シ農事ノ改良発達
ヲ計ルヲ目的トシ、(明治三十二年法律第一〇五号農會法、明治三十八
年勅令第二二五号農會令)

Ⅵ. 企業者組合

全一ノ職業ヲ行フモノカ企業者同ノ共益ノ利益ヲ達メ弊害ヲ除ク
カ高メ共益ニテ組合ヲ組織スルコトハ各種ノ職業ニ就キテ其例多
シ、之等ノ組合ハ或ハ全ク法人格ヲ有セザルモノアリ、ソノ法人格
ヲ認めザルモノト雖モ多クハ只企業者ノ自由意思ニヨリテ設立セ
ラル、モノニシテ純然タル私法人ニスキスニテ公法人ノ性質ヲ有セ
サルモノナリ、然レモ法律ハ種々ノ企業組合ニ付テ或ハ其ノ設立
ヲ強制シ、或ハ企業者ノ一部ノ発起ニ基キテ其ノ地ノ企業者ヲシテ
其ノ意思ニ反シテ当然組合員タラシメ、或ハ特別ノ公ノ権能ヲ認め
ル等或程度ニ於テ其ノ公的性質ヲ認ムルモノナリ、如斯公的性質ヲ

有スル企業者ノ組合ノ著シキモノハ重要産物企業組合法ニヨリテ設立セル企業組合及ヒ其ノ聯合会、漁業組合法ニヨリテ設立セル漁業組合及ヒ其ノ聯合会、漁業法第二ニ条ニヨル水産組合、産牛馬組合法ニヨル産牛馬組合等ナリ。

以上ノ外尙ホ支那在留帝國臣民ニヨリ組織セラレ、居留民団アリ。居留民団ハ外國ニ於テ帝國臣民カ多数相集リテ居住スル場合ニ於テ其ノ一般公共ノ利益ヲ達スルカ爲メニ設立スル団体ニシテ一定ノ地域ヲ限リ其ノ地域内ニ居住スル帝國臣民ノ全體ヲ以テ組織スルモノナリ、其ノ一定ノ地域ヲ基礎トスル団体ナレドモ、及ヒ其ノ目的カ特殊ノ事業ニ限ラレシテ一般公共ノ利メニスルコトナルニ於テ頗ル地方団体ニ近キ性質ヲ有ストモ尙ホソノ地域内ニ居住帯在スルコトニヨリテ当然其ノ效力ニ服スルニアラヌシテ其ノ地域内ニ居住スル帝國臣民ノミヲ以テ組織スルモノナルコトニ於テハ尙ホ公民組合ナルコトヲ夫ハサルモノト信ス。

居留民団ハ支那ニ於ケル各居留地ノ外ニ曰韓國ニ於テ設立セラレ、朝鮮併合前ニ於テモ尙ホ繼續シテ其ノ存続ヲ認メラレタリシカ大正二年ニ於テ廢止セラレタリ。

專管居留地、殆ント日本ノ行政权ノミ行ハレ其ノ行政权ノ大部分居留民団ニヨリテ行ハル、ヲ以テ内地ノ地方団体ト相似タリ。

其他居留地

日本銀行横濱正金銀行南滿洲鐵道會社東洋拓殖會社等政府自ラ設立委員ヲ設ケテ其ノ設立ノ準備ヲナシシノ其ノ理事概テタル總裁副總裁等モ亦政府自ラ任命スル知タル種々法人ニ付キテハ其ノ公法人ナリヤ私法人ナリヤニ付キテ爭アリ、主事法人ハ其ノ一方ニハ設立、組織、監督等ニ於テ等シク私法人ト異ナリ、其ノ目的トスル事業ニ於テモ公益ト重大ノ關係アルコトハ勿論ニシテ、此ノ限度ニ於テ其ノ公的分子ヲ包含スルモノナルコト

トハ疑ヲ容レスト虽モ一方ニハ之等ノ法人ハ何レモ官利ヲ目的トスル株式会社ノ性質ヲ有シ而シテ官利ヲ目的トスル事業ハ一概ノ法律思想ニ於テハ反令國家自ラ之ヲ行フ場合ト虽モ國家ノ私經濟的行爲ト見做シ公ノ权力ノ發動トナサ、ルモノナルヲ以テ此意味ニ於テハ私法人ナリトナスヲ正当トナスハシ、其ノ何レノ見解ヲ取ルヲ事際上ノ向題トシテハ強キ反對アルニアラズ、

第五、公法人ト國家トノ關係、

公法人ハ公ノ事務ヲ其ノ存立ノ目的トナスモノナルヲ以テ國家ニ對シ私法人ト異リケル特別ノ關係ニ立ツモノナリ、公法人ノ國家ニ對スル特別ノ干渉ハ之ヲ五點ニ分ワコトヲ得

- 一、其ノ設立變更及ニ解散ニ于テ常ニ國家ノ干渉ヲ受マレ
- 二、其ノ組織法人國家ノ法律ニヨリ定メラレ公法人自身ハ只其法律ノ認ムル範圍内ニ於テ其ノ規定ヲ作ルコトヲ得ル
- 三、私法人ノ普通有セザル特別ノ公ノ権限ヲ認メラル、コト、

IV 私法人ノ通常有セザル特別ノ公ノ義務ヲ負擔スル

V 其ノ事務ノ執行ニ于テ國家ノ特別ノ監督ヲ取スル

一、公法人ノ設立

私法人ニアリテハ法人ノ設立ハ概テ団体員ノ自由意思ニヨルヲ原則トスルニ反シテ公法人ニアリテハ之ヲ個人ノ自由意思ニ放任スルコトナク、多少ノ度ニ於テ國家カ必ラス之ニ干渉ス、就中地方団体ニアリテハ國家カ自ら其ノ団体ノ地域ヲ定メ、ソノ地域内ノ住民ハ当然ソノ団体ノ一員トセラレ、只其ノ區域ヲ變更スル場合ニ於テ利害干渉アル地方人ヲシテ其區域ノ確定ニ參與スルヲ得セシムルノミ、

公天組合ニマリテハ地方団体ト異リ、多クノ場合ニ於テ國家ノミ、意思ニヨリテ之ヲ設立スルコトナリ、或程度ニ於テハ組合員タルハヤモノノ意思モ亦其ノ設立行前ノ一要素タルヲ通常トナスト虽モ尚ホソノ設立ニハ或ル程度ニ於テ必ラス國家ノ意思ノ之ニ加ハルヲ要ス、毫モ國家ノ意思ニヨラスシテ組合員ノ自由意思ニヨリテ私

ニ設立スルハ之アルヲ得ス、
 尤モ多ク場合ニ於テハ法律ハ先ツ一定ノ標準ヲ以テ組合員タルハ
 千モノノ資格ヲ定メ其ノ資格ヲ有スル者ノ中一部分ノ者ノ收議ヲ以
 テ組合ノ設立ヲ決議シ、官廳ノ許可ヲ得タルトキハ組合ハ即チ成立
 シ法律ニヨリ組合員タルハキ資格ヲ定メテレタルモノハ之ニ合意ス
 ルト否トヲ向ハス法律上当然ニ其ノ組合員タリ、通常ニテ半額制組
 合ト云フ、時トシテハ關係者ノ意思如何ヲ係ラス國家ノ意思ノミニ
 ヲリ設立セラレハ、コト之レ無キニアラス、國家ハ自ラ創立委員ヲ設
 ケ設立ノ準備ヲナサンノ創立委員ハ組合ノ定款ヲ定テ官廳ノ認可ヲ
 申請ス、官廳ノ認可アリタルトキハ組合ハ即チ成立シ法律ニヨリテ
 其ノ組合員タル資格アルモノハ当然ニ組合員トナル、普通ニ之ヲ強
 制組合ト稱ス、干係者ハ絶対ニ之ヲ設立スルト否トヲ決定スルノ自
 由ヲ失ハラレサルモノナレハナリ
 最近ニ或種ノ組合ニアリテハ其ノ設立ヲ以テ組合員タルハキモノ

ノ自由意思ニ任シ只其ノ設立ニハ國家ノ認許ヲ受ケルヲ必要ナラシ
 ムルニ止ルモノアリ、之ヲ任意組合ト稱ス、此場合ニ於テハ組合ノ
 設立及ヒ加入ハ全ク自由意思ニ基クモノニシテ只々其設立行爲ヲ完
 成スルニハ國家ノ同意ヲ要スルノミ、
 公法人ノ変更又ハ解散ニ付キテモ法人自身ノ任意ニ之ヲナスイフ
 許サス、或程度ニ於テハ必ラス國家ノ干渉ヲ要ス、
 法人ノ変更トハ団体ノ法律状態ニ変更ヲ来シ而シ其ノ人格ハ全ク
 ノ人格トシテ継続スルヲ云フ、地方団体ニ付キテ云ハハ名称ノ変更
 境界ノ変更、町ヲ変シテ村トナシ、又ハ村ヲ變シテ町トナシ、又ハ
 町村ヲ變シテ市トナスノ類ナリ、之等ハ何レモ或程度ニ於テハ干係
 アル地方人民ノ之ニ參與スルコトヲ許ササルト雖モ而モ其ノ決定ハ
 常ニ國家ノ意思ニヨルヘキモノトセラレ、
 公共組合ニ付キテ云ハハ其ノ変更ノ最モ著シキモノハ其ノ定款ノ
 変更ナリ、定款ノ変更モ法人ノ任意ニナスコトヲ許サス、少クトモ

國家ノノ認可ヲ受アルコトヲ要ス。時トシテハ法律ハ法人ノ意思ニ
 反シテ國家ノ單意ニヨリテ定款ヲ變更シ得ヘキコトヲ認ムルヲアリ
 公法人ノ消滅原因ニ付キテハ普通地方団体ハ全クソノ任意ノ解散ヲ
 許サス。地方団体ノ消滅ハ只ソノ地域カ或ル他ノ地方団体ノ地域ニ
 編入セラレ、場合ニ於テノミ行ハルノミ、(但シ法律ヲ以テ一撤地方
 制度ヲ改定スルニヨリテ或ル階級ノ地方団体ノ全部ヲ廢止スル場合
 ヲ除ク)

他ニ編入スルコトナク独立ニ特定ノ普通地方団体ヲ廢止シテ其ノ
 地域ヲ無所屬地トシテ存スルコトハ許スヘカテアル如ナリ。

普通地方団体ノ組織ニハ合併(ニ以上ノ団体ヲ合シテ一団トナス
 コト)編入(一団体ヲ廢シテ他ノ一団体又ハ教団併ノ區域ニ組ミ入
 ルコト)分割(一団体ヲ分チテニ以上ノ団体トナスコト)ノ各種
 ノ場合アリ、何レモ國家ノ行爲ニヨルモノニシテ只々或程度ニ於テ
 干係者ノ之ニ參決スルコトヲ許サレ、ノミ、

公共組合反ニ特別地方団体ノ消滅ハ其ノ解散ニヨルモノニシテ、
 其ノ解散ハ或ハ団体自身ノ意思ニ基キテ行ハル、コトアリ、或ハ專
 ラ國家ノ意思ニヨリテ行ハル、コトアリト虽モ其ノ任意解散ノ場合
 ニアリテモ少クモ國家ノ認可ヲ得ルコトヲ要シ、団体ノ決議ノミ
 ニヨリテ無條件ニ解散スルコトヲ得ヘキモノニアラス

II. 公法人ノ組織

公法人ノ組織ヲ定ムルノ規定ハ之ヲ団体ノ構成法又ハ組織法ト云
 フコトヲ得、団体ノ組織法ハ私法人ニアリテハ定款又ハ章程行爲ニ
 ヲリテ任意ニ之ヲ定ムルヲ許ス、反シテ公法人ニアリテハ國家ノ法
 律ヲ以テ直接ニ之ヲ定メ団体自身ノ自由決定ノ余地ヲ存スルコト甚
 ダ狭キヲ通常トス、法律ハ只々或範圍ニ於テ組合ノ定款又ハ地方団
 体ノ条例ニヨリテ或ル事項ニ付キテ特別ヲ設ケルコトヲ許シ、又ハ
 細密ノ事項ニ付キテ規定スルコトヲ許スニ止マル

III. 公法人ハ私法人ノ有スルヲ得サル特別ノ公ノ效力ヲ認メラル、

公法人ノ有スル公ノ権力ノ範圍ハ各種ノ公法人ニヨリテ全シカラ
 ス。就中地方団体ト公共組合トニヨリテ其ノ権力ノ性質ヲ異ニス。
 公共組合ニアリテハ只組合員ニ対シテ特別ノ権力ヲ有スルニ止マリ
 組合員ハ其ノ組合ニ加入スルコトニヨリテ組合ノ特別ノ権力ニ服従
 スルモノニシテ其ノ権力ハ之ヲ稱シテ組合員權 (*memberships*
privilege) ト稱スルコトヲ得。組合員カ組合ノ命令ニ服従スルハ
 此ノ特別ノ権力關係ノ効果ニ外ナラス。

地方団体ニアリテハ之ニ反シテ其ノ権力ハ單ニ一定ノ団体員ニ対
 シテノミ行ハル、ニアラス。苟シテモ其ノ区域内ニ来リ又ハ其ノ区
 域内ニ於テ土地物件ヲ所有スルトキハ当然其ノ団体ノ権力ニ服スル
 コトヲ要スルナリ。之ニ対スル権力ノ発動ハ已ニ成立セル特別ノ権
 力ヲ保、効果ニアラスシテ統一的権力ノ発動ナリ。

地方団体ノ有スル公ノ権力ハ各団体ニヨリテ必ラスシモ一ナラス
 ト虽モ其ノ通常認メラル、モノハ主トシテ四ナリ。自主権、課稅權

公企業株式及公債權之ナリ、

(1) 自主権 (*Autonomie*)

自主権トハ公法人カ其ノ団体ノ組織及ヒ団体ト団体員トノ關係ニ
 于シテ法規ヲ制定スルノ権利ヲ云フ。又之ヲ自治立法權ト云フコトヲ
 得。

立法權トハ本来國家カ其ノ立法機關ニヨリテ行フヲ本則トナス。ト
 虽モ地方団体ハ、内部ノ事項ニ于シテハ法律ノ定ムル範圍内ニ於テ
 地方団体ヲシテ之ヲ定ムルヲ得セシムルコトアルナリ。自主権ヲ認
 メラル、ハ只々地方団体ニ限ル、公共団体モ亦規約ヲ設テ団体員ヲ
 拘束スルコトヲ得ヘシト虽モ組合ノ規約ハ法規ノ性質ヲ有スルモノ
 ニアラス、只々特別ノ権力ヲ保ニ基ク規定ニ外ナラス、尚本行政官
 廳内部ノ職務規定カ法規ニアラサルト異ナルコトナリ、已ニ成立セ
 ル特別権力ノ発動ニシテ新ナル法律ヲ保テ定ムルモノニアラサレハ
 ナリ。

四) 課税権

地方団体ハソノ経済上ノ資カヲ維持スルカ爲メニ一定ノ範圍ニ於テ公ノ権カヲ賦與セラル、ヲ通常トス、之ヲ課税権ト云フ、
課税権ハ人民ヨリ租税ヲ賦課徴收スルノ権ニシテ当然ニハ公法人ニ屬スルコトヲ以テ國家ヨリ特ニ其ノ権カヲ與ヘラレザル団体ノミカニ有ス、府県及ヒ市町村ハ共ニ其ノ権カヲ與ヘラル、ニ及シテ郡ハ課税権ヲ有セス、郡ノ費用ハ其ノ財産ヨリ生スル收入其ノ他ノ雑收入ノ外ニハ郡内ノ各町村ニ分賦シテ各町村ハ其ノ分賦セラレザル金額ヲ納付スルナリ

ハ) 公企業権

公法人ハ各種公ノ企業ヲ經營ス、ソノ企業ノ利益ノ爲メニ其ノ権カノ下ニ服スル一級人民ニ對シテ特別ノ義務ヲ課スルノ権カヲ認メラル、
公企業ノ利益ノ爲メニ認メラル、権カヲ公企業權ト稱ス、公企業

権ノ範圍ハ各団体ニ付キテ全一ナラサレトモ通常認メラル、モノハ夫役ノ現品ヲ課スルノ権及ヒ手数料使用料ヲ徴收スルノ権ナリ、
夫役ノ賦課トハ卒藝、美術、手工業、^{専門}智識技術ヲ要セザル勞力ヲ提供セシムルヲ云ヒ、現品ノ賦課トハ米穀、木材ソノ他金銀ニテラズニテ金錢上ノ價格ヲ有スル物品ヲ提供セシムルヲ云フ、夫役現品ヲ賦課スルハ道路、橋梁等公ノ設備、修築ヲナシ、防火防水ノ爲メニ警備ヲ爲ス等ノ或ル特別ノ公ノ企業ノ爲メニ勞カスハ異物ヲ必要トスル場合ニ於テ金錢ヲ以テ其ノ費用ヲ徴收スルヨリモ必要ナル勞カ又ハ異物ヲ以テ徴收スルヲ利益トナス場合ニ於テ行ハル、モノニシテ其ノ経済上ノ性質ニ於テハ租税ニ類ストモ租税ノ如ク団体ノ一級費用ニ充ツルカ爲メニスルモノニアラスニテ特定ノ公ノ企業ノ爲メニスルモノナルコトニ於テ租税ト其ノ性質ヲ異ニス

○夫役現品ヲ賦課スル権ハ市町村府県之ヲ認メラレ郡ハ之ヲ認メラレス、郡ハ只々町村ニ向ッテ課スルノ権ナリ、

手数料及ニ使用料ハ持ニ何人ノ為トニスル事務ニ対シ又官造物公
ノ企業ノ利用若シクハ使用ニ対シテソノ報償トトシテ徴収スル所
ノモノナリ 手数料使用料ノ徴収ニ付キテハ租税ノ賦課徴収ニ於テ
ルト全シク国税徴収法ノ規定ニヨリ強制シテ之ヲ徴収スルコトヲ許
スル

(二) 処罰権

地方団体ハ又一定ノ範圍ニ於テ罰則ヲ設テ自ラ之ヲ処罰スルノ権
ヲ與ヘラル、コト通常ナリ

公共組合ノ権カハ統治的権カニアラスシテ又々特定ノ組合員ニ対
シテノミ行ハル、モノナルコトハ前ニ述フルカ如ク此持別ノ権カハ
一部分ハ組合員ノ受諾ニ基キテ生シ一部分ハ法律ノ力ニ基キテ生ス
組合員ノ加入カソノ自由意思ニヨリ行ハル場合ハ自ラソノ権カニ服
スルコトヲ受諾セルモノニシテ其ノ加入カ強制セラレ、場合ニ於テ
ハ其ノ権カハ法律ノ力ニ基キテ生スルナリ

公共組合ノ有スル権カノ範圍ハ各種ノ組合ニヨリテ全シカラスト
虽モソノ指モ普通ニ認めラレ、モノハ徴収権及ヒ組合經費ノ強制徴
収権ナリ 組合ハ其ノ規約ヲ以テ組合員ニ対スル懲戒罰ヲ定メソノ
規約ニ違及スルモノニ対シテハ其ノ罰ヲ科スルノ権ヲ有スルコトヲ
ヲ認めラレ、ヲ通常トス 懲戒罰ノ限度ハ若シ法律ニ特別ノ規定ナ
キトキハ組合員カ組合員トシテ有スル権利又ハ利益ヲ剝奪若シカハ
罰限スル以上ニ出ヅルコトヲ得スト虽モ法律ハ多クノ場合ニ於テ特
ニ過怠金ヲ課スルノ権ヲ認ム

公共組合ハ又其ノ組合員ニ対シテ組合經費ヲ分賦シ之ヲ徴収スル
ノ権利ヲ有ス 此ノ権利ハ公共組合ノミナラス私法上ノ法人又ハ組
合ニテモ当然ソノ権利ヲ有スト虽モ特別ノ法律ノ規定ナキ限りハソ
ノ不納者ニ対シテ自ラ強制シテ徴収スルコトヲ得ス、只タ民事裁判
所ニ出訴シテ裁判所ノ強制執行ヲ求ムルコトヲ得ルノミ、公共組合
ニアリテハ法律ハ多クノ場合ニ於テ組合ノ権カヲ以テ自ラ其ノ強制

執行ヲナシ得ヘキコトヲ認ム。

IV 公法人ハ私法人ノ有スル能ハザル故ヲ有スルト共ニ又國家若クハ上級ノ公法人ニ対シテ特別ノ義務ヲ負担ス。國家又ハ公法人ハ自己ノ利益ノ爲メニソノ事務ノ一部ヲ公法人ニ委任シ公法人ヲシテ其ノ事務ヲ行フノ義務ヲ負担セシメ、若シクハ國家又ハ公法人ノ行フ如ノ事務ニ付キテ其ノ費用ヲ支弁スルノ義務ヲ負担セシムルコトヲ云フ。

斯ノ如キ負担ヲ称シテ自治負担 (Selbstverwaltungslasten) ト云フ。

自治負担ハ概ネ只々地方団体ニ付キテ認メラルルニ止マリ公共組合ニ付キテハソノ例甚タ稀ナリ。蓋シ地方団体ハ一般行政組織ノ系統ノ一部ヲナシ、凡テノ人民ハ若シ地方団体ニ分属スルモノナルヲ以テ地方団体ヲシテ之ヲ負担セシムルハ畢竟ソノ負担ヲ一般人民ニ分属スルノ結果ヲ生スルニ反シテ、公共組合ハ特殊ノ資格ヲ有スル組合員ヨリナリ之ニ特別ノ負担ヲ課スルハ特別ノ理

由アル外ハ不公平ナル負担ヲ課スルモノトナシ以テナリ。自治負担ハ或ハ事務ノ執行ニ付スルコトアルモノアリ。普通之ヲ委任事務ト称ス。國家又ハ上級ノ公法人ノ事務カ下級ノ公法人ニ委任セラレルモノナルナリ。或ハ之ニ反シテ此ノ事務ハ國家若シクハ上級公法人ノ概テニ於テ自ラ之ヲ執行シ只々其ノ費用ニ付キテノミ下級公法人ノ負担ニ屬シシムルモノアリ。凡テ之等ノ負担ハ法律ノ定ムル所ニヨリテ生ス。

V 公法人ハ凡テ國家ノ特別ノ監督ノ下ニ取ス。

公法人ニ対スル國家ノ監督權ハ公法人ノ事務ノ執行ニ付シテ國家カ公法人ニ対シテ有スル知ノ権力ヲ云フ。

凡テ公法人ハ自己ノ独立ノ意思ヲ有シ、自己ノ意思ニヨリテ其ノ事務ヲ遂行スルモノナリト虽モ、若シソノ事務ノ執行ニ付シテ全ク自由放任スルトキハ或ハソノ本来ノ目的ヲ誤ルノ恐レナシトセス而シテ公法人ハ公ノ行政ヲ目的トスルモノナルカ故ニ公法人カソノ

目的ヲ誤ルハ全時ニ國家ノ利益ニ反スルナリ、故ニ國家ハ或ハ範圍ニ於テ公法人ヲ指導シ、保護シ以テ之ヲシテ其ノ目的ヲ誤ラザランムルノ力ヲ有セサルヘカラス、國家カ公法人ニ對シテ斯ノ如キ特別ノ監督権ヲ有スルハ公表カ公ノ行政ヲ目的トスルコトヨリ生スル当然ノ結果ナリ

一 敵ノ私法人ニ對シテモ國家ハソノ警察権ニヨリテ其ノ法規ニ違反シ公益ヲ害スルコトヲ制止スルノ力ヲ有スト要モ公法人ニ對シテハ一敵私法人ニ對スルトハ異リ單ニ法規ニ違反シ公益ヲ害スルコトヲ制止スルニ止マラス、積極的ニ之ヲ指導シ保護スルノ力ヲ有スルモノナリ、

監督権ノ範圍ハ無制限ナラザラス、公法人ニ對シテ若シ絶対ニ意思ノ自由ヲ有セス國家ノ命令ニヨル外何事モ自ラ行フ能ハストセハ之レ公法人ヲシテ全ク其ノ人格ヲ失ハシムルモノナリ、近世ノ法治國ニ於テハ凡テノ人格者ハ何人タル法人タル國家ヨリ侵サレザル自

由ノ範圍ヲ有シ國家ハ法律上ノ正当ナル根拠アル外人格者ノ意思ノ自由ヲ侵害スルヲ得ザルコトハ近世法治國ニ於ケル確定ノ原則ナリ、公法人ニ對スル國家ノ監督権モ亦常ニ斯ノ如キ法律上正当ナル根拠アルヲ要ス、法律上ノ根拠アルニテラスニテソノ意思ノ自由ヲ侵害スルハ許スヘカラザルノ不法ナリ

國家ノ監督権ノ範圍ハ各種ノ公法人ニ付キテ法規ノ定ムル如ク依ルモノナルカ故ニ概括的ニ之ヲ説明スルヲ得ズ、其ノ第一ニ必要ナルハ公法人ノ事務ヲ檢閲シ、其ノ実況ニ付キテ檢査スルノ權也、監督権ヲ実行スルニハ其ノ事務ノ実況ヲ知ルコトヲ第一ノ前提トス、國家ニシテ若シ其ノ実況ヲ知ルニアラザレハ監督権ハ之ヲ行フニ由ナシ、法律ハ概シテ此種ノ作用ヲ監督権ノ範圍ニ屬スルコトヲ明言ス、監督官廳ハ何時ニテモ其ノ官吏ヲ派遣シテ實地ニ付キテ公法人ノ事務ノ実況ヲ視察シ、登帳帳簿ヲ檢閲シ、財産ノ現狀ヲ檢査シ得ルハテコトヲ規定ス、然レモ概シテ法律ノ明文欠ケタリトスルモ之レハ

監督権ノ当然ノ作用ナリト見做スヲ得ヘシ。何トナレハ國家ニシテ此ノ権利ヲ有スルニイラサレハ監督ハ全ク之レヲ行フヲ得ヘカラザレハナリ。

第三ニハ必要ナルハ公法人ノ行爲ニシテソノ权限ヲ超ヘ、又ハ法規ニ違反スル場合ニ於テ之ヲ取消シ得ヘキノ権利ナリ。若シ此ノ場合ニ於テモ國家ヘシテ取消スノ権ヲ有セストセハ法規ノ統一ハ破ラレ、公法人ハ國家ノ下ニ屬スル団体ニハイラスシテ独立ノ國家タルニ至ルヘシ。故ニ法規ノ違反ハ权限超過ニ付キテ國家カ之ヲ取消シ得ヘキコトハ監督権ニ依テヘカラザルノ要素ト云フヘク、法令法律ノ明文欠ケタリトスルモ監督権ノ自明ノ作用ト認ムヘキモノナリ。第三ニハ公法人カ法律上義務トシテ負担スル事務ヲ執行セザルトシ、又ハ其ノ義務トシテ負担スル費用ヲ支出セザル場合ニ於テハ國家ハ又必ラス之ヲ強制執行シ、又ハ支出ヲ強制スルノ権ヲ有セスルヘカラス、公法人ノ議決権千カ必要ナル決議ヲナサ、ル場合ニ於テ

ハ監督官職ニ於テ代テ其ノ決議ヲナシ公法人ノ執行機千カ必要ナル事務ヲ執行セザル場合ニ於テハ或ハ懲戒罰ヲ以テ之ヲ解散シ、或ハ自己ノ官吏ヲ派遣シテ其ノ職務ヲ代リテ執行スルコトヲ認ムルカ如ク何レモ督目的ノ爲メニスルモノナリ。

公法人カ其ノ義務トシテ負担スル費用ヲ支出セザル場合ニソノ支出ヲ強制スルノ方法トシテハ別ニ強制手続 (zwangsverfahren) 網ヲ認メラル、ヲ通常トス。強制手続トハ公法人カ必要ナル支出ヲ手続中ニ記入セス、又ハ手続中ニ記入セシモノト受モ幅時之ヲ支出セザル場合ニ於テ監督官職カ自ラ必要ナル支出金額ヲ手続中ニ記入シ、又ハ自ラ支払命令ヲ發シテソノ支出ヲナサシムルノ権利ヲ云フ。即チ監督官職ノ自ラ製作セシ手続若シクハ支払命令カ公法人ノ手続若シクハ支払命令トシテ法律上ノ効力ヲ有スルモノ也。之等三種ノ権利ハ國家ノ監督権ニ欠ケヘカラサル最少限度ナリ。此ノ限度以上ニ於テハ監督権ノ範圍ハ公法人ノ種類ニ依リテ広狭ヘ

ナラス、其ノ範圍ハ一ツニ法律ノ定ムル所ニヨルヘキモノシテ、
 法律ハ多クノ場合ニ於テ此限度以上ニ種々ノ監督権ノ作用ヲ認め、
 就中公法人ノ利害ニ特ニ重大ナル干渉アリテ之ヲ公法人自身ノ自由
 決定ニ任スル時ハ其ノ利益ニ対シテ大ナル危険ヲ生ヘキ事項ニ付キ
 テハ法律ハ特ニ其ノ認可権ヲ國家ニ留保シ、認可ヲ更クハニアラサ
 レハ其ノ効力ヲ生スルコト能ハサラシムルモノナリ、認可ハ恰モ私
 法上ノ干渉ニ於テ未成業者ノ行爲ニ右見人ノ公意ヲ要スル場合ト其
 法律上ノ性質ヲ全シサス、認可ヲ要スル行爲ニ付キテハ公法人ノ國
 家ノ公意ヲ得ルニヨリテ初テ有効ニ之ヲナスコトヲ得ルモノニシテ
 認可ハ即テ其ノ公意ヲ表フル意思表示ナリ、

或ハ監督官廳カ公法人ニ対シテ監督上必要ナル命令ヲナスノ権ヲ
 認めラレハコトアリ、命令カ公法人ニ対スル監督権ノ当然ノ作用
 タルニハアラスシテ、只法律ニヨリテ特ニ認めラレタル場合ニノミ
 存ス、上級官廳ト下級官廳トノ間ニ於テハ上級官廳ハ当然下級官廳

ノ職務ニ付キテ指揮命令ノ権ヲ有スルコト及シテ公法人ハ独立ナル人
 格者トシテ原則トシテ自己ノ自由思想ニヨリテ其ノ事務ヲ執行ス
 ルモノトシテ以テ只法律ノ特ニ認めル場合ニ於テノミ監督官廳ハ之
 ヲ指揮命令スルノ権ヲ有スルナリ、之等ノ外ノ監督権ノ作用ニ付キ
 テハ各法人ニ付キテ述ブル所ヲ見ヨ、

第六 公法人ノ概干

公法人ノ概干モ亦國家ノ概干ト全シク之ヲ直接概干ト間接概干ト
 ニ分ツコトヲ得

公法人ノ直接概干ハ一徹ニ云フトキハ議決概干ト執行概干トニ区
 別セラレ、議決概干ハ法人ノ意思ヲ決定スルコトヲ主要任務トナシ
 執行概干ハソノ議決セラレタル意思ヲ実行シ、外部ニ向フテ法人ヲ
 代表スルルコトヲ主要ノ任務トナスモノナリ、但シ執行概干ト最モ
 或ル範圍ニ於テハ自己法人ノ意思ヲ決定スルノ権アルト通常ナリ、
 議決概干ヲ石渠ニ其ノ議事ヲ準備シ議案ヲ提出スルノ権モ亦通常

執行機干ニ屬ス

議決機干ノ組織ハ地方団体ト公共組合トニヨリ異リ公共組合ニ
 リテハ通常ソノ組合員ノ總會ヲ以テ議決機干トナス。組合員總會ハ
 凡テノ組合団体ニ於ケル尤モ自然ナル最高機干ニシテ其ノ議決ハ団
 体ノ最高ノ意思ヲナシ。殊ニ組合ノ執行機干ハ此ノ總會ニ於テ之ヲ
 選挙スルヲ通常トス。時トシテハ組合員ハ自ラ總會ヲ組織スルコト
 ナク。組合員中ヨリ選挙セラレタル議決機干以テ議決機干ヲ組織スル
 コトアリ。例ハ商業會議所ノ如クハ表人トシテノ商業會議所ノ組
 合員タルモノハ選挙機干有スルモノノ全件ナレトモ之等ノ組合員ハ
 自ラ議決機干ヲ組織スルコトナク。其ノ選挙セル議員カ、議決機干
 ヲ組織スルモノニシテ法律ハ此ノ議決機干ヲモ稱シテ商業會議ト云
 ヘリ。

地方団体ニアリテハ団体ノ住民ハ其ノ住民タル資格ニ於テハ当然
 斯ノ如キ権利ヲ有スルモノニハアラス。住民中一定ノ資格ヲ有スル

者ノミカ団体ノ公民トシテ団体ノ機干ノ組織ニ参與スルノ権利ヲ有ス
 地方団体ノ公民ハ公共組合ノ組合員ノ如ク自ラ公民議會ヲ組織スル
 ハ極テ稀ナル例外ニシテ通常ハ公民ハ只選挙ヲ行フノミカ公民ノ選挙
 ニ係ル議會カリノ議決機干ナリ。法律ハ只小町村ニ於テノミカ條例ヲ
 以テ公民總會ヲ以テ町村會ニ代ルコトヲ許ス

執行機干ノ組織権限ニ付キテハ団体ノ種類ニヨリ大ナル差異アリ
 テ一様ニ之ヲ論スルコトヲ得ヌ。或ハ國家ノ官吏カ公時ニ公法人ノ
 機干タルノ地位ニアタルモノアリ。國家ノ官吏カ公法人ノ執行機干
 タルハ公共組合ニアリテハ其ノ例稀ナリト雖モ例ハハ水利組合ノ執
 行機干タル組合管理者ハ府県知事ニヨリテ指定セラレタル郡長又ハ
 市町村長カ其ノ任ニ當ルモノニシテ其ノ郡長カ管理者タル場合ニハ
 國ノ官吏ニシテ公共組合ノ機干タルナリ。然レモ官吏カ公法人ノ機
 干タル尤モ着シキ例ハ上級地方団体ノ機干ニシテ即チ府県及ヒ郡
 ニ任リテ國ノ官吏タル府県知事及ヒ郡長カ公時ニ地方団体タル府県

及ヒ郡ノ執行機干タルナリ。知事及ヒ郡長ハ府県郡ノ機干トシテ其
団体ノ事務ヲ担任スト虽モ其ノ身分ニ於テハ団体ノ吏員ニアラスシ
テ國ノ官吏タリ。従テ又職務ニ付キテモ一般官吏ト会シテ君主及ヒ
上官ノ指揮監督ヲ受ケルコトハ國家事務ノ執行ニ於ケルト会シテ、
其ノ俸給ハ國家之ヲ支弁スルノ義務ヲ負フ。

其ノ他一般公法人ニアリテハ其ノ執行機干ハ概テ団体ニ特別ナル
機干ヲ有ス。

公共組合ニアリテハ通常組合員總會又ハ組合議會ニ於テ其議員又
ハ會員中ノ一人ヲ互選シテ之ヲ其ノ組合長トナシ、組合長ヲ以テ其
執行機干トナス。例之企業組合ノ組長、商業會議所ノ會頭、農會ノ
會長ノ如シ。

之等ノ組合長ハ之ヲ機干ニ比較シテ云ヘハ衆議院議長ノ地位ニ類
シ單ニ議決機干ノ一員トシテ他ノ議員ヨリ特ニ強ク議決權ヲ行フモ
ノニスキス、衆議院議長カ官吏ニアラサルト会シテ、之等ノモノモ

亦団体ノ吏員ナリト云フヲ得ス。其ノ団体ニ對スル關係ハ官吏ノ係
ノ如キ特別ノ服務義務(公法上ノ義務ノ係)ニ基クモノニアラスニテ
只其ノ社實權ノ效果ニ外ナラス。

地方団体ニアリテハ之ニ反シテ其ノ執行機干ノ地位ニアルモノハ
団体ニ對シテ特別ノ服務義務ヲ負担スル知ノ吏員ナリ。其ノ団体ニ
對スルノ係ハ恰モ官吏ノ國家ニ對スルノ係ノ如ク公法上ノ義務ノ係
ニアルモノニシテ從テ之ヲ公吏ト稱スルヲ通常トス。

公法人ノ間接機干タルモノハ或ハ議決機干ニヨリ、或ハ執行機干
ニヨリ選任セラレ其ノ監督ノ下ニ於テ其ノ権限ノ一部分ヲ補助執行
スルモノニシテ、其ノ団体ニ對シテ特別ノ服務義務ヲ負担スルモノナ
リ。時トシテハ國ノ官吏ニシテ公時ニ公法人ノ間接機干タル地位ニ
當テラルモノアリ。

第四節 臣民

臣民ト云フハ種々ノ意味ニ用ヒラル。或ハ帝国ノ国籍ヲ有スルモノ
ヲ云フノ意味ニ用ヒラル、コトアリ。或ハ皇族ニ対シテ臣籍ヲ有ス
ル者ヲ云フノ謂ニ用ヒラル、コトアリ。此知ニ所謂臣民トハ其ノ最
モ広キ意味ニ用ヒラル、モノニシテ統治権ニ服従スル者ヲ包
含ス、唯ニ帝国ノ国籍ヲ有スルモノヲミナラス、帝国ノ領土内ニ在
ル外国人ヲモ包含シ、又又ニ自然人ノミナラス法人ヲモ包含ス、公
法人モ亦国家ノ事務ニ于スル補助者トシテ臣民タル地位ヲアラスト
虽モ其ノ、国家統治権ニ服従スル地位ニ於テハ等シク臣民タル地位
ニ在ルモノナル。

臣民ノ国家ニ対スル干係ハ之ヲ一般統治干係ト特別ノ权力關係ト
ニ區別スルコトヲ要ス。
一 一般統治 係トハ臣民カソノ臣民タル身分ニ於テ国家ノ統治権ニ

服従スルノ干係ヲ謂ヒ、特別ノ权力干係トハ特別ノ契約ニヨリ、又
ハ其他ノ特別ナル法律上ノ原因ニヨリテ特別ノ法律上ノ地位ニ立ツ
コトニヨリテ生スル干係ヲ云フ、之レ特別ト云フハ一般臣民ノ等シ
ク負フ如ク非ラスシテ特別ナル法律上ノ原因ニヨリ生スルモノナル
ニ依ル也。

其ノ何レノ干係ニ於ケルヲ向ハス臣民ノ一面ニハ国家ニ対スル服
従ノ義務ヲ負担シ一面ニハ国家ニ対シテ自己ノ权利ヲ主張シ得ヘキ
權利ヲ認めラル、即チ臣民ハ国家内ニ於テ公義務ノ主体タルト公權
利ノ主体タルト、二重ノ地位ヲ有ス、臣民ハ固ヨリ国家ノ权力ニ服
従スルノ義務ヲ負フト虽モ此ノ服従ハ絶対ノ服従ニ非ラスシテ限
ラレタル範圍内ニ於テノ服従ナリ、国家ハ只国法ノ定ムル如ク限
ノミ臣民ニ命令シ、強制スルノ权力ヲ有シ、臣民ハ只此ノ範圍ニ於
テノミ服従ノ義務ヲ負フ、国家ノ权力ニ如斯制限アルカ故ニ臣民ハ
国家ニ対シテモ权利ヲ主張シ得ヘキ主体タルコトヲ得ルモノ也。

第一、特別ノ权力ノ係

法律上ノ意味ニ於テ权力ノ係トハ統治者ノ一方カ他ノ一方ニ対シ
或ル範圍ニ於テ予メ限ラレサル種々ノ行為不行爲ヲ要求スルノ权利
ヲ有シ、相手方ハ之ニ服従スルノ義務ヲ負フニ主体間ノ法律ノ係ヲ
云フ、

臣民ハ國家ニ対シテ如斯キ服従義務ヲ負フモノナルヲ以テ臣民ト
國家トノ係ハ权力ノ係ノ尤モ著シキ实例也、然レトモ臣民ハ其ノ
臣民タルノ資格ニ於テ当然國家ニ対シテ斯ノ如キ权利ノ係ニ立ツノ
外ニ特別ナル法律上ノ原因ニヨリテ國家トノ間ニ特別ナル法律ノ係
ヲ生シ、而シテ其ノ法律ノ係ハ如斯ク权力ノ係ノ性質ヲ有スルモノナ
ルコトアリ、臣民カ其臣民タルノ資格ニ於テ有スル如クノ係ハ一級
統治ノ係ト云ヒ、之ニ対シテ特別ノ法律原因ニヨリテ生スルモノヲ
特別ノ权力ノ係ト云フ、

例ヘハ官吏ハ其ノ官吏ニ任命セラレ、ニヨリテ國家ノ命令スル職務ヲ
担任スルノ義務ヲ負ヒ、其ノ自由ノ範圍ニ特別ノ制限ヲ受ク、兵
卒ハ其ノ軍隊ニ編入セラレ、ニヨリテ國家ノ命令ニ従ヒ軍隊ニ服ス
ルノ義務ヲ負ヒ、又其ノ日常生活ニ於テ最モ嚴重ナル法律ニ服ス
其ノ他學生ト學校トノ係、囚徒ト監獄トノ係ノ如キ、皆、特別
ノ权力ノ係ノ实例也、

权力ノ係ハ公法ニミ特有ナル係ニアラス、私法上ノ係ニ於
テモ親権者ト子トノ係、戸主ト家族トノ係、工場主ト職工トノ
係、雇主ト使用人トノ係ノ如キ何レモ私法上ノ权力ノ係ノ实例
ナリ、

私法上ノ权力ノ係ト、公法上ノ权力ノ係トノ區別ハ一般公權ト私
權トノ區別ト異ナルコトナリ、公法上ノ权力ノ係ハ利益ノ要素ニ就
キテ主トシテ公益ノタメニ存シ、意思ノ要素ニ付キテハ統治權ニ基
スル意思作用ナルコトニヨリテ私法上ノ权力ノ係ト區別セラレ、ナ

公法上ノ特別権カ千係ハ種々ノ原因ニヨリテ生ス、或ハ國家ノ單
 獨行為ニヨリテ設定セラル、コトアリ、例ヘハ兵卒、囚人ノ如シ、
 大多数ノ場合ニ於テハ契約ニヨリテ設定セラル、モノニシテ、官吏
 千係、營造物利用千係ノ如キ皆然リ、時トシテハ特別ノ行政行為ヲ
 要セス、一個々人カ自由意思ニヨリテ権カノ下ニ立ツコトニヨリテ
 当然其ノ千係ヲ生スルコトアリ、例ヘハ辯護士ハ其ノ辯護士タルコ
 トニヨリテ國家ノ特別監督ニ服スルカ如シ、營造物ノ利用千係ニツ
 キテモ其ノ利用カ一般人民ニ公開セラレ特別ノ契約ヲ必要トセサル
 モノニアリテハ人民カ其ノ自由意思ニヨリテ營造物ノ利用ヲ始ムト
 共ニ当然特別ノ権カ千係ニ服ス、例ヘハ公園地ニ入ルモノハ事實上
 公園地ニ入ルコトニヨリテ当然特別ノ制限ヲ受クルカ如シ、
 其ノ發生原因ノ何レニアルカヲ問ハス、特別ノ権カ千係ニアリテ
 ハ其ノ性質ニ於テハ公法上ノ債權債務ノ千係ニ外ナラス、只々普通

ノ債權千係ニアリテハ權利者ハ限ラレタル特定ノ行為、不行為ヲ要
 求スルノ權利アルニ止マルニ反シテ、特別千係ニアリテハ其ノ義務
 者ニ對シテ要求シ得ヘキ知カ限ラレタル特定ノ行為、不行為ニ止マ
 ラスシテ權利者ノ單意ニヨリテ定ムル如ノ豫メ限ラレサル種々ノ行
 為、不行為ヲ要求スルノ權利ヲ有スルコトニアリ、其ノ権カノ範圍
 ハ法律ニヨリ又ハ契約ニヨリテ定マルモノニシテ廣狹固ヨリ一ツナ
 ラス、義務者ハ其ノ定メラレタル範圍ニ於テ權利者ノ命令ニ服スル
 ノ義務アルナリ、

所謂特別ノ権カ千係ハ斯ノ如ク一定ノ法律原因ニ基キテ一定ノ範
 圍ニ於テ特定人ニ對スル國家ノ公法上ノ債權カ成立スルモノニ外ナ
 ラス、特別ノ権カノ發動ハ此ノ既存ノ權利ノ実行ニ外ナラス、從テ
 特別ノ権カニ基ク命令ハ新ラタル法律千係ヲ定ムルモノニ非ラス、
 唯既成ノ權利ヲ實現スルモノニ過キス、新ナル法律千係ヲ發生スル
 ニハ特別ノ法規ノ根拠アルニアラサレハ國家ノ單意ニヨリテ個人ノ

自由ヲ侵害スルヲ得サルモノナリト雖モ、特別ノ权力ニ基ク行爲ニ付キテハ、其ノ权力ノ範圍内ニ於テハ各個ノ行爲ニ付キテ特別ノ法規ノ根拠ヲ要スルコトナク、國家ノ單意ニヨリテ命令ヲナスコトヲ得ヘク、其ノ命令ニ服從セサル場合ニ於テ多クノ場合ニ於テ懲戒罰ノ权力有ス、特別权力ニ基キ一般的法則ヲ定ムル場合モ亦全一ノ理由ニヨリテ法規ヲ定ムルモノニアラスシテ、唯タ既存ノ權利ノ行使タルニ過キス、例ヘハ國家カ一敏軍人、一敏官吏、一敏學生等ニ適用セラルヘキ法則ヲ定ムル場合ニ於テモ何レモ法規ノ性質ヲ有スルモノニアラスシテ特別ノ权力ヲ係ニ基クノ法則ナリ、

第二、臣民ノ公權

臣民ノ國家ニ對スル公法上ノ權利ハ通常三種ニ區別セラル、自由權又ハ消極的公權、行爲ノ要求權、又ハ積極的公權及參政权之レ也

自由權トハ臣民カ國家ヨリ違法ニ其ノ自然ノ自由ヲ侵サレサルコトヲ主張シ得ヘキ權利ヲ云フ、國家ノ不行爲ニ對スル權利ニシテ、違法ノ命令強制ヲ受ケサルコトヲ主張シ得ヘキコトヲ其ノ内容トナスモノ也、

行爲ノ要求權ハ國家ニ對シテ積極的ニ或ル行爲ヲナシ又ハ利益ヲ享受スルコトヲ要求シ得ルノ權利ナリ、國家ノ積極的作爲ニ對スル權利ニシテ、國家カ臣民ノ利益ノ爲メニ或ル行爲ヲナスコトヲ自己ノ法律上ノ義務トナスニヨリテ生ス、裁判ヲ請求スルノ權利（即チ訴權）各種ノ行政行爲ヲ請求スルノ權利ハ其ノ主ナルモノ也、

參政权トハ臣民カ國家ノ裁可タルノ地位ニ就キ、國家ノ意思ノ作成ニ參與スルノ權利ヲ云フ、之等ノ種々ノ權利ニ就キテ其ノ詳細ノ説明ヲナスコトハ憲法ノ範圍ニ屬シ、茲ニ述フヘキ知ニアラス、唯タ自由權ニ于スル我從系ノ通説ハ頗ル疑ヲ容ルヘキモノアルヲ以テ之ヲ一書セシ、

我憲法ハ其ノ第二章ニ於テ他ノ多クノ諸國ニ於ケルト同シク臣民ノ數多ノ自由ヲ列記シテ法律ニヨルニテハ文レヲ侵害スルヲ得ナルコトヲ規定ス、居住移転ノ自由、身體ノ自由、言論出版、集會結社ノ自由、住所ノ不可侵、財産權ノ不可侵、信譽ノ秘密、信教ノ自由、請願ノ自由ハ我カ憲法ニ列記セラレタル各種ノ事項ナリ我カ從來ノ通説ニヨレハ文等ノ自由權ノ列記ハ行政事項ト行政事項トノ界限ヲ定ムルヲ目的トスルモノトシ、文レ等ノ列記事項ヲ以テ憲法上ノ行政事項トスルハ、文等ノ自由ニ付キテ、法律ニヨルニテアラサレハ臣民ノ自由ヲ侵害スルコトヲ許サ、ルニ反シテ、其ノ他ノ事項ニ付キテハ法律ニヨラス行政權ニヨリテ文レヲ制限シ侵害シ得ヘキモノトナセリ、

余ハ從來ノ通説ヲ以テ彼ラニ憲法ノ文字辭義ニ偏シテ全ク憲法ノ精神ヲ誤マルモノナルコトヲ信ス、我カ憲法ニ於ケル自由權ノ列記ハ歐洲諸國ノ憲法殊ニ *Mexico* 其他ノ獨乙諸國及ヒ *Belgik*

ノ憲法ニ其ノ直接ノ模範ヲ有スルモノニシテ而シテ文等ノ諸國ノ憲法ニ於テハ列記事項ハ唯々臣民ノ自由權ノ主ナル方面ヲ列示シタルニ止マリ、其ノ規定ナキモノト雖モ臣民ハ等シク法律ニヨルニテアラサレハ其ノ自由ヲ侵害セラレサルノ權利ヲ有スルモノナルトハ卒説ノ普ク一致スル如也、独リ我國ニ於テ、其ノ規定アルモノト然ラサルモノトノ間ニ通説ノ如キ重大ナル意義ヲ認メントスルハ其ノ不當ナルコト明瞭ナルヘシ、加之仮リニ法ノ規定ヨリ離レテ單ニ我カ憲法ノ規定ヨリ見ルモ通説ノ不當ナルハ之レヲ証スルニ難カラス、我カ憲法ハ主トシテ獨乙諸國ノ憲法ニ倣ヘルモノナルヲ以テ之レ等ノ母法ニ規定セラレナルモノニ就キテハ我カ憲法モ多クハ其ノ規定ヲ及ケリ、憲法ハ所有權ノ不可侵ヲ規定スト雖モ身體權ノ不可侵ヲ規定セズ、信教ノ自由ヲ規定スルモ教育及卒向ノ自由ヲ規定セズ、其ノ他營業ノ自由、職業撰取ノ自由、交際ノ自由、服裝ノ自由、婚姻ノ自由等何レモ憲法ニ規定セラレサルナリ、然ルニ所有權ヲ侵スニ

法律ヲ受スルハ反シテ人間ノ体範例ヘハ入レ墨ヲナシ皆杖ヲ加ヘ又ハ健康診断ヲナスカ如キコカ行政ノ自由ニ文レヲナスヲ得ヘシトスルハ其正当ナル法律思想ニ反スルコトハ何人モ疑ハサルヘシ、其ノ他教育ヲ受ケ、婚姻ヲナスカ如キ言論出版ノ自由ニ比シ文レヲ輕視スヘキ理由アルコトナシ、其ノ規定アルモノニ付キテノミ法律ヲ要シ、其ノ他ニ付キテハ臣民ノ自由ヲ侵スニ法律ヲ要セストスルハ彼此甚シク權衡ヲ失ス、其ノ憲法ノ精神ニ逆スルモノニ付テアルハ疑ヲ容レサル如ナリ、憲法ニ規定スルハ種々ナレトモ其ノ意味スル如ハ畢竟スルニ臣民ハ法律ニヨルニ付テスシテ其ノ自由ヲ侵サズルコトナシト云フノ一詞ニ歸ス、其ノ列記セラレタルト否トヲ問ハス、凡テ臣民ノ自由ヲ侵害スルニハ法律ノ根拠アルコトヲ必要トスル也。

以上ノ原則ヲ云ヒ表ハスカタメニ独、仏等ノ卒者ハ普通ニ自由及財産ノ侵害ハ此法ノ由保ニ屬スト云ヘリ、財産ヲ安全ニ享有シ得

ルコトハ廣義ニ於テハ自由權中ニ包含スルモノナリト最モ、單ニ自由ト云フハ一身ノ活動ノ自由ノミヲ含ムカ如ク解セラルル惧アルヲ以テ財産ノ安全ハ之ヲ活動ノ自由ト區別シ、從ツテ自由及ヒ財産ハ法律ニヨルニ付テハ之ヲ侵害スルヲ得スト云フナリ、憲法義辭第二ニ條註ニモ本條以下臣民ノ自由及財産ヲ保障スト云ヘルハ又蓋シ我カ憲法カ歐洲諸國ニ共通ナル原則ヲ採用セルヲ明カニセルナリ、

然レモ自由及ヒ財産ノ侵害カ立法權ノ由保ニ屬スルノ原則ニ對シテハ多少ノ例外アリ、我カ憲法ハ其ノ種々ノ條項ニ於テ之レカ例外規定ヲ設ク、緊急命令ノ大權、條約締結ノ大權及ヒ警察命令ノ大權ハ其ノ例外ノ最モ著シキモノナリ、緊急命令ハ法律ニ代ルノ規定ヲナシ得ヘキ命令ニシテ之レニヨリテ自由及ヒ財産ヲ侵害スルノ規定ヲナシ得ヘキハ言ヲ俟タズ、條約ノ締結ハ又我カ憲法ノ下ニ於テハ專ラ天皇ノ大權ニ屬セシメラル、故如何ナル條約ニ付シテモ議會ノ

議決ヲ必要トスルヲナシ、從ツテ臣民ノ自由及財産ニ影響ヲ及スヘキ条約ニ付キテモ等シク天皇ノ大権ヲ以テ之レヲ締結シ得ヘキモノ也
 陸海軍ノ統帥モ亦專ラ天皇ノ大権ニ屬ス、而シテ統帥権ニ基ク命令ハ軍人ニ對スル自由財産ノ制限ヲ規定スルコトヲ得ヘク、憲法上ノ自由権ノ保障ハ軍令ノ範圍ニ於テハ其ノ効力ヲ除外スルモノナリ
 軍ノ規律ニ必要ナル範圍ニ於テハ法律ニヨラス令軍ヲ以テ之レヲ定ムルコトヲ許サルハナリ、自由権ノ保障ニ對スル尤モ主ナルモノハ警察令ノ大権ナリ、憲法第九條ハ公共ノ安寧秩序ヲ維持シ及ヒ臣民ノ幸福ヲ増進スルカ爲メニ必要ナル限度ニ於テハ命令ヲ發シ又ハ發セシメ得ヘキコトヲ定ム、此ノ條ノ意義ニ付テハ從來解釈ハナラサレトモ余ノ解スル如クヨレハ專ラ警察命令ノ大権ヲ定メタルモノニシテ警察ニ必要ナル限度ニ於テ命令ヲ以テ自由及ヒ財産ヲ侵害スル規定ヲ設クルヲ得ヘキコトヲ定メタルモノナリ、自由権ノ原則トシテハ法律ニヨルニアラザレハ之レヲ侵害スルノ規定ヲナスヲ得ス

スヲ得スト虽モ只警察上ノ必要ニテシテハ各地方ノ状況ニ依シテ現定ヲ異ニスル必要アリ、又時式ニ依シテ敏速ノ処置ヲナスノ必要アルヲ以ツテハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルニ適當ナラス、從テ警察上ノ必要ノ限度ニ於テハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルヲ得ヘキコトヲ認メザルモノ也、警察命令ニ付キテハ各論篇警察ノ章ニ於テ尚詳述スヘシ、

第三、臣民ノ義務

臣民ノ國家ニ對スル義務ハ畢竟スルニ服從義務ノ一ニ歸ス、國家ハ臣民ニ對シテ統治ノ権利ヲ有スルニ對シテ臣民ハ之レニ服從スルノ義務ヲ負フ、國家ノ臣民ニ對スル権利ハ統治權ノ一ツニ歸スルヲ得ヘキト全シク國民ノ義務モ亦服從義務ノ一ヲ以テ其ノ全体ヲ蔽フコトヲ得ヘシ、然レモ國家ノ命令スル如クハ極メテ種々ナルヲ以テ國家ノ臣民ニ付シ、權利ハ其ノ命令スル如ク内容ノ如何ニヨリ

テ之ヲ種々ニ分類スルコトヲ得ヘク、臣民ノ國家ニ對スル義務モ亦
之ニ応シテ種々ノ分類ヲナスコトヲ得ヘシ、

國家ノ權利ノ分類ニ付キテハ本タヘ敢ノ定説ナシト雖モ余ハ左ノ八
種ニ別ツテ以テ最モ適當ナリト信ス、

I、組織權、 國家ガ自己ノ組織ヲ完フスルカ爲メニ有スル權利ヲ
云フ、

II、刑罰權、 犯罪者ヲ処罰シ及ヒ其ノ処罰ヲ執行スルノ權、
公益上ノ必要ノタメニ臣民ニ命令シ、其ノ命令ヲ強
制スルノ權、

IV、軍政權、 陸海軍ノ軍備ヲ維持シ及ヒ軍備ノ維持ニ必要ナル範
圍ニ於テ臣民ニ兵役義務及ヒ其負担ヲ課スルノ權、

V、財政權、 財政ヲ維持スルカタメニ臣民ニ納稅義務及ヒ其他ノ
負担ヲ課スルノ權、

VI、法政權、 臣民相互間ノ法律干係ノ秩序ヲ定メ權利ノ争ヲ裁斷

シ其他私法上ノ干係ニ付キテ干渉スルノ權、

IV、公企業權、 各種ノ企業ヲ經營シ、又其ノ經營ニ必要ナル範圍ニ
於テ臣民ニ各種ノ負担ヲ課スルノ權、

VIII、公物權、 有体物ヲ支配スルノ權、
文等ノ各種ノ權利ニ對シテ臣民ハ之ニ相当スヘキ義
務ヲ負フ、其ノ詳細ハ各論篇ニ譲ル、

第二章 公法上ノ法律原因

法律原因トハ特定ノ法律干係ノ發生變更又ハ消滅ノ原因タル法律
事實ヲ云フ、法律原因ハ其ノ之ニヨリテ生スル效果カ公法ニ屬スル
カ又ハ私法ニ屬スルカニヨリ若クハ其原因タル法律事實自身カ公法
ニ屬スルカ又ハ私法ニ屬スルカニヨリ之ヲ公法的法律原因ト私法
的法律原因トニ區別セラル、其ノ何レノ点ヨリ區別スルカニヨリ公法

的法律原因、觀念ニハ二種ノ異リタル意味ヲ分ツ事ヲ得第ハノ意味ニ於テハ公法的法律原因トハ公法的法律關係ノ發生變更又ハ消滅ノ原因タル法律事實ヲ云フ即チ專ラ其ノ效果ムヨル區別ニシテ其ノ法律事實自身カ公法ニ屬スルヤ私法ニ屬スルヤ向ハス、此ノ意味ニ於テハ私法上ノ法律行為モ亦公法的法律原因タルコトヲ得、例ハ民法上ノ土地所有權取得ノ遺棄權發生ノ原因タルカ如シ第三ノ意味ニ於テハ公法的法律原因トハ其ノ效果カ公法ニ屬スルヤ私法ニ屬スルヤ向ハス專ラ其ノ法律事實自身カ公法ニ屬スルモノヲ云フ、此ノ意味ニ於テハ國家ノ行為ハ私法上ノ權利ヲ發生シ變更シ又ハ消滅セシムル場合ト雖モ尚常ニ公法的法律原因ナリ、例ハ公用徵收ノ裁決ノ民事裁判ノ如シ本章ニ論スル公法的法律原因ハ此ノ二種ノ意味ヲ併合スルノ意ニ用エルモノニシテ一方スハ公法關係ノ成立原因タル凡テノ法律事實ヲ包含スルト共ニ一方ニハ私法關係ノ成立原因タル法律事實ト雖モ其事實自身カ公法ニ屬スルモノハ專ラ之ヲ論ス

此ノ意味ニ於ケル公法的法律原因ハ大体ニ於テ私法關係ノ發生變更消滅ノ原因タル法律事實ト其ノ種類ヲ全クス、其ノ最も重要ナルモノハ、

(1)、公法的法律行為ヲ指ケルヲ要ス、

法律行為ノ名稱ハ從來私法區域ニ於テノミ用ヒラレタリト雖モ文羅馬法以來歐洲ノ法律學カ專ラ私法ニ付キテシテ發達シ、私法ヲ以テ法律學ノ全体ト看做シタル影響ニ基ツクモノニシテ法律行為ノ觀念ハ決シテ私法ノミニ限ラルヘキモノニ非ラス、權利義務ノ觀念カ公法私法ニ共通ナルト全シク法律行為ノ觀念モ亦公法私法ニ共通ナルヘキモノ也、

(2)、公法上ノ不法行為也、

不法行為ハ次自身或ハ法律行為タルコトアリト雖モ多クノ場合ニ於テ事實的行為ニシテ其ノ法規ニ違反スルコトノ結果トシテ法律的效果ヲ發生スルモノ也、

(3) 時、経過、殊ニ時效ハ公法ニ付キテモ私法ニ係ル於ケルトモ
ク重要ナル原因ノ一也、

以上ノ外尚自然界ニ於ケル事實又ハ状況人ノ事實的行為及ヒ私法
上ノ法律行為等何レモ公法上ノ法律原因タルコトヲ得、文等ニ付キ
テハ一々之ヲ述ヘス、本章ニ於テハ專ラ公法上ノ法律行為不法行為
及ヒ時效ニ付キテノミ論スルニ止メントス、

第一節 公法的法律行為ノ概論

第一、法律行為ノ觀念

法律行為ノ觀念ニ付キテハ民法ノ研究ニ讓リ此知ニ詳述セズ、只
公法的法律行為ノ觀念ヲ明ニスルカ爲メニ一言スルニ止ム、

法律行為ハ其名ノ不スカ如ク人ノ行為ノ一種也、人ノ行為ハ或ハ
法律上無干係ニシテ余ヲ法律的效果ヲ生セザルモノアリ、法律行為
ノ觀念ハ第一如斯キ法律無干係ナル行為ニ對ス、然レモ法律上ノ效
果ヲ生スルノ行為皆法律行為ニナルニハ非ラズ法律上ノ效果ヲ生ス
ルノ行為中

行為ニ對ス、事實的行為ハ其ノ行為ニヨリテ外界ニ事實上ノ效果ヲ
惹起シ、其ノ事實上ノ影響カ法律上ノ效果ヲ生スル原因タルモノヲ
云フ、例ハ自殺、物ノ破壊、加工、先占、事務管理ノ如シ、法律上
ノ效果ヲ生スル所以ハ意思其者ニ非ラズシテ意思ノ結果トシテ生シ
タル事實的狀態ニ在ルコトニヨリテ法律行為ト區別セラル、也、法
律行為ノ觀念ハ之ニ反シテ法律效果ヲ生スルノ原因カ心意ノ發現其
ノモノニヨル場合ナラザルハカラス、簡單ニ云ハハ法律行為トハ法
律的效果ヲ生スル人ノ行為又ハ行為ノ集合ニシテ其ノ效果ヲ生スル
直接ノ原因タル心意ノ發現ニ在ルモノヲ云フ、

法律行為ハ常ニ心意ノ發現ヲ以テ其ノ成立要素トナス、心意發現トハ人ノ意思ノ作用カ外部ニ發表セラル、モノヲ云フ、其ノ尤モ重要ナルモノハ法律的效果ノ發生ヲ欲スル意思ノ表示ナレトモ、其他理知ノ判断、事實ノ通知、事實ノ認識等ヲモ包含ス、

近時ノ民法學者ハ法律行為ノ觀念ヲ以テ準法律行為 (Rechts-handlung) ニ對スルモノトナシ、法律行為 (Rechts-gechäft) ハ意思表示ヲ以テ成立要素トナスモノニシテ、而シテ意思表示トハ法律的效果ノ發生ヲ欲スル意思ノ表示ヲ意味ス、當事者カ法律的效果ノ發生ヲ欲スルコトカ其ノ效果ノ發生原因タル場合ニ非ラサレハ之ヲ法律行為ト云フコトヲ得ストナセリ、法律的效果ノ發生原因カ當事者自身ノ自由意思ニ存セスシテ專ラ法律ノカニ基ク場合例ハ通知、催告ノ如キハ之レヲ準法律行為ト云ヒ以テ法律行為ト區別スル也、
如斯キ區別カ民法上ノ理論ニ於テ正當ナリヤ否ヤハ今論スルノ必要

ナシト雖モ若シ民法ニ於テ此ノ區別ヲ認ムル必要アリトスレハ其ノ理由トスル如ク民法的行為ハ契約ノ場合ニ於テ當事者自身ノ意思ニ其ノ法律的效果ノ發生原因ヲ有シ從テ民法的行為ハ大多數ハ皆此ノ意義ニ於ケル法律行為ニシテ準法律行為ハ只稀ナル例外ナルニヨルナリ、蓋シ民法的行為ハ其ノ直接ニ公益ニ于スルモノ少ク法ハ概ネ其ノ效果ノ發生ヲ私人ノ意思ノ自由ニ放任セルヲ以テ民法的效果ハ最モ多クノ場合ニ於テ當事者自身ノ意思ニ其ノ發生原因有スルナリ、公法的行為ハ全ク此ノ真ニ於テ民法的行為トハ其ノ趣ヲ異ニス、公法的行為ハ常ニ直接ニ公益ニ于スルモノニシテ法ハ概ネ自ラ其ノ效果ヲ一定シ、當事者ノ自由意思ヲ以テ之ヲ左右スルノ余地ヲ残スモノ少シ、裁判行為、試験検定、登記登録等ノ事實ヲ判断シ認識スルノ行為カ其ノ法律的效果ノ發生原因ヲ當事者ノ自由意思ニ有スルモノニ非ラサルハ勿論其他一般ノ行政行為ニ付キテモ其ノ多クハ只法ヲ執行スルニ止マル、民法的行為カ一般ニ當事者ノ自治的行為ヲ

ルトハ全ク其性質ヲ異ニスルモノ也、

サレハ公法上ノ行為ニ付キテハ此兩者ヲ區別スルノ必要ハ民法行為ニ於ケル程大ナルモノニ非ラス、此知ニ於テハニ有共ニ併セテ之ヲ法律行為ト稱セザト欲ス、

意思表示ノ觀念モ亦民法學者ハ只法律的效果ノ發生シ欲スル意思ノ表示ニノミ用エルヲ通常トス、即意思表示ハ效果ノ發生ヲ欲スル意思(效果意思)之ヲ表示スル意思(表示意思)ト、兩者ヲ包含スルモノトス、效果意思ヲ含マサル行為ハ觀念表示、感情表示等ノ名稱ヲ用キテ以テ之ヲ意思表示ト區別スル也、

若シ此ノ說ニ従ハ、公法的行为ニ在リテハ意思表示ニ非ラサルモノ極メテ多ク之レニハク特別ノ名稱ヲ附スルハ徒ラニ複雑ヲ来スニ止マル、余ハ意思表示ノ語ヲ公義ニ用キ、之ク人ノ意思ノ發現ヲ稱シテ意思表示ト云ハント欲ス、必ナラスシモ效果意思ノ有無ヲ向ハス、

此ノ意味ニ於テハ意思表示ハ法律行為ノタケヘカラサル要素ナリ、然レ此法律行為ト意思表示トハ全クノ觀念ニハ非ラス、法律行為ハ或ハ單個ノ意思表示ヨリ成ルコトアリ、或ハ數個ノ意思表示ノ合致ヨリ成ルコトアリ、或ハ意思ノ表示ノミニ止マラス相手方ノ文ヲ受領スルコトヲ必要トスルコトアリ、尙レニシテモ法律行為ハ或ル法律的效果ヲ發生スル法律事實ノ全体ヲ指ス、觀念ニシテ意思表示ハ其ノ成立要素タルニ止ル也、

第二、公法上ニ於テ法律行為ノ觀念ヲ認ムルノ必要、

民法ニ於テハ法律行為ノ觀念ハ法典自ら認ムル知ナルヲ以テ民法上ニ於ケル法律行為ノ觀念ノ必要ハ法典ノ明文ニ於テ既ニ完全ニ備ハルモノト云フヘシ、公法上ニ於テハ文ニ反シテ法律行為ノ觀念ハ成文法ノ認ムル知ニ非ラス、其ノ觀念ヲ認ムルノ必要ハ專ラ奪向ノ理由ニ出ツルモノ也、公法上ニ於テ法律行為ノ觀念ヲ認ムル利益

ハ主トシテニ莫ニ在リ、

(1) 代理ノ觀念ハ只法律行為ニ付キテノミ認ムルヲ得ヘク、事實的行為ニ付キテハ認ムルヲ得サルコトニ在リ、蓋シ代理ノ思想ハ只人ノ思想ノ上ニ於テノミ認メラル、ニ止マリ事實上ノ現象ニ非ラス、事實上ヨリ云ヘハ人ノ行為ハ常ニ行為者ノ行為ニシテ他人ニ代リテ或行為ヲナシ得ヘキモノニ非ラス、

代理ハ只他人ノ思想ノ上ニ於テ一人ノ行為ヲ以テ他人ノ行為ト全ヘニ看做スノ作用ニ外ナラス、代理ハ如斯輩ニ思想上ニ於テノミ認メラル、ニ止マリ事實上ノ現象ニ非ラサルヲ以テ從テ又代理ノ認メラル、ハ只思想ノ發現ニ止マリ外界ニ事實上ノ影響ヲ與フル行為ニ付キテハ認メラル、コトナシ、事實的行為ハ仮令他人ノ為メニスル場合トモ常ニ行為者自身ニ屬シ法律上代理干係ヲ生スルコトナシ、
 巡查カ市街ヲ警衛シ、屬官ヲ唇類ヲ調査シ、教官カ授業ヲナスカ如キハ何レモ行為者自身ノ行為ニシテ國家ノ行為ニ

アラス、其ノ事業ハ國家ノ事業ナレトモ其ノ事業ノタメニスル各何ノ行為ハ國家ノ行為ニ非ラサル也、

(2) 無効及ヒ取消モ亦法律行為ニノミ之ヲ認ムルヲ得ヘキコトニ在リ、無効及ヒ取消ハ代理ト全シク只思想ノ作用ニ止マリ事實上ノ現象ニ在ラス、從テ又思想ノ發現ニ付キテノミ認メラレ得ヘキ知ナリ、事實上ノ影響ヲ與ヘタル行為ハ之ヲ無効トナシ、又ハ之ヲ取消ノ途ヲ存セス、

第三、公法的法律行為ノ觀念及ヒ種類

公法的法律行為トハ公法的效果ヲ發生シ若クハ國家又ハ公法人ノ公ノ意思表示ヲ以テ其ノ成立要素トスル法律行為ヲ云フ、

公法的效果ヲ發生スルノ行為ハ必スシモ公ノ意思表示ノミニ非ラス、私人ノ意思表示ニヨリテモ公法的效果ヲ生スルコトハ其ノ例稀ナリトセス、故ニ若シ公法的法律行為ヲ公法的效果ヲ生スル法律行

為、意ニ辨スル時ハ公法的法律行為ハ國家又ハ公法人ノ行為ト私人ノ行為トニ區別スルコトヲ得ヘシ、右者ハ例ハ許願又ハ訴訟ノ提起營業免許ノ許願ノ如シ、一方ニ於テハ國家又ハ公法人ノ行為ハ必ラスシモ皆公法的效果ヲ生スルモノニ非ラス、私法的效果ヲ生スルモノ亦其例ニ及シカラス、余ハ其ノ效果ノ公法的ナルト私法的ナルトヲ向ハス國家又ハ公法人ノ意思表示ヲ以テ成立要素トスル法律行為ヲ稱シテ公法的法律行為ト云ハント欲ス、此種ノ行為ト雖モ必ラスシモ國家又ハ公法人ノ意思表示ノミヨリ成ルニ非ラス、或ハ私人ノ意思表示ヲモ合セテ其ノ要素トナスモノアリ、殊ニ公法上ノ契約ハ國家ノ意思表示ト私人ノ意思表示トノ合致ヨリ成ルヲ通常トスルコトハ右述スル如シ、

公法的法律行為ハ民法的法律行為ト云シク種々ノ莫ヨリ其ノ種類ヲ區別スルコトヲ得、

其ノ最も重要ナル區別ハ次ノ如シ、

I. 立法行為、行政行為及司法行為ノ區別、

II. 單獨行為ト双方行為トノ區別、

III. 其ノ内容ニヨルノ區別、

以上ノ外法律行為ノ形式ニヨリテハ要式行為、不要式行為ヲ分ツコトヲ得ヘク其ノ法律上ノ效力ヨリ云ハハ完全ノ效力ヲ有スル行為ト法律上ノ瑕疵アル行為、無効ノ行為、效力不完全ノ行為等ヲ分ツコトヲ得、

文等各種ノ區別ニ於テハ以下數節ニ於テ別ニ之ヲ論ス、只立法、行政、司法ノ區別ハ前ニ已テ述ヘタルヲ以テ此知ニハ行政行為ノ觀念ニ付キテ一言スルニ止ム、

行政行為ノ觀念ハ其意義必ラスシモ一定セズ、其ノ最も広キ意義ニ於テハ行政作用ト公意義ニ用ヒラル、コトアリ、此ノ意義ニ於テハ行政行為ハ公法的法律行為ナルノミナラス、事實的ノ行為モ私法上ノ行為モ又全ク法律上ノ效果ヲ生セサル法律上無干係ナル行為モ

苟クモ行政官ニヨリテ行ハル、行爲ハ凡ク之レヲ行政行爲ト云フナ
リ
狭義ニ於テ行政行爲ト云フハ事實的行爲、私法上ノ法律行爲又ハ法
律上無干係ナル行爲ヲ除外シテ專ラ公法的法律行爲、行政行爲ニヨ
リテ行ハル。モノヲ意味ス、本章ニ所謂行政行爲ハ專ラ此ノ第二ノ
意義ニ用フルモノ也、

第二節 行政如分 公法上ノ契約及協定

行政行爲ハ民法上ノ法律行爲ト云シク單獨行爲ト双方行爲トニ区
別セラレ、公法上及ヒ司法上ノ行爲ハ其ノ性質上常ニ國家ノ單獨ノ
意思表示ニヨリテ其ノ效力ヲ生スルモノナルニ反シテ行政行爲ハ或
ハ國家又ハ公法人ノ單獨ノ意思表示ニヨリ其効力ヲ生シ、或ハ相手
方ノ同意アルニヨリテ其効力ヲ生ス、而シテ單獨行爲ト双方行爲ト

ノ區別ハ之ニ由テ生ス、

單獨行爲タル行政行爲ハ通常之ヲ行政如分ト云フ、(Verfügung)
双方行爲タルモノハ之レヲ公法上ノ契約又ハ時トシテ行政契約ト稱
ス、近時ノ學者ハ契約ノ外ニ別ニ協定 (Vereinbarung) oder
(Gesamttat) 又ハ合會行爲ノ觀念ヲ認メ之レヲ契約ト区
別ス、

第一款 行政如分

行政如分トハ國家又ハ公法人ト臣民トノ關係ニ付キテ之ヲ決定ス
ル行政権ノ一方の意思表示ヨリ成ルノ行爲也、行政如分ハ或ハ一般
的ノ法則ヲ定ムルモノアリ、或ハ個々ノ實在ノ事件ニ付キテ其ノ手
係ヲ定ムルモノアリ、前者ハ通常之ヲ一般如分ト云ヒ (Allgemein-
verfügung)、后者ハ之ヲ單個如分 (Einzeln-
verfügung) 云フ、

Verfassung) 一 林

一般如分ハ其ノ一般抽象的ノ法則ヲ定ムルモノナルコトニ於テハ
 法規ノ性質ヲ全クストモ法規ノ如ク國家ト臣民トノ間ニ新タル
 権利義務ヲ發生スルモノニ非ラスシテ既ニ成立セル法律ノ係ニ基キ
 テ文ヲ實現スルカ爲メニシテ又ハ其他臣民ニ新ナル義務ヲ課スルモ
 ノニ非ラサルコトニ於テ法規ノ性質ヲ異ニス、又テ法規ノ區別スル
 カタメニ或ハ稱シテ行政規則 (Verwaltungs verordn-
 ungen) ト云フコトアリ、法規ヲ定ムルニハ原則トシテ議會ノ假
 贊ヲ要ス、憲法及ヒ法律ニヨリ特ニ許サレタル範圍ニ於テハ行政
 規則ノ权限ニヨリ之ヲ定ムルヲ得ルモノナルニ反シテ行政規則ハ行
 政機關ノ當然ノ权限ニ屬シ特ニ立法權ニ尚保セラレタルモノ、外ハ
 自由ニ之ヲ定ムルコトヲ得、

行政規則ノ内容ハ種々アリ、其主ナル種類次ノ如シ、

I. 既ニ成立セル法律ノ係ニ基キ既存ノ權利ヲ實行スルカタメニス

ル行為、就中特別ノ權力ノ係ニ基キ其ノ權力ノ範圍内ニ於テ其ノ
 權力ニ服従スルモノニ對シテ發スル命令ハ此種ニ屬ス、官吏ニ對
 スル職務命令、軍人ニ對スル軍律上ノ命令、學生ニ對スル學校規
 則等ハ皆之也、

II. 自由意思ニ基ク契約ノ契約タルヘキ規定、

契約ハ通常各場合ニ於テ當事者ノ合意ニヨリ其ノ内容ヲ定ムルモ
 ノナルニ時トシテハ當時者ノ一方カ一般的法則ノ形ヲ以テ予メ契
 約ノ内容ヲ定メテ多數不定ノ相手方ニ對シテ契約ノ申込ヲナシ、
 又ハ申込ノ募集ヲナスコトアリ、國家ト臣民トノ間ノ契約ニ就キ
 テ之レト云様ニ國家ノ一方的意旨ニヨリ一般的法則トシテ契約ノ
 約款ヲ定ムルコト少ナカラス、斯ノ如キ規定ハ其ノ契約力不完全
 ニ當事者ノ自由意思ニ任セラル、限度ニ於テハ私法上ノ契約タル
 ト公法上ノ契約タルトヲ向ハス毫モ何人ノ意思ノ自由ヲ制限スル
 スアラサルヲ以テ法規ノ性質ヲ有スルコトナク、從テ行政規則ノ當

然ノ权限ニ屬ス、例ハ、政府ノタメニ工事ノ請負ヲナシ、又ハ物
品ノ供給ヲナスモノニ由リテ定メラル、請負人規則、入札規則、
如キハ私法上ノ契約ノ約款ヲ定ムルモノナリ、

政府ヨリ旅費ヲ受ケテ外國ニ遊學シ他日政府ノ命スル任務ニ就
クノ義務ヲ負ハシメラル、若ニ由リテ定メラル、文部省遊學生規定
、如キハ公法上ノ契約ノ約款ヲ定ムルモノナリ、

何レモ此ノ種ノ行政規則ニ屬ス、

之レニ反シテ契約ノ締結ヲ自由意思ニ任セラル、コトナク、或
ハ契約ノ締結ヲ法律上ノ義務トセラレ或ハ其ノ事業カ國家ノ独占
ニ屬シ、臣民ハ其ノ契約ヲ余義ナクセラル、場合ニ於テハ其ノ契
約ノ内容ヲ定ムルハ即チ此ノ特定ノ内容ノ契約ヲナスコトヲ余義
ナクセシムルモノニシテ個人ノ意思ノ自由ヲ制限スルモノナルコ
トヲ失ハス、從テ法規ノ性質ヲ有スルモノナリ、例ハ郵便法、
電信法ノ如キ國家ノ独占事業ニ干スル規定又ハ小學校令ノ如キ入

學強制ナル事業ニ干スル規定ノ如キハ自由意思ニヨル契約ノ約款
ニアラス、從テ行政規則ノ性質ヲ有スルモノト云フヲ得ヌ、

III、國家自身ニ干スル規定ニシテ、個人ノ意思ノ自由ヲ制限スルコ
トナキモノ、

營造物設置ニ干スル規定ハ概ネ此ノ種ノ規定ニ屬ス、國家カ學校
病院ヲ開設シ、郵便局ヲ増設移転シ、公園地ヲ開設セルカ如キ何
レモ其レ自身ニ於テ國家ト臣民トノ間ノ權利義務ニ干係ナク、從
テ法規ヲ定ムルモノニアラス、之ニ干スル規定ハ行政規則ノ性質
ヲ有ス

IV、官庁又ハ營造物ノ内部組織ヲ定ムル規定ニシテ直接ニ臣民ト交
渉スルトコトナキモノ、

例ハ、官庁内部ノ分課規定、大卒ノ講座制又ハ文トト類似ノ規定
ハ何レモ法規ノ性質ヲ有セス
以上ノ各種ノ規定ハ一般拘束ヲ定ムルモノナレトモ性質上行政

政行為ニ属ス。立法行為タルモノニアラス。故ニ單獨行為タル行政行為ヲ凡テ行政処分ト稱スルハ文才ノ所謂行政規則モ亦行政処分ノ一種ニ外ナラス。然レモ普通ニ行政処分ト云フハ斯クノ如キ一般的法則ヲ意味セスシテ專ラ實在ノ事件ニ付キテ其ノ法律關係ヲ定ムル行政権ノ一方的行為ヲ意味ス。此ノ意味ニ於ケル行政処分ハ專ラ單個処分ノミヲ意味ス。所謂一般処分ヲ包含セズ此ノ意味ニ於ケル行政処分ノ觀念ハ常ニ或ル實在ノ法律關係ニ付キテ文レテ拘束スルモノニシテ法規又ハ行政規則ノ如ク或ル抽象的標準ヲ定メ、其ノ標準ニ適合スル凡テノ實在ノ場合ニ適用セラルルモノニアラス。其ノ予想シタル實在ノ事件ノミニ適合セラレ以テ其ノ效果ヲ完了スルモノナリ。文レヨリ以下此ノ節ニ於テ行政処分ト云フハ專ラ此ノ意義ニ於ケル單個処分ヲ意味ス。

行政処分ハ其ノ内容ニヨリ種々ニ文レテ分類スルコトヲ得、其ノ分類ニ付キテハ未ダ學者ノ定説ナシト雖モ其ノ主ナルモノニハ次ノ

四種ヲ挙グルコトヲ得ヘシ、
I. 下命行為 (Befehl)

下命行為トハ作為又ハ不作為ヲ命スルノ処分ヲ云フ、行政処分ノ最モ普通ナルモノナリ、或ハ作為ヲ命スルモノアリ、例ハ家屋ノ清潔方法ノ施行ヲ命シ、建築物ノ取払ヲ命スルカ如キ文レナリ或ハ金錢其ノ他ノ給付ヲ命スルモノアリ、例ハ租税ノ賦課徴收ノ如シ、或ハ特定ノ作為ヲ禁止スルモノアリ、例ハ家屋ノ交通ヲ遮断シ、出版物ノ發行ヲ禁止スルカ如シ、或ハ又受忍ノ義務 (Dulden) ヲ命スルモノアリ、受忍ノ義務トハ身体財産ニ事實上ノ強制ヲ与ヘラルルニ對シテ抵抗ヲナサ、ルノ義務ヲ云フ種痘ヲ命シ、健康診断ヲ受クルノ義務ヲ命シ、賦産ノ差押ヲ受クル義務ヲ命スルカ如キ文レナリ、下命行為ノ最モ主要ナルモノハ警察下命ナリ、其ノ他財政権、軍政権、公企業権才ノ作用トシテモ亦下命行為ノ行ハル、モノゾナカラス、

又等ノ各種ノ下命行為ニ付キテハ各節ニ述フヘシ、其ノ何レノ種
 類タルトモ向ハス下命行為ノ法律上ノ效果ハ受命者ク文レニ遵守
 スルノ義務ヲ負フコトニアリ、受命者ハ其ノ如分ノ内容ニ依テ其
 ノ命セラレタル作為又ハ給付ヲナシ又ハ其ノ作為ヲナサス若クハ
 其ノ強制ヲ受忍スルノ義務ヲ負フ、其ノ義務ニ違反スル時ハ官
 ハ罰則ノ定ムル如ク罰シ、又ハ行政上ノ強制執行ノ手段ハ
 ヲリテ其ノ遵守ヲ強制スルコトヲ得。

II. 許可及免除 (Concessions und Erlasse)

國家ハ一方ニ於テ作為又ハ不作為ヲ命スルト共ニ時トシテハ實在
 ノ場合ニ付キテ其ノ作為又ハ不作為ノ義務ヲ免除シ、或ハ一般ニ
 禁セラレタル作為ヲ實在ノ場合ニ文レテナスコトヲ許ルシ、或ハ一
 般ニ命セラレタル作為ノ義務ヲ實在ノ場合ニ免除スルコトアリ、
 前者ハ文レテ許可ト云ヒ、后者ハ之ヲ免除ト稱ス、
 許可ハ實在ノ場合ニ於ケル禁止ノ解除ニシテ許可ヲ受ケタルモ

ノハ適法ニ其ノ作為ヲナシ得ヘキ權能ヲ取得ス、
 免除ハ實在ノ場合ニ於ケル作為又ハ給付義務ノ解除ニシテ免除
 ヲ受ケタルモノハ適法ニ其ノ作為又ハ給付ヲナサ、ルノ權能ヲ取
 得ス、

許可ハ例ハハ營業ノ免許、建築ノ許可ノ如シ、コレヲノコトナ
 一ハ一般ニ禁止セラレ、モニニシテ只許可ヲ受ケルモノニ限り適
 法ニ之ヲナスコトヲ許サ、ルナリ、許可ハ權利ヲ附与スル行為ニ
 アラス、許可ヲ受ケタルモノハ適法ニ其ノ許サレタル行為ヲナス
 ノ權能ヲ取得スルモノコノ權能ハ權利ノ性質ヲ有スルモノニアラス
 シテ單ニ自然ノ自由ノ恢復セラレタルニスナス、許可ノ效力ハ單
 ニ禁止ヲ解除スルニイリ、少シモ新ナル權利ヲ附与スルコトナシ
 權利ノ附与ニイラスシテ禁止ノ解除ナリ、
 許可ハ通常相手方ノ出願ニ對シテ与ヘラル、モノ出願ハ只許可
 ヲ希望スルノ行爲タルニ止マリ、此ノタノニ許可ヲ以テ契約ノ性

質ヲ有スルモノトナスヘカラス。許可ト出願トハ各独立ノ意思表
 示ニシテ單独ニ其ノ效力ヲ出ス。假令許可ノ内容ト出願ノ内容ト
 カ一致スル場合ト虽モ等シク契約トハ性質ヲ異ニスルモノニシテ
 國家ノ單独行為タルトテ失ハサルコトハ尚民法上ノ債務ノ免除カ
 假令債務者ノ希望ニ出ツル場合ト虽モ債権者ノ單独行為タルト異
 ナル也ナシ。況ンマ出願ノ内容ト許可ノ内容トハ必ずスシモ一致
 スルモノニアラス。当事者ノ出願ニ對シテ制限ヲ加ヘテ之ヲ許可
 シ若クハ條件付許可ヲ与フルカ如キ何レモ有效ノ許可タルヲ失ハ
 ス。

許可カ禁止ヲ解除スルモノナルニ反シ免除ハ一般ニ命セラレタ
 ル行為ノ義務ヲ實在ノ場合ニ免除スルモノニシテ例ハハ極弱ナル
 兒童ノ就學義務ヲ免除シ。又荒地ノ租税ヲ免除スルカ如シ。コ
 許可ト異ナル也。唯テ許可ハ一般ノ禁令ニ對スル例外ヲ設クルニ
 對シテ、免除ハ一般行為命令ニ對スル例外ヲ定ムルモノタルコト

アルノミ、何レモ義務ヲ免除スルノ行為タルコトニ於テ全種ノ行
 為ニ屬ス。

許可及免除ト相對シテ又許可若シクハ免除ヲ拒絕スルノ行為アリ、
 即チ許可免除ノ出願ニ對シテ之レヲ拒ミ又ハ已ニ与ヘタル許
 可又ハ免除ヲ取消スノ行為ニシテ等シク全一種ノ行為ニ屬ス。

四、權利ノ設定、喪失又ハ剝奪スルノ行為、

行政処分ハ他人若クハ団体ノタメニ公法上又ハ私法上ノ權利ヲ設
 定スルモノアリ、之レヲ附与又ハ設權行為 (Konstitution
 akte) ト称ス。

設權行為ハ許可又ハ免除ト異ナリ單ニ義務ヲ免除スルニアラス
 シテ他人又ハ団体カ自然ニハ有セザル新ナル權利ヲ設定スルモノ
 也。其設定スル權利ノ内容ハ甚ク種々アリ。或ハ公法上ノ債権ヲ
 設定スルニシテヤサルモノアリ或ハ独占的權利ヲ附与スルモノアリ
 其独占權ヲ附与スル行為ハ通常之レヲ許可 (Kongession) ト称

スルト虽モ特許ノ名称モ亦許可ノ語ト同様ニ種々ノ意義ニ混用セ
 テル法律上ノ用語ニ於テハ確定ノ意義ヲ有スルモノニアラス、
 權利ヲ設定スルノ行為ハ多クハ相手方ノ同意ニ依テ行ハレ從テ
 右述スヘキ公法上ノ契約ノ性質ヲ有スルモノナリ、其單独行為タ
 ル設権行為ハ通例ヲ挙ケレハ其ノ公法上ノ權利ヲ附与スルモノニ
 ハ例ヘハ市町村住民ニハ公民權ヲ与ヘ、勲章ヲ授ケ学位ヲ与フル
 ノ類ナリ、私法上ノ權利ヲ設定スルモノニハ破産權ノ特許遺業權
 ノ免許ノ如シ、

設権行為ニ対シテ何人若クハ団体ノ已ニ有スル權利ヲ変更シ又
 ハ剝奪スルノ行為アリ、例ヘハ公用徵收ニヨリテ (*Expropriation*
from an Entsigung) 土地ヲ收用シ又ハ土地所有權ヲ制
 限シ市町村公民權ヲ停止シ鉱業權、漁業權、発明權等ノ特許ヲ取
 消スノ類也、

四、確認行為 (*Teststellung oder Feststellung*)

最后ニ行政処分ハ特定ノ法律事實又ハ法律關係ノ存在ヲ確認シ又
 ハ其存在ヲ公ニ証明スルモノアリ、之ヲ確認行為ト称ス、若シ近
 時ノ民法学者ノ如ク法律行為ト法律行為トヲ區別シテ当事者ノ
 效果意思ヲ包含セサル行為ヲ称シテ準法律行為ナリト云ハ、茲ニ
 述ヘケルニ種ノ行為ハ何レモ法律行為ノ性質ヲ有スルニ反シテ確
 認行為ハ準法律行為ノ性質ヲ有ス、

確認行為ニアリテハ只特定ノ事實ノ存在ヲ確認シ公証スルノミ、
 其ノ行為ヨリ如何ナル效果ヲ生スルカハ専ラ法規ノ定ムル所ニヨ
 ルヘキモノニシテ当事者ノ意思ハ之レニ對シテ何等ノ關係ヲ有セ
 ス、其ノ效果ハ或ハ新ナル權利ヲ設定スルモノナルコトアリ、例
 ヘハ発明權ノ特許ノ如ク、或ハ公ノ試験ニヨル資格ノ認定ノ如シ
 発明權ノ特許ハ又タソノ出願ニ係ル発明カ法律ノ定ムル特許ノ要
 件ヲ具備スルヤ否マヲ確認スルノ行為ニスキスシテ之レニヨツテ
 權利ヲ附与スルモノアルニアラス、國家ト虽モソノ自ラ有セサル

權利ヲ他人ニ与ヘ得ヘキモノニアラサルヲ以テ發明者ニアラサル
 國家カ發明者ノ權利ヲ他人ニ附与シ得ヘキモノニアラス、發明者
 ノ權利ハ發明者カ法規ニ依リ当然之レヲ享有スルモノニシテ只々
 ソノ權利ノ効力ヲ生スル要件トシテ國家タ發明ノ事實ヲ確認スル
 コトヲ要スルノミ、其ノ確認アルコトニヨリテ發明權カ始メテソ
 ノ效果ヲ生スルナリ、公ノ試験ニヨル資格ノ認定モ亦之レト同シ
 ク國家ハ試験ニヨリテソノ學力ヲ確認スルノミ、高等文官、外交
 官、司法官等トナルヘキ資格ハ公ノ確認ニ基キ法規ニ依リ当然發
 生スルコトナリ、確認行為ノ效果ハ亦或ハ特定ノ權利ノ効力ヲ第
 三者ニ對抗スルヲ得セシムルニ止マルモノアリ、例ヘハ土地所有
 權ノ登記ノ如シ、多クノ場合ニ於テハ確認行為ハ特定ノ法律手係
 ニ付キテソノ執行力ヲ生セシムルモノニシテ裁判々決ハ概ネ公ノ
 種ニ屬ス、

確認行為ハ只ニ行政行為ノミナラス、司法權ノ行為モ亦ソノ大

多数ハ確認ノ性質ヲ有ス、行政行為ト司法權ノ行為トハ元素其ノ
 性質ニ於テ判然タル區別アルモノニアラス、其差異ノ存スル所ハ
 唯一ツハ行政機關ニヨリテ行ハレハツハ司法裁判所ニヨリテ行ハ
 ル、コトニ存スルノミ、司法裁判所ノ判決ト虽モ其ノ性質ニ於テ
 ハ或ハ行政行為ト同シク下命行為ノ性質ヲ有スルモノアリ、例ヘ
 ハ判決ニヨリテ新聞紙ノ発行ヲ禁止スルカ如シ、或ハ權利ヲ剝奪
 スルノ行為ノ性質ヲ有スルモノアリ、例ヘハ判決ニヨリテ送答權
 ノ行使ヲ禁止スルカ如シ、然レトモ裁判々決ノ多數ハ確認行為ノ
 性質ヲ有スルモノニシテ民事判決ハ權利ノ所在ヲ確認シ、刑事判
 決ハ犯罪事實ト之レニ科スヘキ刑罰等ヲ確認ス、其ノ法律上ノ性
 質ニ於テハ行政行為タル確認行為ト區別スルヲ得サルモノナリ、
 行政知分ノ種類ハ必ラスシモ以上四種ヲ以テ尽キルモノニアラスシ
 テ此ノ他告示、督促、通知等ノ行為モ挙クルコトヲ得ヘシト虽モ之
 レラハ他ノ行為ニ附隨シテ行ハル、ニ止マリ重要ナル法律上ノ意味

ヲ有スルモノニアラス、行政処分ノ主要ナルモノ以上ノ四種ニ止
マシ。

第二款 公法上ノ契約

互ニ対等ナル個人相互又ハ団体相互ノ間ニ於テハ互ニ權利ヲ有シ
義務ヲ負フニハ相手方ノ承諾ニヨルノ外ナク從テ國際法又ハ司法ノ
區域ニ於テハ契約ハ法律行為ノ最モ普通ナル形式ナリ、國內公法ニ
於テハ國家ト臣民トノ關係ハ不対等ナル關係ニシテ國家ハ一般ニ統
治權者トシテ臣民ニ對シ臣民ハ之レニ服從スルノ義務ヲ負フモノナ
ルヲ以テ行政行為ノ最モ通常ノ形式ハ國家ノ單獨行為、即チ行政処
分ナリ、然レトモ一方ニ於テハ民法上ニ於テモ單獨行為ノ例ニ之シ
カラザルト同シク公法上ニ於テモ亦契約ニヨリテソノ法律關係ヲ定
ムルコトナシトセス、之レヲ公法上ノ契約ト稱ス、

公法上ノ契約ハ或ハ國家ト國家トノ間ニ行ハル、コトアリ、國際
條約之レナリ、或ハ個人相互ノ間ニ行ハル、コトアリ、個人カ公
權又ハ公義務ノ主体トシテナス也ノ契約ハ個人相互ノ間ニ結ハル
、モノトモ尚公法上ノ契約タルコトヲ失ハス、例ヘハ貴族院ニ
於ケル有爵議員ノ選挙ニハ其ノ投票ヲ他人ニ委任スルコトヲ許ス
此ノ投票任委契約ハ公法上ノ契約ニ外ナラス、
公法上ノ契約ハ又公法人ト公法人トノ間ニ行ハル、コトアリ、ニ
町村カ契約ニヨリ共同シテ特定ノ事業ヲ經營スル如シ、
然レトモ公法上ノ契約ノ最モ重要ニシテ其ノ特色ノ最モ著シキモ
ハ國家ト臣民トノ間ニ行ハル、契約ナリ、
國家ト臣民トノ間ニ公法上ノ契約ノ存在シ得ルマ否マ學者ノ爭ヲ
所ナリ、之レヲ否定スル學者ハ契約ハ只對等者相互ノ間ニ存在シ得
ルノミ、契約ノ觀念ハソノ双方ノ意思カ法律上平等ノ價値ヲ有スル
コトヲ前提トスルモノニシテ而シテ權力者ト服從者トノ間ニハ意思

一八〇
ノ對等ナク從テ只ク權力者ノ單獨行為アルヲ尙ル、ミ、契約ハ存在
スルヲ得ストナスナリ、然レトモ國家ト臣民トノ間カ權力服從ノ干
係ナリト云フハ只其ノ權力カ法律ノ認ムル所タル範圍ニ於テノミ云
フコトヲ得ルニ止マル、國家ハ無制限ナル統治ノ權力ヲ有スルモ
ニアラスシテ、只ク法律ノ認ムル範圍内ニ於テノミ臣民ニ命令シ、
之レニ義務ヲ負ハスルノ權力ヲ有スルナリ、國家ハ固ヨリ新タナル
法規ヲ制定スルニヨリテハ臣民ニ新タナル義務ヲ命スルヲ得ヘシト
モ、現在ノ法規ノ下ニ於テハ只ク法規ノ認ムルノ限度ニ於テノミ
統治權ヲ行フコトヲ得ルニ止マル、法規ノ認ムル範圍外ニ於テハ、
國家ト臣民トノ關係ハ最早權力服從ノ關係ニアラス、現在ノ法規ノ
變更セラレサル限り國家ハ臣民ノ意思ニ反シ之レニ義務ヲ負ハシム
ルコトヲ得ス、即チ此ノ範圍内ニ於テハ臣民ハ國家ヨリ獨立ナル地
位ヲ有スルモノナリ、故ニ若シ國家ニシテコノ範圍内ニ於テ臣民ニ
或ル義務ヲ負ハシメントスル場合ニ於テハ只ク相手方ノ承諾ニヨリ

テノミ之レヲナスヲ得ヘク、公法上ノ契約ハ茲ニ於テカ生ス、
公法上ノ契約ノ实例トシテ最モ普通ニ挙げラル、ハ帰化ノ許可、
官吏ノ任命ナリ、國家ハ外国人ノ意思ニ反シテソノ單獨意思ニヨリ
テ之レヲ日本人タラシムルコトヲ得ヘキモノニアラス、之レヲナス
ニハ必ず相手方ノ同意ヲ要ス、官吏ノ任命ニ付テモ亦同シク國
家ハ他人ノ意思ニ反シテ之レヲ官吏タラシムルコトヲ得ス、相手方
ノ同意ニヨリテ始メテ任命行為行ハル、ナリ、ソノ他議員ノ就任、
自治議員ノ選挙、如キレヘテ國家又ハ公法人ノ機關タル地位ニ付カ
シムルノ行為ハ兵役ノ如キ法律上強制セラレ、モ、外ハ凡テ公意
ニヨル行為ニシテ公法上ノ契約ニ屬ス、其ノ他大學其ノ他ノ官立學
校ニ於テ生徒ノ入学ヲ許スノ行為、學生ヲ送致シテ外國ニ留學セシ
メ修業後或ル業務ヲ担任スル義務ヲ負ハシムルノ行為、市街鐵道ノ
ノ他公企業ヲ特許スルト共ニ企業者ニ種々ノ義務ヲ負ハシムルノ行
為等何レモ契約ニヨリテ行ハル、モ、ニシテ等シク公法上ノ契約ノ

一八一

実例ナリ、

公法上ノ契約ヲ否定スル学者ハ凡テ之等ノ行為ニ付キテ相手方ノ任意ヲ条件トシテ行ハル、國家ノ單独行為ナリトシ、其ノ性質ニ於テハ相手方ノ出願ニヨリテ營業ノ免許其ノ他ノ許可ヲ与ヘ、訴訟ノ提出ニヨリテ裁判ヲナスカ如キ場合ト異ナラス、トナスナリ、然レ此出願ニヨル許可、訴訟ノ提起ニヨル裁判ノ如キ行為ハ何レモ相手方ノ意思ハ國权發動ノ原因タルニ止マリ其ノ行為自身ノ要素タルモノニハアラス、國家ノ行為ノ行ハル、ハ當事者ノ請求アルコトヲ条件トナスト虽モ、當事者ノ請求ハ只ク國家ノ行為ヲ喚起スルノ原因タルニスキスシテ其ノ行為自身ハ國家ノ單独ノ意思ニヨリテ其ノ效力ヲ生ス、固ヨリ契約ヲ以テ目スヘキモノニアラス、公法上ノ契約ハコレヲノ場合トハ異ナリ双方ノ意思カ互ニ合致シ而シテ双方ノ意思カ共ニ其行為ノ成立要素タル也、

公法上ノ契約ノ内容ハ種々ナリト虽モ、其ノ最モ普通ナルモノハ

當事者カ一定ノ場合ニ於テ國家ノ命令權ノ下ニ服従スルコトヲ約スルモノニシテ、即チ公法上ノ特別ノ權力關係ヲ設定スルモノナリ、佛化任官学校ノ入学ノ如キ何レモ之レニヨリテ當事者ハ一定ノ範圍ニ於テ國家ノ特別ノ權力ノ下ニ服従スルナリ、此ノ種ノ契約ヲ服従契約ト云フ、(Subjections vertrag)ヲ得ハシ、
公法上ノ契約ハ民法上ノ契約ト異ナリ契約自由ノ原則ノ適用アルモノニアラス、當事者ノ自由ニ如何ナル契約ヲモ締結シ得ヘキモノニアラスシテ民法ニヨリテ許サレタル範圍ニ於テノミ公法上ノ契約ヲナスコトヲ得、

第三款 公法上ノ規定

單独行為及ヒ契約ノ外近時ノ學者ハ法律行為ノ独立ノ一種トシテ

決定行為ナルモノヲ認ム。決定ノ契約ト異ナル如ク契約ハ当事者双方
 方カ互ニ反対又ハ少ナクトモ独立ノ利益ヲ有シソノ一方ハ或ハソノ
 負担ニ任シ。一方ハ之ニ相当スル利益ヲ受クルコトヲ約スルニヨリ
 成立スル行為ナルニ反シテ決定行為ニアリテハ当事者ハ互ニ対立
 ノ關係ヲ有スルモノニアラスシテ共同目的ノ爲メニ意思ヲ表示シ其
 ノ多数ノ意思ノ合致ニヨリテ法律上有效ナル單一ノ法律意思ヲ作成
 スルモノナリ。二者共ニ多数ノ意思ノ合致ニヨリテ成立スルコトニ
 於テハ一致ストモ其ノ性質ニ於テハ明ニ之ヲ區別スルヲ要ス。契
 約ニ於テハ当事者ハ相對立シ、互ニ反対ノ方面ニ於テ其ノ意思ヲ表
 示ス。決定ニアリテハ当事者ハ相併立シ同一ノ方面ニ向ツテ其ノ意
 思ヲ表示ス。

決定行為ハ公法私法國際法ノ凡テノ區域ニ於テ存在ス。殊ニ國際
 法ノ區域ニ於テハ國家ノ上ニ立テ法律ヲ制定スル權力者アラサル
 ヲ以テ、列國ヲ拘束スヘキ國際法ノ制定ハ列國自身ノ決定ニヨルノ

外ナク、多クノ國際條約殊ニ列國會議ニ於テ決定シタル陸戰法規、
 海戰法規等ノ條約ハ契約ノ性質ヲ有スルモノニアラスシテ決定ノ性
 質ヲ有スルモノナリ。私法ノ區域ニ於テモ会社ノ設立、組合總會ノ
 決議、無能力者カ後見人ノ同意ヲ以テナス行為ノ如キ何レモ決定ノ
 性質ヲ有ス。

公法ノ區域ニ於テモ亦之レト同様ニスヘテ或ル法律上ノ效力アル
 意思カ一人又ハ一団体ノミノ意思ヲ以テ之ヲ決定スルヲ得ス。之
 ヲ決定スルニハ多数ノ当事者ノ意思ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ意
 思表示カ互ニ対立ノ關係ヲ有スルモノニアラサルモノハ常ニ決定行
 爲ナリ。

決定行為ノ主ナルモノハ団体設立行為、決議行為及ヒ同意行為ノ
 三種ヲ挙グルコトヲ得ヘシ。団体設立行為ノ私法ノ區域ニ於ケルモ
 ハ例ヘハ会社ノ設立ノ如シ、其ノ公法ノ區域ニ於ケルモノハ例ヘ
 ハ教町村ノ協議ニヨリテ町村組合ヲ設ケ、教個ノ同業組合カ其ノ概

議ニヨリテ企業組合聯合会ヲ設ケルカ如シ、決議行為トハ合議体ニ於テ協議ノ結果特定ノ法律意思ヲ作成スルノ行為ヲ云フ、前ニ掲ケタル列国会議ニ依ル條約ハソノ著シキ一例ナリ、

其ノ国内公法區域ニ於ケルモノハ主トシテ國家機關ノ内部ニ行ハル、モノナリ、

同意行為ハ一人又ハ一団体ノ行為カソノ單獨ノ意思ヲ以テ效力ヲ生スルコトヲ得スシテ其ノ有效ナルニハ他団体又ハ何人ノ同意ヲ必要トスル場合ヲ云フ、其公法ノ區域ニ於ケルモノハ主トシテ公法人ト國家トノ間ニ行ハル、モノニシテ普通ニ之レヲ認可ト称ス、例ヘハ市町村ノ條例ヲ定ムルニハ監督官廳ノ認可ヲ要シ市長ノ就任ニハ市会ニ於テ送挙シタル上尙裁裁ヲ得ルコトヲ要スルカ如シ公法人ノ意思ノミヲ以テハ有效ニ之等ノ行為ヲナスコトヲ得ス國家ノ同意アルニヨリテ始メテ其行為カ有效ニ成立スルモノニシテ団体ノ意思ト國家ノ意思トカニツナカラ共ニ其行為ノ成立要素タルモノナリ、

第三節 行政行為ノ成立

行政行為ノ成立要件ハ各行為ニ付キ同シカラズト雖モ、各種ノ行為ニ特別ナル要件ハ之レヲ除キテ一般行為ニ適スル要件ヲ挙ケレハ大体ニ於テ、或ル形式的要求ト、實質的要求トヲ分ツコトヲ得ヘシ

第一、行為ノ形式的要求

行政行為ハ民法ノ法律行為ト同シク或ハ法律ノ定ムル一定ノ形式ヲ踏ムコトヲ以テ其ノ成立要件トナスモノナリ、或ハ特定ノ形式アルコトヲ必要トセサルモノアリ、之ニヨリテ行政行為ハ形式行為ト不要式行為トニ區別セラル、

不要式行為ニアリテモ少クモソノ行為カ正当ノ權限アル官廳ヨリ
出テケルヲ得ヘキ方法ヲ以テ表示セラル、コトハ其ノ効力ヲ
生スルニ欠クヘカラサル要件也、

行政行為カ特定ノ相手方ニ対シテ行ハル、場合ニ於テハ其ノ最モ
普通ナル方法ハ書面ヲ以テ相手方ニ傳達スルコトニアリ、行政行為
カ多數ノ人又ハ不特定ノ人ニ対シテ行ハル、場合ニ於テハ普通ノ公
示方法ニヨリテ或ハ一定ノ場所ニ掲示シ、或ハ官報ニ掲載シ、又或
ハ立札ヲナス等、要スルニ其ノ效果ヲ受クヘキ人民カ之レヲ認知シ
得ヘキ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ表示スヘキモノタリ、

行政行為ノ形式カ法令ニヨリテ一定セラレタル場合ニ於テハソノ
定メラレタル形式ヲ以テスルコトハソノ行為ノ効力ヲ生スル要件ナ
リ、

○、國家ノ意思表示ハ黙示ナルコトハ稀ナリトス、
民法上ノ法律行為ニ比スレハ行政行為ハ要式ナルモノ多シ、

之レハ多クハ國家ノ一方的意思表示ニヨリテ効力ヲ生スル場
合多キ故ナリ、

行政行為カ隔地者ニ対シテ行ハル、場合ニ於テ其ノ効力カ何レノ
時期ニ發生スルカニ付キテハ一般の規定ナク專ラ條理ニヨリテ決セ
サルヘカラス、

民法上ノ法律行為ニ付テハ法ハ原則トシテ受信主義ヲ採リ相手方
ニ到達シタル時ヲ以テ其ノ効力ヲ生スルノ時期トセリ、民法ハ規定
ハ直接ニハ行政行為ニ適用アルモノニアラスト至モ、民法ノ採ル主
義ハ行政行為ニ付キテモ亦條理ニ適スルモノト認ムヘキノミナラス
行政行為ノ拘束力ヲ受クヘキモノカ其ノ行為ヲ認知シ得ヘキ状態ニ
置カル、ニアラサレハ其ノ行為ノ効力ヲ發生スルヲ得サルモノト認
ムルヲ正当トナス、即チ相手方ニ到達シタル時ニ於テハ相手方
ハ始メテ之レヲ認知シ得ヘキ状態ニ置カル、モノナルヲ以テ行政行
為ニ付キテモ亦民法上ノ一般原則ト同シク受信主義ニヨルモノトナ